

新 (P175)

色が織り成されてきた。

そして、この嵯峨野は、様々な和歌や物語、謡曲の舞台となった。例えば、「源氏物語」の「賢木」の巻では、六条御息所の娘の斎王の^{けっさい}潔齋地として嵯峨野の野宮が描かれている。「ものはかなげなる小柴垣」「黒木の鳥居どもさすがに神々しう見え」と描かれた野宮神社は、黒文字の枝を竹に結んだ垣根、黒い樹皮をそのままに立てた黒木の鳥居のたたずまいを持ち、物語の中の野宮の遺風を今日に伝えている。また、明石女君が来京した際の住居が大堰川の川べりに設定されており、光源氏が

「大覚寺の南」に造作した「嵯峨野の御堂」（現在の清涼寺の地にあった^{せいかかん}棲霞観がモデルとされている）にかこつけて明石女君に会いに行く様子が描かれている。かつての大堰川の船遊びを偲ぶものとして、昭和3年に創始された車折神社の「三船祭」では、川面に浮かべられた色とりどりの舟が平安の雅を思わせる。

江戸時代には、これらの舞台が「名所」として人々に意識されるようになった。そして、寺社への参詣とともに景勝地詣でが隆盛した。嵯峨野は今も清水寺周辺に次ぐ京都を代表する名所となっている。

寺社への参詣や景勝地詣でが盛んになるにつれ、それらの人々をもてなすための産業が盛んになった。江戸末期に書かれた^{ふでまかせ}「筆満可勢」では、大井川河畔に宿屋の存在が示されており、また18世紀頃に書かれた^{しばこうかん}司馬江漢の旅行記では、田楽茶屋の存在が示されている。現在でも、地元の竹を使った伝統工芸品などの土産物屋や料亭、料理旅館などが、嵯峨野、嵐山地域に点在し、和を基調とするそれらの建物が美しい景色に溶け込んでいる。

このように、嵯峨野の人々は、京の皇族や貴族が別業地を営み、また文学などに表現される風光明媚な嵯峨野の風景を大切にし、この景勝地を訪れる人々をもてなす営みが今なお続けられている。

旧 (P174)

色が織り成されてきた。

そして、この嵯峨野は、様々な和歌や物語、謡曲の舞台となった。例えば、「源氏物語」の「賢木」の巻では、六条御息所の娘の斎王の^{けっさい}潔齋地として嵯峨野の野宮が描かれている。「ものはかなげなる小柴垣」「黒木の鳥居どもさすがに神々しう見え」と描かれた野宮神社は、黒文字の枝を竹に結んだ垣根、黒い樹皮をそのままに立てた黒木の鳥居のたたずまいを持ち、物語の中の野宮の遺風を今日に伝えている。また、明石女君が来京した際の住居が大堰川の川べりに設定されており、光源氏が「大覚寺の南」に造作した「嵯峨野の御堂」（現在の清涼寺の地にあった^{せいかかん}棲霞観がモデルとされている）にかこつけて明石女君に会いに行く様子が描かれている。かつての大堰川の船遊びを偲ぶものとして、昭和3年に創始された車折神社の「三船祭」では、川面に浮かべられた色とりどりの舟が平安の雅を思わせる。

江戸時代には、これらの舞台が「名所」として人々に意識されるようになった。そして、寺社への参詣とともに景勝地詣でが隆盛した。嵯峨野は今も清水寺周辺に次ぐ京都を代表する名所となっている。

寺社への参詣や景勝地詣でが盛んになるにつれ、それらの人々をもてなすための産業が盛んになった。江戸末期に書かれた^{ふでまかせ}「筆満可勢」では、大井川河畔に宿屋の存在が示されており、また18世紀頃に書かれた^{しばこうかん}司馬江漢の旅行記では、田楽茶屋の存在が示されている。現在でも、地元の竹を使った伝統工芸品などの土産物屋や料亭、料理旅館などが、嵯峨野、嵐山地域に点在し、和を基調とするそれらの建物が美しい景色に溶け込んでいる。

このように、嵯峨野の人々は、京の皇族や貴族が別業地を営み、また文学などに表現される風光明媚な嵯峨野の風景を大切にし、この景勝地を訪れる人々をもてなす営みが今なお続けられている。

新 (P177)

旧 (P176)

写真省略

写真 2-113 嵯峨野の風景

写真省略

写真 2-114 大沢の池 大覚寺

写真省略

写真 2-115 大堰川 渡月橋

写真省略

写真 2-116 嵯峨野の土産物店

(3) 京街道と京の七口

京都では、1200年前に平安京が成立すると、すべての主要な道が平安京に通ずることになり、街道を通じて、京都で培われた文化が各地へ伝わった。

写真省略

写真 2-113 嵯峨野の風景

写真省略

写真 2-114 大沢の池 大覚寺

写真省略

写真 2-115 大堰川 渡月橋

写真省略

写真 2-116 嵯峨野の土産物店

(2) 京街道と京の七口

京都では、1200年前に平安京が成立すると、すべての主要な道が平安京に通ずることになり、街道を通じて、京都で培われた文化が各地へ伝わった。

新 (P179)

鞍馬街道の要衝地である鞍馬は、鞍馬川に沿った山間の谷口集落である。平安遷都後、京都北方守護の寺院である鞍馬寺が創建されてからは、門前町として発展し、近世は、丹波からの炭の集荷、中継地としても栄えた。

a 寺社と門前町

鞍馬寺は、8世紀に創建されたと伝えられている。牛若丸（源義経）が修行をした地として知られ、木造毘沙門天立像などの、国宝や重要文化財に指定された仏像や文書等が残されている。鞍馬寺の境内にある由岐神社の歴史も古く、天慶3年（940）にこの地に鎮座したと伝えられ、豊臣秀頼により再建された拝殿は、桃山文化の建築として重要文化財に指定されている。

鞍馬の町並みを街道から見ると、周囲の山々が屋根越しに見えて、山が町並みの背景となり、合間に鞍馬川や川の向こうに広がる

畑地がみえかくれするなど、自然環境と一体化した町並みを形成していること



写真 2-117 鞍馬の町並みと自然

が分かる。その町並みを構成する民家は、町家風民家が中心である。街道の両側に建ち並び、連続性のある町並みを生み出しており、中でも瀧澤家住宅は、伝統的様式をよく残しており、国の重要文化財に指定されている。

街道に軒を連ねる歴史的な民家で

は、江戸初期に成立した「[雍州府志](#)」にも記載が見られる、鞍馬の特産品の「木の芽煮」などが販売され、独特の香りが漂い、鞍馬寺の門前町としての風情をかもし出している。

また街道沿いには、由岐神社のお旅所がある。祭礼のときに神輿が渡御するところであるが、日常は小広場として子供の遊び場にも使われており、住民にとってなじみ深いところである。また、これら以外にも祠や地藏堂が、町並みにとけこむようにしていくつか点在している。

鞍馬川は、生活用水や非常の際の防火用水などに利用され、川面におりる石

図省略

図 2-68 鞍馬街道

旧 (P178)

鞍馬街道の要衝地である鞍馬は、鞍馬川に沿った山間の谷口集落である。平安遷都後、京都北方守護の寺院である鞍馬寺が創建されてからは、門前町として発展し、近世は、丹波からの炭の集荷、中継地としても栄えた。

a 寺社と門前町

鞍馬寺は、8世紀に創建されたと伝えられている。牛若丸（源義経）が修行をした地として知られ、木造毘沙門天立像などの、国宝や重要文化財に指定された仏像や文書等が残されている。鞍馬寺の境内にある由岐神社の歴史も古く、天慶3年（940）にこの地に鎮座したと伝えられ、豊臣秀頼により再建された拝殿は、桃山文化の建築として重要文化財に指定されている。

鞍馬の町並みを街道から見ると、周囲の山々が屋根越しに見えて、山が町並みの背景となり、合間に鞍馬川や川の向こうに広がる

畑地がみえかくれするなど、自然環境と一体化した町並みを形成していること



写真 2-117 鞍馬の町並みと自然

が分かる。その町並みを構成する民家は、町家風民家が中心である。街道の両側に建ち並び、連続性のある町並みを生み出しており、中でも瀧澤家住宅は、伝統的様式をよく残しており、国の重要文化財に指定されている。

街道に軒を連ねる歴史的な民家で

は、江戸初期に成立した「[雍州府志](#)」にも記載が見られる、鞍馬の特産品の「木の芽煮」などが販売され、独特の香りが漂い、鞍馬寺の門前町としての風情をかもし出している。

また街道沿いには、由岐神社のお旅所がある。祭礼のときに神輿が渡御するところであるが、日常は小広場として子供の遊び場にも使われており、住民にとってなじみ深いところである。また、これら以外にも祠や地藏堂が、町並みにとけこむようにしていくつか点在している。

鞍馬川は、生活用水や非常の際の防火用水などに利用され、川面におりる石

図省略

図 2-68 鞍馬街道

新 (P180)

段、川沿いに開かれた畑地や川原沿いのみち、せせらぎの音までもが複合しあい、優れた自然景観を生み出している。

鞍馬のまちの背景をなす鞍馬山は、全山木々のおい繁る緑深い山であり、鞍馬寺の神聖な寺領でもあり、また住民が山林業を営む場ともなっている。

b 鞍馬の祭

こうした長い歴史を有し、門前町として発展してきた鞍馬の町並みのなかで、地域の人々の手によって、伝統的な祭りが受け継がれている。

時代祭と同じ10月22日の夜に行われる「鞍馬の火祭」(市登録文化財(無形民俗文化財))は、「京都の祭礼」の項でも示している通り、由岐神社の祭礼で、鞍馬のまちの各所に焚かれたかがり火の中を氏子の若者たちが大きな松明を担いで練り歩く勇壮な祭で、京都の三大奇祭の一つと言われている。

また、長さ4mもの青竹を大蛇に見立て切り落とす速さでその年の豊凶が占われる鞍馬寺の竹伐り会(市登録無形民俗文化財)(「都名所図会」で紹介されている)や初寅など、鞍馬の祭は毎年多くの人々で賑わい、街道筋の歴史的な町並みと一体となって、独特の風情を醸し出している。

(イ) 貴船

鞍馬街道から^{せりょうとうげ}芹生峠へ至る道へ入ると、そこは水の神を祀る貴船神社で知られる貴船の地である。

貴船神社は5世紀頃の創建と伝えられる古社で、現社殿は文久年間(1861～1864)の造営である。古くから水神として信仰され、今でも農林漁業者や醸造業者らの信仰が厚い。

6月には貴船神社の例祭である貴船祭が行われ、神輿が貴船町内を練る。その日の午後には、奥宮にある船形石で、地元の子供たちが忌み串を手に「おせんどんどん」と唱えながら船形石をめぐる千度詣が行われ、貴船の自然と一体となって、歴史的な風情を醸し出している。貴船祭は古くは4月と11月に行われていた様で、延宝4年(1676)に成立した「日次紀事」の中にも記されている。

また貴船は、京の避暑地として栄えた地域であり、貴船神社付近の参道には料理料亭が軒を並べ、貴船川の川床は、夏の納涼の風物詩となっている。

貴船の川床の歴史は大正時代頃、京都と丹波を往来する人や貴船神社への参拝客たちを、川に床机を置いてお茶や食べ物などを出し

写真省略

写真 2-118 貴船の納涼床

旧 (P179)

段、川沿いに開かれた畑地や川原沿いのみち、せせらぎの音までもが複合しあい、優れた自然景観を生み出している。

鞍馬のまちの背景をなす鞍馬山は、全山木々のおい繁る緑深い山であり、鞍馬寺の神聖な寺領でもあり、また住民が山林業を営む場ともなっている。

b 鞍馬の祭

こうした長い歴史を有し、門前町として発展してきた鞍馬の町並みのなかで、地域の人々の手によって、伝統的な祭りが受け継がれている。

時代祭と同じ10月22日の夜に行われる「鞍馬の火祭」(市登録文化財(無形民俗文化財))は、「京都の祭礼」の項でも示している通り、由岐神社の祭礼で、鞍馬のまちの各所に焚かれたかがり火の中を氏子の若者たちが大きな松明を担いで練り歩く勇壮な祭で、京都の三大奇祭の一つと言われている。

また、長さ4mもの青竹を大蛇に見立て切り落とす速さでその年の豊凶が占われる鞍馬寺の竹伐り会(市登録無形民俗文化財)(「都名所図会」で紹介されている)や初寅など、鞍馬の祭は毎年多くの人々で賑わい、街道筋の歴史的な町並みと一体となって、独特の風情を醸し出している。

(イ) 貴船

鞍馬街道から^{せりょうとうげ}芹生峠へ至る道へ入ると、そこは水の神を祀る貴船神社で知られる貴船の地である。

貴船神社は5世紀頃の創建と伝えられる古社で、現社殿は文久年間(1861～1864)の造営である。古くから水神として信仰され、今でも農林漁業者や醸造業者らの信仰が厚い。

6月には貴船神社の例祭である貴船祭が行われ、神輿が貴船町内を練る。その日の午後には、奥宮にある船形石で、地元の子供たちが忌み串を手に「おせんどんどん」と唱えながら船形石をめぐる千度詣が行われ、貴船の自然と一体となって、歴史的な風情を醸し出している。貴船祭は古くは4月と11月に行われていた様で、延宝4年(1676)に成立した「日次紀事」の中にも記されている。

また貴船は、京の避暑地として栄えた地域であり、貴船神社付近の参道には料理料亭が軒を並べ、貴船川の川床は、夏の納涼の風物詩となっている。

貴船の川床の歴史は大正時代頃、京都と丹波を往来する人や貴船神社への参拝客たちを、川に床机を置いてお茶や食べ物などを出し

写真省略

写真 2-118 貴船の納涼床

新 (P181)	旧 (P180)
<p>てもてなしたことが始まりといわれている。戦後になって今のような川床になり、料理旅館が増え始めた。</p> <p>貴船川の川面いっばいに低く床を張る。足が浸かるほど水面に近いので、清流の冷気と近くに聞こえる瀧の音を楽しみながら料理を味わうことができる。</p> <p>川床は、5月から9月末まで設けられ、真夏は市内より気温が5℃以上低い。ここで楽しむ食事は、川の幸と山の幸を中心にした料理が中心であり、さわやかな川のせせらぎが情緒を醸し出し、訪れる人々は市中を離れ、納涼の風情を楽しんでいる。</p> <p>(ウ) 鞍馬街道の歴史的風致</p> <p>このように鞍馬街道では、街道沿いなどに形成される町において、門前町としての営みや、避暑地としての営み、またその町の中心となる寺社で行われる祭礼などの営みが、寺社等の歴史的建造物や町並み、そして背後に広がる山々や川などの自然と一体となって風情のある環境を醸し出し、京と密接に関わってきた街道の門前町としての往時の姿を伝統ある祭礼などを通して感じることができる。</p> <p>イ 若狭街道</p> <p>若狭街道は、京都の北部山間を経て若狭に抜ける道である。平安京以来の古道で、若狭で獲れた魚介類を京都に運ぶための重要な街道であったことから魚街道、鯖街道と呼ばれ、往来も多かった。また、この街道沿いの大原などは自然風景豊かな山里として、貴人の隠棲の地としても知られている。</p> <div data-bbox="739 982 1110 1753" style="border: 1px solid black; width: 125px; height: 367px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>図省略</p> </div> <p>(7) 大原</p> <p>a 貴人の隠棲地</p> <p>大原は、静かな山里であり四季の移ろい豊かな自然環境を持ち、かつては貴人の別荘や隠棲地ともなっていた。街道から西に入り進んでいくと姿を現す寂光院は、源平合戦の後、建礼門院徳子の子安徳天皇の菩提を弔い余生を送った地として知られる。また、街道の東に位置する三千院は、^{ぎよざんしょうみょう}魚山声明を伝えることで知られる。伝教大師最澄が比叡山の東塔南谷に開いた草庵に始まり、12世紀より宮門跡となり、梶井門跡とも称した。</p>	<p>てもてなしたことが始まりといわれている。戦後になって今のような川床になり、料理旅館が増え始めた。</p> <p>貴船川の川面いっばいに低く床を張る。足が浸かるほど水面に近いので、清流の冷気と近くに聞こえる瀧の音を楽しみながら料理を味わうことができる。</p> <p>川床は、5月から9月末まで設けられ、真夏は市内より気温が5℃以上低い。ここで楽しむ食事は、川の幸と山の幸を中心にした料理が中心であり、さわやかな川のせせらぎが情緒を醸し出し、訪れる人々は市中を離れ、納涼の風情を楽しんでいる。</p> <p>(ウ) 鞍馬街道の歴史的風致</p> <p>このように鞍馬街道では、街道沿いなどに形成される町において、門前町としての営みや、避暑地としての営み、またその町の中心となる寺社で行われる祭礼などの営みが、寺社等の歴史的建造物や町並み、そして背後に広がる山々や川などの自然と一体となって風情のある環境を醸し出し、京と密接に関わってきた街道の門前町としての往時の姿を伝統ある祭礼などを通して感じることができる。</p> <p>イ 若狭街道</p> <p>若狭街道は、京都の北部山間を経て若狭に抜ける道である。平安京以来の古道で、若狭で獲れた魚介類を京都に運ぶための重要な街道であったことから魚街道、鯖街道と呼ばれ、往来も多かった。また、この街道沿いの大原などは自然風景豊かな山里として、貴人の隠棲の地としても知られている。</p> <div data-bbox="2163 957 2534 1728" style="border: 1px solid black; width: 125px; height: 367px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>図省略</p> </div> <p>(7) 大原</p> <p>a 貴人の隠棲地</p> <p>大原は、静かな山里であり四季の移ろい豊かな自然環境を持ち、かつては貴人の別荘や隠棲地ともなっていた。街道から西に入り進んでいくと姿を現す寂光院は、源平合戦の後、建礼門院徳子の子安徳天皇の菩提を弔い余生を送った地として知られる。また、街道の東に位置する三千院は、魚山声明を伝えることで知られる。伝教大師最澄が比叡山の東塔南谷に開いた草庵に始まり、12世紀より宮門跡となり、梶井門跡とも称した。</p>

図 2-69 若狭街道

図 2-69 若狭街道

新 (P183)

旧 (P182)

写真省略

写真省略

写真 2-119 大原の町並み

写真 2-120 しそ畑

写真省略

写真省略

写真 2-119 大原の町並み

写真 2-120 しそ畑

街道から江文峠への道の傍らに、大原八ヶ町の総氏神である江文神社がある。創建は不明であるが、井原西鶴の作品に当社の習俗が描かれており、また江戸時代中期ごろに成立した「山州名跡誌」にその名があがっており、例祭や神輿の存在も示されている。現在でも毎年5月に江文祭が行われ、神輿が担がれる。また、ここでは、毎年9月、15、6歳の青年によって踊る大原八朔踊（市登録無形民俗文化財）が行われる。江戸時代中期に都を中心に流行した踊口説で、

夜7時頃、人びとは町名を書いた高張提灯^{たかはりちょうちん}を掲げ、出発の音頭を歌いながら江文神社へと向かう。江文神社の石段下に、それぞれの町の提灯を掲げて集結し、一同が伊勢音頭を歌いながら、石段を上がる。境内へは「寄せ歌」であるシオンガイナを歌いながら入場する。続いて各町からの音頭取りが四方に斎竹^{いみだけ}を立て、注連縄^{しめなわ}を張った屋台に上り、輪になって道念踊りを踊る。

また、上野町の村堂である観音堂では、市の登録無形民俗文化財である「おこない・お弓」が行われる。観音堂の創立及び「おこない・お弓」の起源は定かではないが、祭礼の母体となっている座への加入については、近世中期の資料に記載が見られる。さらに、5月には、大原観光保勝会によって大原女まつり^{おはらめ}が行われる。大原女とは、大原の里に住み、薪などを頭に載せて京に売りに出ている女性である。30年ほど前から始められた大原女まつりは、中世から現代までの大原女装束をまとった大原女が、勝林院から寂光院までをパレードする時代行列で、大原女の暮らしに息づく伝統衣装を今に伝える風俗保存活動である。

このように、大原では寺社等の祭礼のほか、紫蘇の栽培など歴史に根ざした営みがなされており、寺社や農家建築とともに里山の風情を醸し出している。

(4) 八瀬

街道筋を大原から京都方面に向かうと、八瀬の集落に入る。八瀬は、比叡山のふもとに位置する山間の集落で、春の桜、秋の紅葉が有名で、風光明媚な名所である。早くは比叡山延暦寺山門のため、のちには宮中の御大葬^{ごたいそう}のときの駕輿丁^{かよちよう}を奉仕する村であり、その人々は今も八瀬童子の名で呼ばれている。

街道から江文峠への道の傍らに、大原八ヶ町の総氏神である江文神社がある。創建は不明であるが、井原西鶴の作品に当社の習俗が描かれており、また江戸時代中期ごろに成立した「山州名跡誌」にその名があがっており、例祭や神輿の存在も示されている。現在でも毎年5月に江文祭が行われ、神輿が担がれる。また、ここでは、毎年9月、15、6歳の青年によって踊る大原八朔踊（市登録無形民俗文化財）が行われる。江戸時代中期に都を中心に流行した踊口説で、

夜7時頃、人びとは町名を書いた高張提灯^{たかはりちょうちん}を掲げ、出発の音頭を歌いながら江文神社へと向かう。江文神社の石段下に、それぞれの町の提灯を掲げて集結し、一同が伊勢音頭を歌いながら、石段を上がる。境内へは「寄せ歌」であるシオンガイナを歌いながら入場する。続いて各町からの音頭取りが四方に斎竹^{いみだけ}を立て、注連縄^{しめなわ}を張った屋台に上り、輪になって道念踊りを踊る。

また、上野町の村堂である観音堂では、市の登録無形民俗文化財である「おこない・お弓」が行われる。観音堂の創立及び「おこない・お弓」の起源は定かではないが、祭礼の母体となっている座への加入については、近世中期の資料に記載が見られる。さらに、5月には、大原観光保勝会によって大原女まつり^{おはらめ}が行われる。大原女とは、大原の里に住み、薪などを頭に載せて京に売りに出ている女性である。30年ほど前から始められた大原女まつりは、中世から現代までの大原女装束をまとった大原女が、勝林院から寂光院までをパレードする時代行列で、大原女の暮らしに息づく伝統衣装を今に伝える風俗保存活動である。

このように、大原では寺社等の祭礼のほか、紫蘇の栽培など歴史に根ざした営みがなされており、寺社や農家建築とともに里山の風情を醸し出している。

(4) 八瀬

街道筋を大原から京都方面に向かうと、八瀬の集落に入る。八瀬は、比叡山のふもとに位置する山間の集落で、春の桜、秋の紅葉が有名で、風光明媚な名所である。早くは比叡山延暦寺山門のため、のちには宮中の御大葬^{ごたいそう}のときの駕輿丁^{かよちよう}を奉仕する村であり、その人々は今も八瀬童子の名で呼ばれている。

新 (P184)

やせしやめんちおどり
八瀬赦免地踊（市登録無形民俗文化財）は、毎年10月、八瀬天満宮の摂社で

ある秋元神社で行われる祭である。別名燈籠踊りとも呼ばれ、もとは、室町時代初期に始まった踊りで、江戸中期に祠を建て、踊りを奉納するようになったと伝えられており、明治後期に発行された「京都府愛宕郡村誌」にその記録がある。祭に使われる切子**燈籠**は、動物などの図柄を透かし彫りにして作られたもので、現在4つの花宿から各2基、合わせて8基出される。当日はこの切子燈籠を頭に載せた女装の男性らが行列を組み秋元神社に向かう。踊りと踊りの間ににわかきょうげん 俄 狂言をはさむ点や、切子燈籠に室町時代の風流踊りの面影を残している。



写真 2-121 八瀬の町並み

(ウ) 若狭街道の歴史的風致

このように若狭街道では、街道に見られる集落などにおいて祭礼行事や伝統的な農業などが行われており、これらが寺社等の歴史的な建造物や農家などの建造物群、川や山などの自然風景が一体となって、穏やかな街道風景を形成している。そして、そこを訪れる人々に、京と密接に関わってきた街道の門前町としての往時の姿を地元で伝わる風俗や祭礼などを通して、感じさせている。

ウ 伏見街道

伏見街道は、東山区五条を南下して、伏見に通じる街道である。豊臣秀吉が伏見城を築城した文禄年間（1592～1595）頃、京と伏見を直結する道として開かれたといわれている。沿道には東福寺や伏見稲荷大社、藤森神社など、著名な社寺や景勝地が多く、参詣の道として江戸時代から旅人の往来が絶えなかった。

中でもその代表格なのが、伏見稲荷大社である。伏見稲荷大社は、渡来系の秦氏にゆかりの深い神社で、和銅年間（708～715）に創建された。この伏見稲荷大社は、全国各地に祀られている稲荷神社の総本社であり、毎年初詣には、全国から沢山の人が参拝する。本殿（重要文化財）、拝殿、権殿のほか**摂末社**も多い。

しんせき
山中の**神蹟**を巡拝するお山巡りの参道の数千本の鳥居は偉観である。

稲荷祭は、平安朝からの伝統で、同社最大の祭典である。5基の神輿が、南区西九条のお旅所に渡御し、還幸祭に京都駅周辺から松原通まで拡がる氏子区域を巡幸して帰社する。この神輿は全国でも優美華麗なものとして知られる。江戸時代初期に書かれた「隔葦記」の中では、稲荷祭が華美であるという記載がある。

旧 (P183)

八瀬赦免地踊（市登録無形民俗文化財）は、毎年10月、八瀬天満宮の摂社である秋元神社で行われる祭である。別名燈籠踊りとも呼ばれ、もとは、室町時代初期に始まった踊りで、江戸中期に祠を建て、踊りを奉納するようになったと伝えられており、明治後期に発行された「京都府愛宕郡村誌」にその記録がある。祭に使われる切子**燈籠**は、動物などの図柄を透かし彫りにして作られたもので、現在4つの花宿から各2基、合わせて8基出される。当日はこの切子燈籠を頭に載せた女装の男性らが行列を組み秋元神社に向かう。踊りと踊りの間ににわかきょうげん 俄 狂言をはさむ点や、切子燈籠に室町時代の風流踊りの面影を残している。



写真 2-121 八瀬の町並み

(ウ) 若狭街道の歴史的風致

このように若狭街道では、街道に見られる集落などにおいて祭礼行事や伝統的な農業などが行われており、これらが寺社等の歴史的な建造物や農家などの建造物群、川や山などの自然風景が一体となって、穏やかな街道風景を形成している。そして、そこを訪れる人々に、京と密接に関わってきた街道の門前町としての往時の姿を地元で伝わる風俗や祭礼などを通して、感じさせている。

ウ 伏見街道

伏見街道は、東山区五条を南下して、伏見に通じる街道である。豊臣秀吉が伏見城を築城した文禄年間（1592～1595）頃、京と伏見を直結する道として開かれたといわれている。沿道には東福寺や伏見稲荷大社、藤森神社など、著名な社寺や景勝地が多く、参詣の道として江戸時代から旅人の往来が絶えなかった。

中でもその代表格なのが、伏見稲荷大社である。伏見稲荷大社は、渡来系の秦氏にゆかりの深い神社で、和銅年間（708～715）に創建された。この伏見稲荷大社は、全国各地に祀られている稲荷神社の総本社であり、毎年初詣には、全国から沢山の人が参拝する。本殿（重要文化財）、拝殿、権殿のほか**摂末社**も多い。山中の**神蹟**を巡拝するお山巡りの参道の数千本の鳥居は偉観である。

稲荷祭は、平安朝からの伝統で、同社最大の祭典である。5基の神輿が、南区西九条のお旅所に渡御し、還幸祭に京都駅周辺から松原通まで拡がる氏子区域を巡幸して帰社する。この神輿は全国でも優美華麗なものとして知られる。江戸時代初期に書かれた「隔葦記」の中では、稲荷祭が華美であるという記載がある。

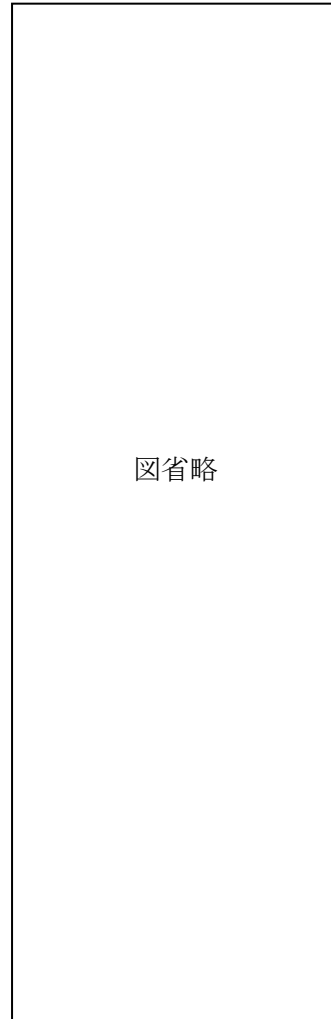
新 (P185)

伏見稲荷大社前の参道は古くから伏見稲荷大社への参詣人のための土産物屋や料理屋などが軒を連ねて門前町を形成していた。寛政11年(1799)発行の「都

林泉名勝図会」には、^{はつうま}初午のときの門前が描かれ、茶店等の様子やにぎわいの様子

が描かれている。現在でも、神具類の店や伏見人形の店を始め、煙とともに醤油タレの焦げた香りが参道に漂う雀の焼き鳥、狐煎餅など、門前町として発展した伝統的な産業が受け継がれている。

伏見人形は、色をつけた素焼きの人形で、16世紀頃から売られており、伏見稲荷大社参詣の土産物として全国に有名になった。安永9年(1780)に発行された「都名所図会」では、門前の店で伏見人形を販売している様子が描かれている。伏見人形は、土人形の起源とされ、全国各地でも模倣されて同様の人形が縁起物として作られ、人気を博している。



図省略



写真省略

写真 2-122 伏見稲荷 参道

図 2-70 伏見街道

藤森神社(重要文化財・市指定有形文化財)は、平安期以前、神功皇后が軍旗や武具をこの地に埋め神まつりしたのが始まりと伝えられ、菖蒲の節句発祥の神社としても知られている。5月の藤森祭では、朝から神輿3基が氏子内を巡行し、武者行列が練る。端午の節句に武者人形を飾る風習はこの行事に由来する。この日、境

内では^{かけうま}駈馬神事(市登録無形民俗文化財)があり、馬上妙技が披露される。

東福寺は、臨済宗東福寺派の本山である。三門(国宝)をはじめ、浴室、東司禅堂(選仏場)、鐘楼(いずれも重要文化財)など貴重な建築が残る。龍吟庵方丈(国宝)は現存最古の方丈建築であり、方丈の周囲に枯山水の庭園をめぐらせる。境内の通天橋は、紅葉の名所であり、寛政11年(1799)に発行された「都林泉名勝図会」にもその様子が描かれている。

旧 (P184)

伏見稲荷大社前の参道は古くから伏見稲荷大社への参詣人のための土産物屋や料理屋などが軒を連ねて門前町を形成していた。寛政11年(1799)発行の「都

林泉名勝図会」には、^{はつうま}初午のときの門前が描かれ、茶店等の様子やにぎわいの様子

が描かれている。現在でも、神具類の店や伏見人形の店を始め、煙とともに醤油タレの焦げた香りが参道に漂う雀の焼き鳥、狐煎餅など、門前町として発展した伝統的な産業が受け継がれている。

伏見人形は、色をつけた素焼きの人形で、16世紀頃から売られており、伏見稲荷大社参詣の土産物として全国に有名になった。安永9年(1780)に発行された「都名所図会」では、門前の店で伏見人形を販売している様子が描かれている。伏見人形は、土人形の起源とされ、全国各地でも模倣されて同様の人形が縁起物として作られ、人気を博している。



図省略



写真省略

写真 2-122 伏見稲荷 参道

図 2-70 伏見街道

藤森神社(重要文化財・市指定有形文化財)は、平安期以前、神功皇后が軍旗や武具をこの地に埋め神まつりしたのが始まりと伝えられ、菖蒲の節句発祥の神社としても知られている。5月の藤森祭では、朝から神輿3基が氏子内を巡行し、武者行列が練る。端午の節句に武者人形を飾る風習はこの行事に由来する。この日、境内では^{かけうま}駈馬神事(市登録無形民俗文化財)があり、馬上妙技が披露される。

東福寺は、臨済宗東福寺派の本山である。三門(国宝)をはじめ、浴室、東司禅堂(選仏場)、鐘楼(いずれも重要文化財)など貴重な建築が残る。龍吟庵方丈(国宝)は現存最古の方丈建築であり、方丈の周囲に枯山水の庭園をめぐらせる。境内の通天橋は、紅葉の名所であり、寛政11年(1799)に発行された「都林泉名勝図会」にもその様子が描かれている。

新 (P188)

災除けの護符と^{しきみ}櫛の枝をうけ、これを家に持ち帰って神棚やおくどさんに祀る。

(イ) 嵯峨鳥居本

愛宕街道沿いに位置する嵯峨鳥居本は、室町末期頃、農林業や漁業を主体とした集落として開かれた。その後、江戸時代中期になると、愛宕詣の門前町としての性格も加わり、江戸時代末期から明治・大正にかけて、愛宕街道沿いには、農家、町家のほかに茶店なども建ち並ぶようになった。



写真省略

写真 2-124 嵯峨鳥居本の町並み

地区の中ほどにある^{あだしのねんぶつじ}化野念仏寺を境

として上地区と下地区に分けると、愛宕神社の一の鳥居に近い上地区は主としてかや葺の農家風、下地区は町家風の建物が周囲の美しい自然を背景に建ち並び、すぐれた歴史的環境を形成している。

この地区では、毎年8月に町内の地蔵盆と化野念仏寺の千灯供養が行われる。この千灯供養は、明治38年(1905)に始まり、当初は24日の地蔵盆に行ったが、近年は8月23日、24日の2日間行われ、京都の夏の風物詩となっている。また、これらに加えて、化野念仏寺付近で愛宕古道街道灯しが同じ日に行われる。愛宕神社一の鳥居から祇王寺までの街道筋に、およそ500を数える提灯が灯され幻想的な世界が演出される。

(ウ) 愛宕街道に見る歴史的風致

このように、愛宕街道においては、通夜祭をはじめとする愛宕詣での営みや、その街道沿いにおいて行われる様々な祭礼が、寺社等の歴史的建造物や街道沿いの町並み、また信仰の山の風景と一体となって、厳かでありながらも人々の信仰とともに親しまれてきた参詣道としての街道の風情を、今もなお感じることができる。

カ 鳥羽街道

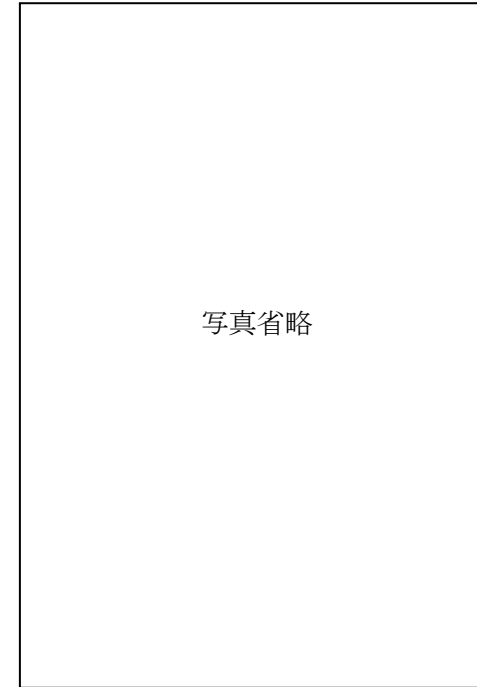
鳥羽街道は、淀から始まり、鴨川、西高瀬川の東に沿って鳥羽離宮跡のそばにある小枝橋を北上し、平安京の表玄関であったかつての羅城門まで続く道である。平安京建設と並行して作られた「鳥羽作り道」が鳥羽街道として受け継がれた。そして、平安京が建設された時、都の南方に鎮まり国の守護とされたのが、城南宮であ

旧 (P187)

災除けの護符と^{しきみ}櫛の枝をうけ、これを家に持ち帰って神棚やおくどさんに祀る。

(イ) 嵯峨鳥居本

愛宕街道沿いに位置する嵯峨鳥居本は、室町末期頃、農林業や漁業を主体とした集落として開かれた。その後、江戸時代中期になると、愛宕詣の門前町としての性格も加わり、江戸時代末期から明治・大正にかけて、愛宕街道沿いには、農家、町家のほかに茶店なども建ち並ぶようになった。



写真省略

写真 2-124 嵯峨鳥居本の町並み

地区の中ほどにある^{あだしのねんぶつじ}化野念仏寺を境として上地区と下地区に分けると、愛宕神社の一の鳥居に近い上地区は主としてかや葺の農家風、下地区は町家風の建物が周囲の美しい自然を背景に建ち並び、すぐれた歴史的環境を形成している。

この地区では、毎年8月に町内の地蔵盆と化野念仏寺の千灯供養が行われる。この千灯供養は、明治38年(1905)に始まり、当初は24日の地蔵盆に行ったが、近年は8月23日、24日の2日間行われ、京都の夏の風物詩となっている。また、これらに加えて、化野念仏寺付近で愛宕古道街道灯しが同じ日に行われる。愛宕神社一の鳥居から祇王寺までの街道筋に、およそ500を数える提灯が灯され幻想的な世界が演出される。

(ウ) 愛宕街道に見る歴史的風致

このように、愛宕街道においては、通夜祭をはじめとする愛宕詣での営みや、その街道沿いにおいて行われる様々な祭礼が、寺社等の歴史的建造物や街道沿いの町並み、また信仰の山の風景と一体となって、厳かでありながらも人々の信仰とともに親しまれてきた参詣道としての街道の風情を、今もなお感じることができる。

カ 鳥羽街道

鳥羽街道は、淀から始まり、鴨川、西高瀬川の東に沿って鳥羽離宮跡のそばにある小枝橋を北上し、平安京の表玄関であったかつての羅城門まで続く道である。平安京建設と並行して作られた「鳥羽作り道」が鳥羽街道として受け継がれた。そして、平安京が建設された時、都の南方に鎮まり国の守護とされたのが、城南宮であ

新 (P192)

イ 具体事例

(7) 生業の野：京野菜

京都は海から遠く、海産物の運搬は難しい。このため、当時、世界でも有数の大都市であった平安京では、食生活を保つために野菜づくりが重要となり、洛外の地が野菜の生産地として開拓されてきた。また京都には、朝廷や寺院への献上品として、全国各地から優れた野菜の種や生産技術が集まり、品種改良も行われてきた。さらに、精進料理の発達なども手伝い、全国から集まったそれらの野菜が京都で育成され、根付いた。

それに加え京都には、四季の移り変わりが明瞭であること、昼夜の温度差が大きいこと、地下水が豊富で豊かな土壌であったことなどの好条件がそろっており、このような環境が今日の京野菜を育てていった。昭和62年(1987)に京都府が34種を「京の伝統野菜」として選定したのをはじめに、平成21年現在では、40種にまでその数を増やしている。

昨今、いつでも、どこでも画一化された野菜が出回っており、野菜の季節感がなくなっている中、京野菜はその季節でしか味わえない昔タイプの野菜と言えます、季節なくして京野菜を語ることは不可能である。春は、朝掘りの京たけのこや花菜。夏には、賀茂なす、鹿ヶ谷かぼちゃなどの果菜類。秋には丹波松茸。冬には九条ねぎ、京せり、千枚漬の原料となる聖護院かぶなど、その季節限定野菜が登場する。また、京料理や京漬物においても季節の野菜で内容が変わり、旬が味わえる。京野菜は、京都の食文化を支え、京野菜を食することで、季節を愛で感じることができ、京都の人々にとって欠かせない存在である。

京野菜の中の1つで、九条ねぎがある。九条ねぎの栽培の歴史は古く、1200年以上前に京都に導入され、その後、現在の京都市南区九条付近で品質のよいねぎが栽培されたことから、九条ねぎの名がついたとされている。承和5年(838)の「続日本後紀」などに九条ねぎと想定できる記録があるほか、近世になると江戸初期に成立した「雍州府志」に東寺の付近よりやや東南部にあたる東・西九条付近のねぎの記載がある。九条ねぎの伝統的栽培は、大変手間暇のかかる仕事で、秋に種を蒔き、3月頃まで苗床で育て、仮植えをし、7月下旬頃から1ヶ月ほど掘り上げて稲を干すように、約1ヶ月間天日で乾燥させる。収穫までには1年以上の月日がかかる。現在でも鳥羽街道周辺などで作られており、街道沿いには町家や農家が建ち並び風情ある歴史的風致を形成しているほか、九条周辺などでも作られている。

春の京野菜を代表する京たけのこは、江戸時代に道元禅師が中国から持ち帰り長岡京市奥海印寺に植えたと伝えられており、明治時代に記された「京都府園芸要鑑」によると、現在栽培が盛んな西山地区には、寛政年間(1789~1800)に導入されたとされている。この地域では、高度な栽培技術と1年を通じて

旧 (P191)

イ 具体事例

(7) 生業の野：京野菜

京都は海から遠く、海産物の運搬は難しい。このため、当時、世界でも有数の大都市であった平安京では、食生活を保つために野菜づくりが重要となり、洛外の地が野菜の生産地として開拓されてきた。また京都には、朝廷や寺院への献上品として、全国各地から優れた野菜の種や生産技術が集まり、品種改良も行われてきた。さらに、精進料理の発達なども手伝い、全国から集まったそれらの野菜が京都で育成され、根付いた。

それに加え京都には、四季の移り変わりが明瞭であること、昼夜の温度差が大きいこと、地下水が豊富で豊かな土壌であったことなどの好条件がそろっており、このような環境が今日の京野菜を育てていった。1987(昭和62)年に京都府が34種を「京の伝統野菜」として選定したのをはじめに、平成21年現在では、40種にまでその数を増やしている。

昨今、いつでも、どこでも画一化された野菜が出回っており、野菜の季節感がなくなっている中、京野菜はその季節でしか味わえない昔タイプの野菜と言えます、季節なくして京野菜を語ることは不可能である。春は、朝掘りの京たけのこや花菜。夏には、賀茂なす、鹿ヶ谷かぼちゃなどの果菜類。秋には丹波松茸。冬には九条ねぎ、京せり、千枚漬の原料となる聖護院かぶなど、その季節限定野菜が登場する。また、京料理や京漬物においても季節の野菜で内容が変わり、旬が味わえる。京野菜は、京都の食文化を支え、京野菜を食することで、季節を愛で感じることができ、京都の人々にとって欠かせない存在である。

京野菜の中の1つで、九条ねぎがある。九条ねぎの栽培の歴史は古く、1200年以上前に京都に導入され、その後、現在の京都市南区九条付近で品質のよいねぎが栽培されたことから、九条ねぎの名がついたとされている。承和5年(838)の「続日本後紀」などに九条ねぎと想定できる記録があるほか、近世になると江戸初期に成立した「雍州府志」に東寺の付近よりやや東南部にあたる東・西九条付近のねぎの記載がある。九条ねぎの伝統的栽培は、大変手間暇のかかる仕事で、秋に種を蒔き、3月頃まで苗床で育て、仮植えをし、7月下旬頃から1ヶ月ほど掘り上げて稲を干すように、約1ヶ月間天日で乾燥させる。収穫までには1年以上の月日がかかる。現在でも鳥羽街道周辺などで作られており、街道沿いには町家や農家が建ち並び風情ある歴史的風致を形成しているほか、九条周辺などでも作られている。

春の京野菜を代表する京たけのこは、江戸時代に道元禅師が中国から持ち帰り長岡京市奥海印寺に植えたと伝えられており、明治時代に記された「京都府園芸要鑑」によると、現在栽培が盛んな西山地区には、寛政年間(1789~1800)に導入されたとされている。この地域では、高度な栽培技術と1年を通じて

新 (P193)

の徹底した竹林管理がされている。秋から初冬にかけては竹藪に藁を敷き、肥料を施しては客土をかぶせてゆく。手間に手間を掛けた土はやわらかく、足が埋もれてしまうほどである。たけのこを掘る道具は、つるはしの刀の部分さらに長くしたような独特のもので、たけのこが土にまだ顔を見せない状態で掘り当てる。この地域は、山並みを背景にしたすそ野と田園が広がる集落で形成されており、伝統的な様式を残す農家をはじめとする町並みが形成されている。

夏の京野菜を代表する賀茂なすは、洛北の上賀茂周辺で作られている。起源は明らかではないが、江戸初期に成立した「雍州府志」の「雑菜部」の「なす」の項にある丸くて大きいなすが、賀茂なすと考えられている。4月上旬に植えつけ、7月上旬から8月下旬に収穫される。

また、この地域では賀茂なすや水稻の後に、秋の終わりごろ収穫されるすぐき菜の生産も行われている。漬物のすぐきは、**しば漬**、千枚漬と並んで京都の三大漬物の1つと言われている。起源は定かではないが、江戸時代初期の「日次紀事」には記載があり約300年前には既に漬物として評価を得ていたことが分かる。もとは社家のみで栽培されていたもので、現在でも地域的に限られた状況で栽培され、栽培についての文献は無く地元住民の口伝にのみ伝えられている。収穫されたすぐき菜は漬物に加工される。根の部分の皮を剥き、塩で予備漬け、本漬けた後にむろに入れられ醗酵させる「むろ作業」を行う。これらの作業の加減などは長年の経験による秘伝となっており、すぐき菜の生産地が限定されている理由の一つとなっている。この地域は、上賀茂神社に使える神官の住居（**社家**）と農家が混在し、発展した地域で、今も落ち着いたこれらの歴史的建造物群が雰囲気を漂わせている。



図 2-75 すぐき菜の代表的な生産地（上賀茂）

秋冬の京野菜を代表する聖護院だいこん・かぶは、10・11月から収穫時期である。聖護院だいこんは、文政年間（1818～1830）に現在の左京区聖護院に住む農家が黒谷の金戒光明寺に奉納されただいこんを譲り受け栽培したのがはじまりとされる。現在は、京都府下や他府県での生産が増えているが、市内でも生産されている。聖護院かぶは、千枚漬の原料となり、御所の料理人であ

旧 (P192)

の徹底した竹林管理がされている。秋から初冬にかけては竹藪に藁を敷き、肥料を施しては客土をかぶせてゆく。手間に手間を掛けた土はやわらかく、足が埋もれてしまうほどである。たけのこを掘る道具は、つるはしの刀の部分さらに長くしたような独特のもので、たけのこが土にまだ顔を見せない状態で掘り当てる。この地域は、山並みを背景にしたすそ野と田園が広がる集落で形成されており、伝統的な様式を残す農家をはじめとする町並みが形成されている。

夏の京野菜を代表する賀茂なすは、洛北の上賀茂周辺で作られている。起源は明らかではないが、江戸初期に成立した「雍州府志」の「雑菜部」の「なす」の項にある丸くて大きいなすが、賀茂なすと考えられている。4月上旬に植えつけ、7月上旬から8月下旬に収穫される。

また、この地域では賀茂なすや水稻の後に、秋の終わりごろ収穫されるすぐき菜の生産も行われている。漬物のすぐきは、**柴漬**、千枚漬と並んで京都の三大漬物の1つと言われている。起源は定かではないが、江戸時代初期の「日次紀事」には記載があり約300年前には既に漬物として評価を得ていたことが分かる。もとは社家のみで栽培されていたもので、現在でも地域的に限られた状況で栽培され、栽培についての文献は無く地元住民の口伝にのみ伝えられている。収穫されたすぐき菜は漬物に加工される。根の部分の皮を剥き、塩で予備漬け、本漬けた後にむろに入れられ醗酵させる「むろ作業」を行う。これらの作業の加減などは長年の経験による秘伝となっており、すぐき菜の生産地が限定されている理由の一つとなっている。この地域は、上賀茂神社に使える神官の住居（**社家**）と農家が混在し、発展した地域で、今も落ち着いたこれらの歴史的建造物群が雰囲気を漂わせている。



図 2-75 すぐき菜の代表的な生産地（上賀茂）

秋冬の京野菜を代表する聖護院だいこん・かぶは、10・11月から収穫時期である。聖護院だいこんは、文政年間（1818～1830）に現在の左京区聖護院に住む農家が黒谷の金戒光明寺に奉納されただいこんを譲り受け栽培したのがはじまりとされる。現在は、京都府下や他府県での生産が増えているが、市内でも生産されている。聖護院かぶは、千枚漬の原料となり、御所の料理人であ

新 (P195)						旧 (P194)																			
季節別「京の伝統野菜」一覧						季節別「京の伝統野菜」一覧																			
春の野菜	花菜 (伝統野菜に準じるもの)	1月上旬～ 4月上旬	冬の野菜	すぐき菜	11月中旬	春の野菜	花菜 (伝統野菜に準じるもの)	1 1月上旬～ 4月上旬	冬の野菜	すぐき菜	11月中旬														
	佐波賀だいこん	2月～5月		えびいも	11月上旬～ 12月中旬		夏の野菜	佐波賀だいこん		2月～5月	えびいも	11月上旬～ 12月中旬													
	京たけのこ	3月下旬～ 5月上旬		京せり	10月下旬～ 4月上旬			夏の野菜		京たけのこ	3 3月下旬～ 5月上旬	京せり	10月下旬～ 4月上旬												
	畑菜	3月下旬～5 月上旬		舞鶴かぶ	11月上旬～ 12月					夏の野菜	畑菜	3月下旬～5 月上旬	舞鶴かぶ	11月上旬～ 12月											
	時無だいこん	4月		堀川ごぼう	11月上旬～ 12月中旬						夏の野菜	時無だいこん	4 4月	堀川ごぼう	11月上旬～ 12月中旬										
	京うど	5月		辛味だいこん	11月上旬～ 12月中旬							夏の野菜	京うど	5 5月	辛味だいこん	11月上旬～ 12月中旬									
	桂うり	5月～6月		青味だいこん	11月～ 1月下旬								夏の野菜	桂うり	5月～6月	青味だいこん	11月～ 1月下旬								
	伏見とうがらし	4月中旬～ 10月下旬		桃山だいこん	11月中旬～ 1月下旬									夏の野菜	伏見とうがらし	4 4月中旬～ 10月下旬	桃山だいこん	11月中旬～ 1月下旬							
	夏の野菜	万願寺とうがらし (伝統野菜に準じるもの)		5月中旬～ 10月上旬	松ヶ崎浮菜かぶ										11月下旬～ 2月下旬	夏の野菜	万願寺とうがらし (伝統野菜に準じるもの)	5 5月中旬～ 10月上旬	松ヶ崎浮菜かぶ	11月下旬～ 2月下旬					
		じゅんさい		5月～9月	くわい										12月		夏の野菜	じゅんさい	5月～9月	くわい	12月				
もぎなす		5月～7月	茎だいこん	12月中旬	夏の野菜	もぎなす			5月～7月						茎だいこん			12月中旬							
賀茂なす		5月中旬～ 9月上旬	大内かぶ	12月中旬～ 3月上旬		夏の野菜	賀茂なす		5 5月中旬～ 9月上旬						大内かぶ			12月中旬～ 3月上旬							
山科なす		6月中旬～ 9月下旬	鶯菜	1月～2月			夏の野菜	山科なす	6 6月中旬～ 9月下旬						鶯菜			1月～2月							
鷹ヶ峰とうがらし (伝統野菜に準じるもの)		6月～9月	佐波賀かぶ	2月～3月				夏の野菜	鷹ヶ峰とうがらし (伝統野菜に準じるもの)	6月～9月					佐波賀かぶ			2月～3月							
秋の野菜		田中とうがらし	6月上旬～ 10月下旬	その他					みず菜	通年	秋の野菜				田中とうがらし			6 6月上旬～ 10月下旬	その他	みず菜	通年				
		鹿ヶ谷かぼちゃ	7月上旬～ 8月中旬						壬生菜	通年		秋の野菜			鹿ヶ谷かぼちゃ			7 7月上旬～ 8月中旬		その他	壬生菜	通年			
		冬の野菜	終野ささげ						7月上旬～9 月中旬	九条ねぎ			通年		冬の野菜			終野ささげ			7 7月上旬～ 9月中旬	その他	九条ねぎ	通年	
			京みょうが						9月	聖護院きゅうり			保存	冬の野菜				京みょうが			9月		その他	聖護院きゅうり	保存
	聖護院だいこん		10月下旬～ 2月下旬						郡大根	現存しないも の			冬の野菜			聖護院だいこん		10月下旬～ 2月下旬			その他			郡大根	現存しないも の
	聖護院かぶ		11月～ 2月						東寺かぶ	現存しないも の						冬の野菜	聖護院かぶ	11月～ 2月						その他	東寺かぶ

「京の伝統野菜」の定義
 1. 明治以前の導入の歴史を有する。
 2. 京都市域のみならず府内全域を対象とする。
 3. たけのこを含む。
 4. キノコ類、シダ類（ぜんまい、わらび他）を除く。
 5. 栽培又は保存されているもの及び現存しない品目を含む。

「京の伝統野菜」の定義
 6. 明治以前の導入の歴史を有する。
 7. 京都市域のみならず府内全域を対象とする。
 8. たけのこを含む。
 9. キノコ類、シダ類（ぜんまい、わらび他）を除く。
 10. 栽培又は保存されているもの及び現存しない品目を含む。

新 (P196)

(イ) 生業の山

a 北山の林業

京都北山地域は、京都市街地の北西部に広がり、「北山杉」として全国に知られた磨丸太生産を特徴とする日本でも有数の林業地帯である。谷沿いの斜面はいずれも^{きゅうしゅん}急峻で、水田や畑地として利用できる谷底の平地は非常に^{きょうあい}狭隘であったことから、集約的な林業が営まれてきた。1年を通して気温が低く、ほどよく湿り気の多い空気が、北山杉を育てるのにこの上ない条件を作り出している。

なかでも中川・杉坂・真弓・大森といった集落周辺では、杉材の生産が盛んに行われた。

北山杉の林業地域は、京都の「近郊山村」というべき位置に立地し、古くから京都の経済と密接に結びつく形で生業が営まれてきた。北山杉の歴史は古く、約600年も前の応永年間（1394～1427）までさかのぼる。近世以降、これらの地域は茶室建築や数寄屋造り建築の需要の高まりと併せて、床柱や垂木などの建築用木材の供給地となった。天明7年（1787）に発行された「拾遺都名所図会」には、北山杉の川流しの様子が描かれている。

北山杉の木材は、磨き丸太という、樹皮をはぎとった丸太を砂できれいに磨きあげた無垢の状態 で用いられることに特徴がある。加工によって形状を修正することができないため、育林時に一本一本の杉木を用途に応じてまっすぐに、太すぎず、細すぎず、そして美しく節のないよう慎重に育てる必要がある。このような手間暇をかける生業が代々に渡って受け継がれ、そして今も行われているのである。



写真 2-128 北山杉

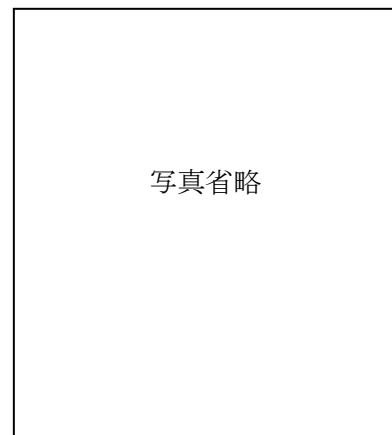


写真 2-129 北山杉の磨き

b 林業を支える建造物群

この辺りでは、北山杉の斜面地に囲まれた狭隘な地に集落が形成されている。

旧 (P195)

(イ) 生業の山

a 北山の林業

京都北山地域は、京都市街地の北西部に広がり、「北山杉」として全国に知られた磨丸太生産を特徴とする日本でも有数の林業地帯である。谷沿いの斜面はいずれも^{きゅうしゅん}急峻で、水田や畑地として利用できる谷底の平地は非常に^{きょうあい}狭隘であったことから、集約的な林業が営まれてきた。1年を通して気温が低く、ほどよく湿り気の多い空気が、北山杉を育てるのにこの上ない条件を作り出している。

なかでも中川・杉坂・真弓・大森といった集落周辺では、杉材の生産が盛んに行われた。

北山杉の林業地域は、京都の「近郊山村」というべき位置に立地し、古くから京都の経済と密接に結びつく形で生業が営まれてきた。北山杉の歴史は古く、約600年も前の応永年間（1394～1427）までさかのぼる。近世以降、これらの地域は茶室建築や数寄屋造り建築の需要の高まりと併せて、床柱や垂木などの建築用木材の供給地となった。天明7年（1787）に発行された「拾遺都名所図会」には、北山杉の川流しの様子が描かれている。

北山杉の木材は、磨き丸太という、樹皮をはぎとった丸太を砂できれいに磨きあげた無垢の状態 で用いられることに特徴がある。加工によって形状を修正することができないため、育林時に一本一本の杉木を用途に応じてまっすぐに、太すぎず、細すぎず、そして美しく節のないよう慎重に育てる必要がある。このような手間暇をかける生業が代々に渡って受け継がれ、そして今も行われているのである。



写真 2-128 北山杉

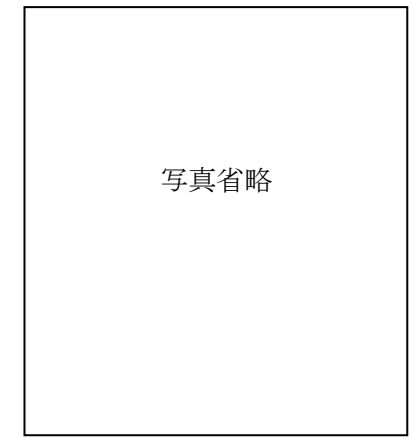


写真 2-129 北山杉の磨き

b 林業を支える建造物群

この辺りでは、北山杉の斜面地に囲まれた狭隘な地に集落が形成されている。

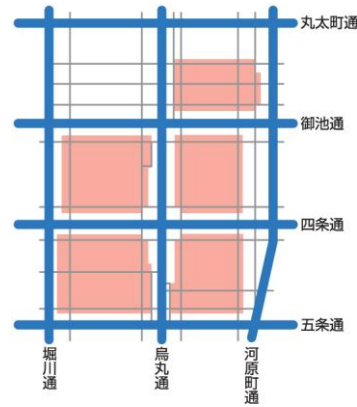
新 (P200)	旧 (P199)
<p>2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組</p> <p>京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。</p> <p>これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。</p> <p>(1) ゾーニング規制による景観の保全（記載している規制地区面積等については平成26年1月現在の値）</p> <p>ア 建築物の高さ規制</p> <p>大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを受け継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。</p> <p>しかし、昭和45年（1970）の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。それを受けて京都市では、昭和48年（1973）に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。</p> <p>その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。</p> <p>平成15年（2003）には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さでセットバックした絶対高さを段階的に定めた。</p> <p>平成19年（2007）には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山すそ部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。</p>	<p>2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組</p> <p>京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。</p> <p>これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。</p> <p>(1) ゾーニング規制による景観の保全（記載している規制地区面積等については平成24年10月現在の値）</p> <p>ア 建築物の高さ規制</p> <p>大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを受け継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。</p> <p>しかし、昭和45年（1970）の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。それを受けて京都市では、昭和48年（1973）に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。</p> <p>その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。</p> <p>平成15年（2003）には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さでセットバックした絶対高さを段階的に定めた。</p> <p>平成19年（2007）には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山裾部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。</p>

新 (P201)

職住共存地区とは

職住共存の形態を維持しながら、長らく京都の都市活力を中心となって支えてきた地区のことをいい、その範囲は都心商業地の幹線道路（東西：御池通（一部夷川通）・四条通・五条通、南北：河原町通・烏丸通・堀川通）に囲まれた内部の地区で、容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。

※図中の赤色着色範囲



高度地区面積

14,494ha（市街化区域面積の約96.7%）

イ 自然・歴史的景観の保全

京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、このような盆地景は先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤ともいべきものである。また、その山並みと、山麓部を中心に点在する著名な寺社や史跡等の歴史的資産が、相互に重なり合うことで風情豊かな歴史的景観を生み出している。

この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、京都市では大きく、風致景観の維持、歴史的風土の保存、自然風景の保全、緑地の保全という4つの観点から、それぞれ基本方針を定め、それに基づく各制度を定めて活用してきた。

(7) 風致地区（都市計画法）

京都は、明治維新の頃から山林の保護に努め、明治4年（1871）に京都府が「稚松抜取禁止」を布達したのをはじめ、明治10年代に入り、共有林の養成などの植林の奨励や濫抜禁止などの山林保護、育成の施策を次々と出し、この施策が自然景観保護の大きな

図省略

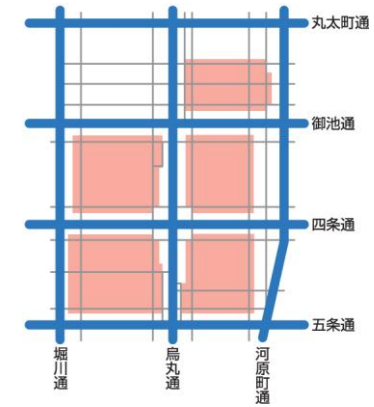
図3-1 風致地区の変遷図

旧 (P200)

職住共存地区とは

職住共存の形態を維持しながら、長らく京都の都市活力を中心となって支えてきた地区のことをいい、その範囲は都心商業地の幹線道路（東西：御池通（一部夷川通）・四条通・五条通、南北：河原町通・烏丸通・堀川通）に囲まれた内部の地区で、容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。

※図中の赤色着色範囲



高度地区面積

14,493ha（市街化区域面積の96.7%）

イ 自然・歴史的景観の保全

京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、このような盆地景は先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤ともいべきものである。また、その山並みと、山麓部を中心に点在する著名な寺社や史跡等の歴史的資産が、相互に重なり合うことで風情豊かな歴史的景観を生み出している。

この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、京都市では大きく、風致景観の維持、歴史的風土の保存、自然風景の保全、緑地の保全という4つの観点から、それぞれ基本方針を定め、それに基づく各制度を定めて活用してきた。

(7) 風致地区（都市計画法）

京都は、明治維新の頃から山林の保護に努め、明治4年（1871）に京都府が「稚松抜取禁止」を布達したのをはじめ、明治10年代に入り、共有林の養成などの植林の奨励や濫抜禁止などの山林保護、育成の施策を次々と出し、この施策が自然景観保護の大きな

図省略

図3-1 風致地区の変遷図

新 (P206)

(イ) 歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区（京都市市街地景観整備条例）

平成7年（1995）には、市街地の美観の維持・向上を推進し、歴史的な町並み景観や建造物の保全を進めるため、従来の「京都市市街地景観条例」を、「京都市市街地景観整備条例」として全面改正を行った。

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年（2007）以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成26年1月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、7地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

界わい景観整備地区の面積

名称	面積 (ha)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京極原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
合計	約 144.5

旧 (P205)

(イ) 歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区（京都市市街地景観整備条例）

平成7年（1995）には、市街地の美観の維持・向上を推進し、歴史的な町並み景観や建造物の保全を進めるため、従来の「京都市市街地景観条例」を、「京都市市街地景観整備条例」として全面改正を行った。

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年（2007）以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成23年4月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、7地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

界わい景観整備地区の面積

名称	面積 (ha)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京極原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
合計	約 144.5

新 (P207)



写真 3-13 上京小川地区
(歴史的景観保全修景地区)



写真 3-14 伏見南浜地区
(界わい景観整備地区)



写真 3-15 三条通地区
(界わい景観整備地区)

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都市には、幅員4m未満の道(以下「細街路」という。)に町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、前面道路がいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受ける場合には、道路中心線から2mの位置まで道路後退しなければならない。

しかし、道路後退の規定を適用すれば、古くからある町家の軒や壁面との連続性を維持することが困難となり、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内にある幅員4m未満の道路のうち、伝統的な建築様式による建築物と細街路による町並み景観を保全・継承する必要があるものを「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路後退距離の緩和を行うこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路

旧 (P206)



写真 3-13 上京小川地区
(歴史的景観保全修景地区)



写真 3-14 伏見南浜地区
(界わい景観整備地区)



写真 3-15 三条通地区
(界わい景観整備地区)

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都には狭い道を挟んで町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、道についてもいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受けることがある。その場合には道路中心線から2mの位置まで道路を拡幅しなければならない。

しかし、これらの規定を適用すると、軒や壁の連なりに不連続が生じ、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内の道路のうち幅員4m未満の道路を「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路の拡幅を行わなくてもよいこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。

この条例は、道路拡幅の規定の緩和に対し、沿道の建築物側に制限を付加するに

新 (P208)	旧 (P207)
<p><u>にのみ接する建築物の制限に関する条例</u>」を平成18年(2006)に制定した。 <u>この条例は、道路後退距離の緩和に際し、沿道の建築物に制限を付加することにより、細街路及びその沿道建築物の安全性を確保しつつ、道路指定制度と合わせ、京都らしい町並みの保全・継承を図るものである。</u></p> <p><u>また、京都市では、平成24年(2012)に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全や密集市街地対策として、3項道路指定を積極的に活用することとしており、祇園町南側地区以外の細街路においても適用できるように、新たな制度の創設に向けた取組を進めている。</u></p> <p>(ウ)京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の活用</p> <p>(旧 京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例)</p> <p>京都市内には、歴史まちづくりの核となるような景観的、文化的に優れた伝統的な木造建築物が数多く存在している。これらの建造物において、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、伝統的な意匠や構造を将来へ継承することが困難な場合がある。</p> <p>そこで、これらの建造物のうち景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建造物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用することにより建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造建造物に適した安全性等を確保するための規定を定める「京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例」を平成24年(2012)に制定した。<u>平成25年11月には対象建築物を木造以外の鉄筋コンクリート造やれんが造等の近代建築物にも拡大する条例改正を行っている。</u>条例では、所有者が作成する「保存活用計画」において、価値を残しながら活用していくための建築計画や安全性向上計画、維持管理に関する計画を定めることとしており、建築物の価値を継承しつつも建築物の状況や市街地環境への影響を考慮しながら、安全性等の維持・向上を図ることを意図している。</p> <p>エ 市街地景観の保全・再生・創出</p> <p>京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要である。</p> <p>京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。</p> <p>(7) 美観地区・美観形成地区(景観地区)</p> <p>昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。</p>	<p><u>より道路と建築物の双方で地域の安全性を確保することを意図しており、道路指定制度と合わせ、京都らしい細街路の維持・継承を図るものである。</u></p> <p><u>京都市では、平成24年(2012)に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全のための対策として、3項道路指定を積極的に活用することとしており、祇園町南側地区以外の歴史的な景観を有する細街路においても、適用を検討していく。</u></p> <p>(ウ)京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例の制定</p> <p>京都市内には、歴史まちづくりの核となるような景観的、文化的に優れた伝統的な木造建築物が数多く存在している。これらの建造物において、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、伝統的な意匠や構造を将来へ継承することが困難な場合がある。</p> <p>そこで、これらの建造物のうち景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建造物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用することにより建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造建造物に適した安全性等を確保するための規定を定める「京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例」を平成24年(2012)に制定した。条例では、所有者が作成する「保存活用計画」において、価値を残しながら活用していくための建築計画や安全性向上計画、維持管理に関する計画を定めることとしており、建築物の価値を継承しつつも建築物の状況や市街地環境への影響を考慮しながら、安全性等の維持・向上を図ることを意図している。</p> <p>エ 市街地景観の保全・再生・創出</p> <p>京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市街地景観を形成していくことが重要である。</p> <p>京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。</p> <p>(7) 美観地区・美観形成地区(景観地区)</p> <p>昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。</p> <p>バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。</p> <p>平成17年(2005)の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、</p>

新 (P237)

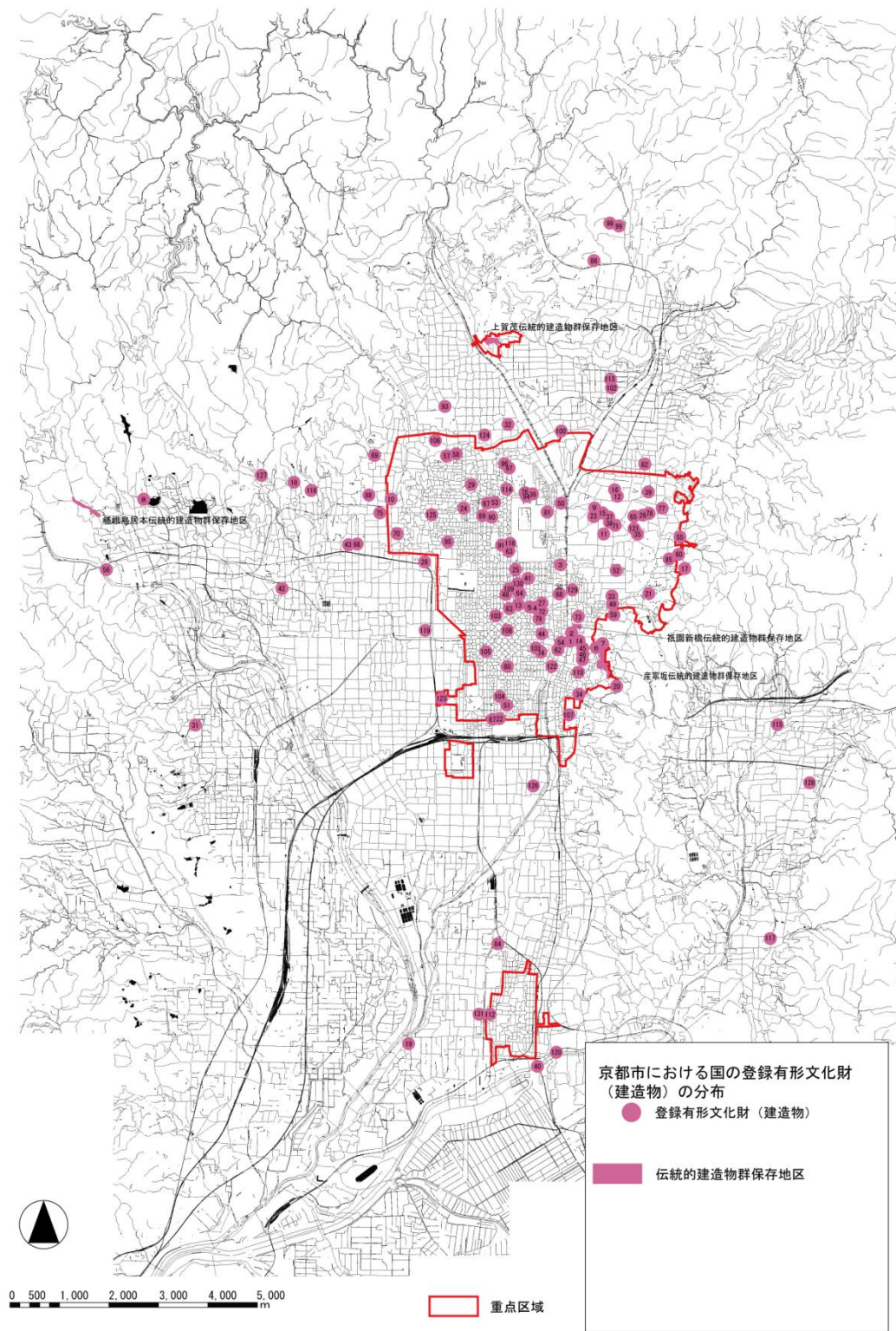


図 4-3 「国の登録有形文化財 (建造物) の分布」と重点区域

旧 (P236)

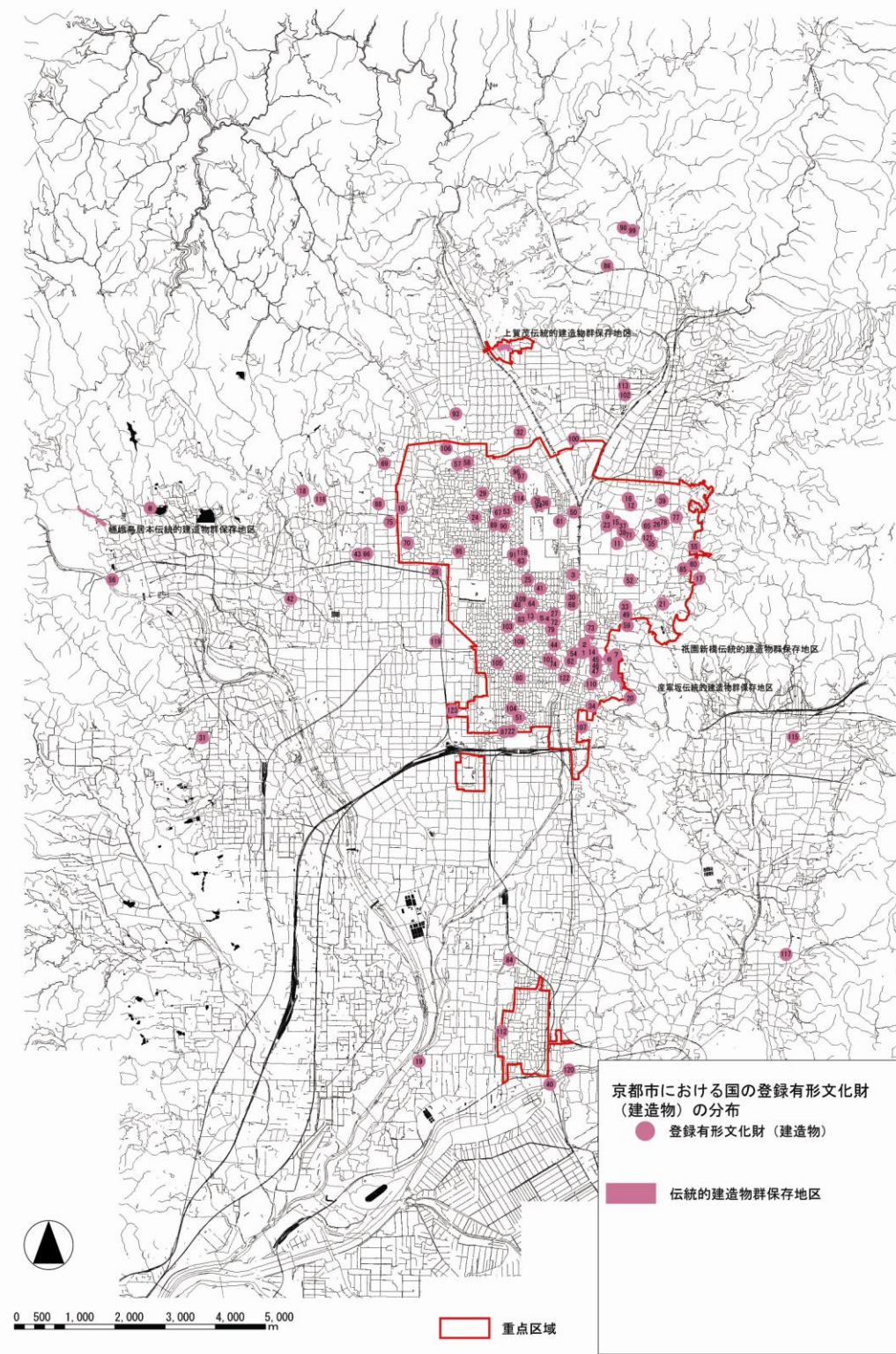


図 4-3 「国の登録有形文化財 (建造物) の分布」と重点区域

新 (P238)

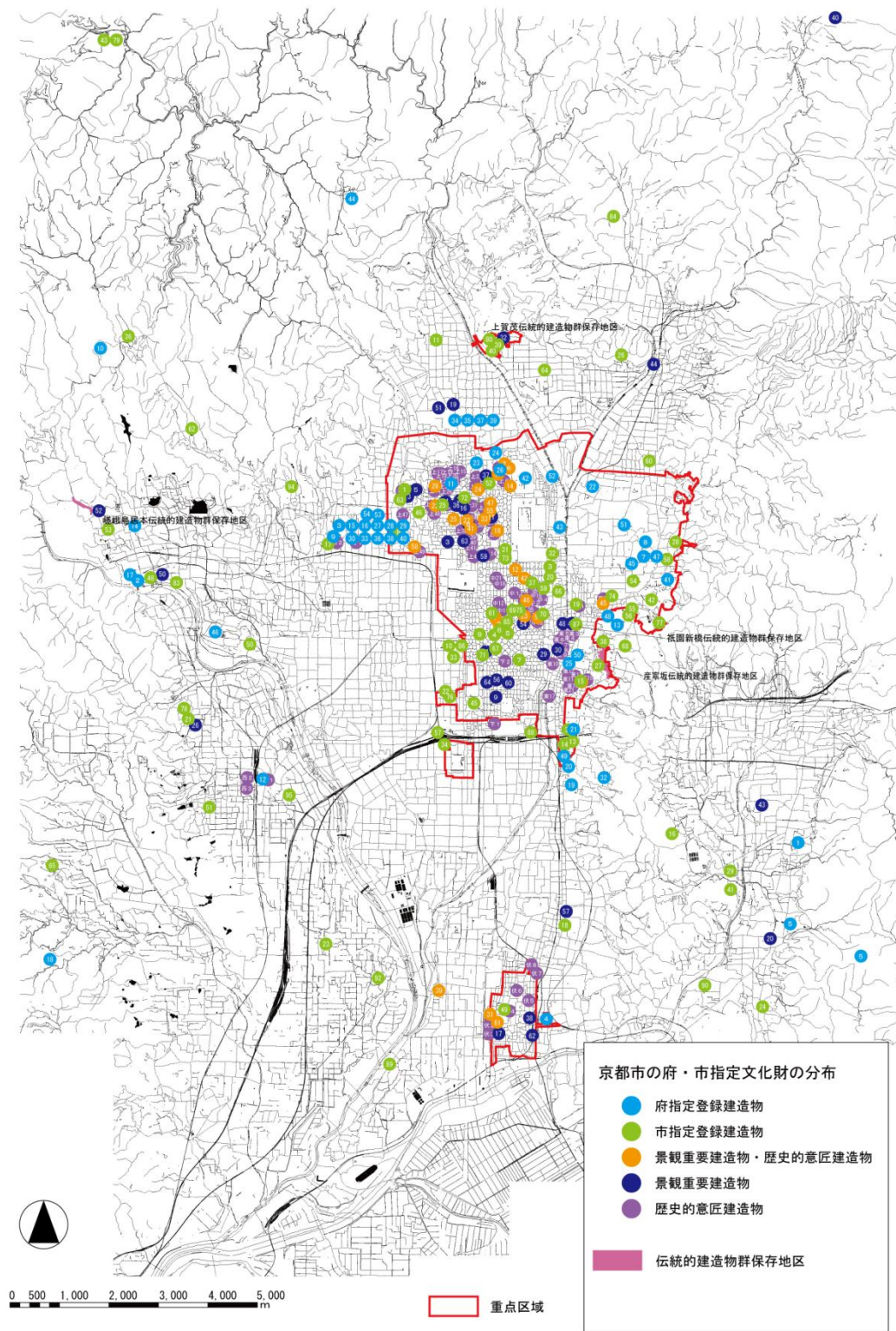


図4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

旧 (P237)

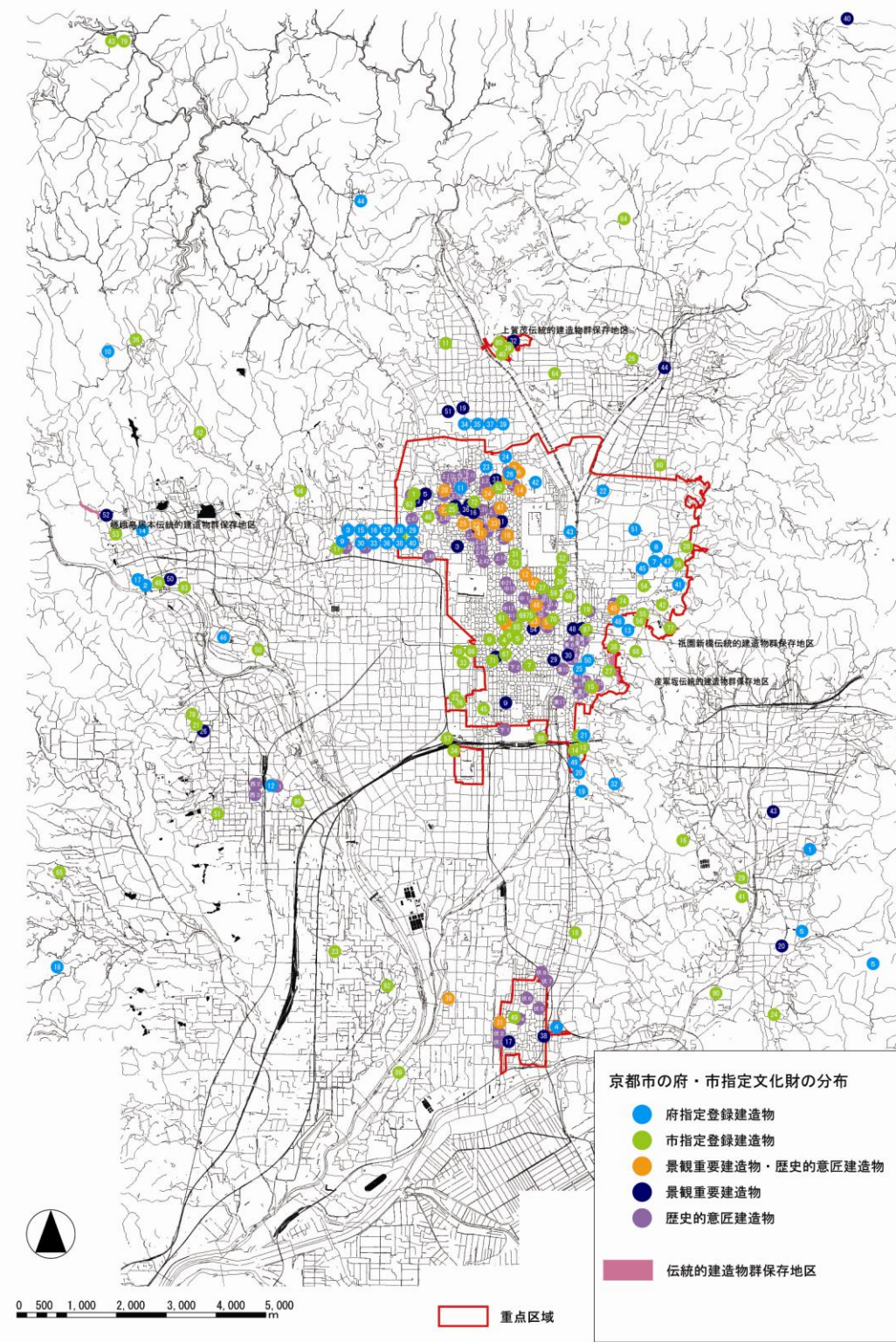


図4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

新 (P240)

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成26年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定

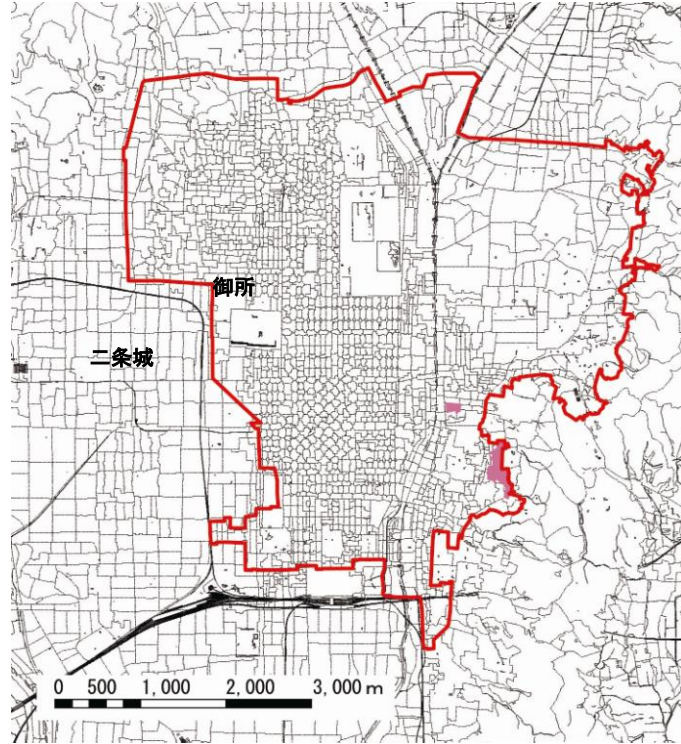


図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返されてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的

旧 (P239)

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成24年10月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定

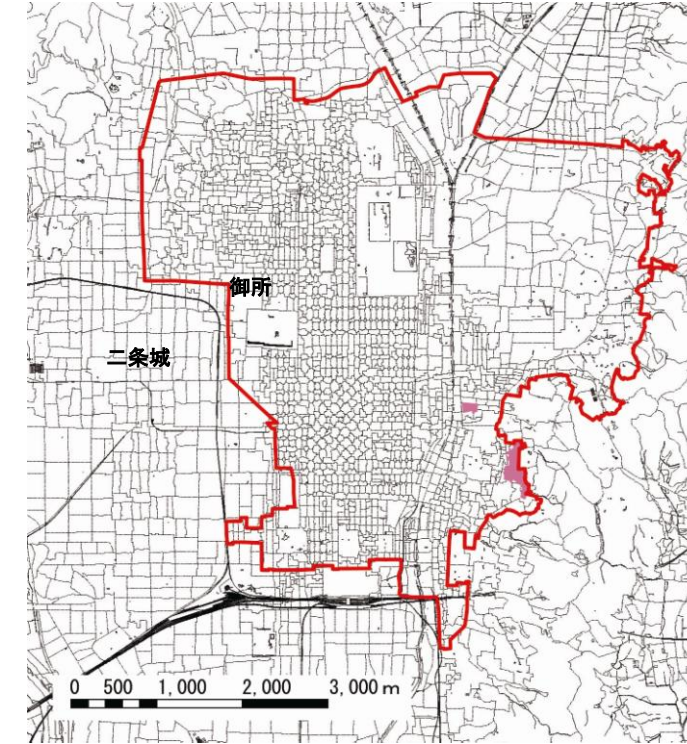


図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返されてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉦町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的

新 (P243)

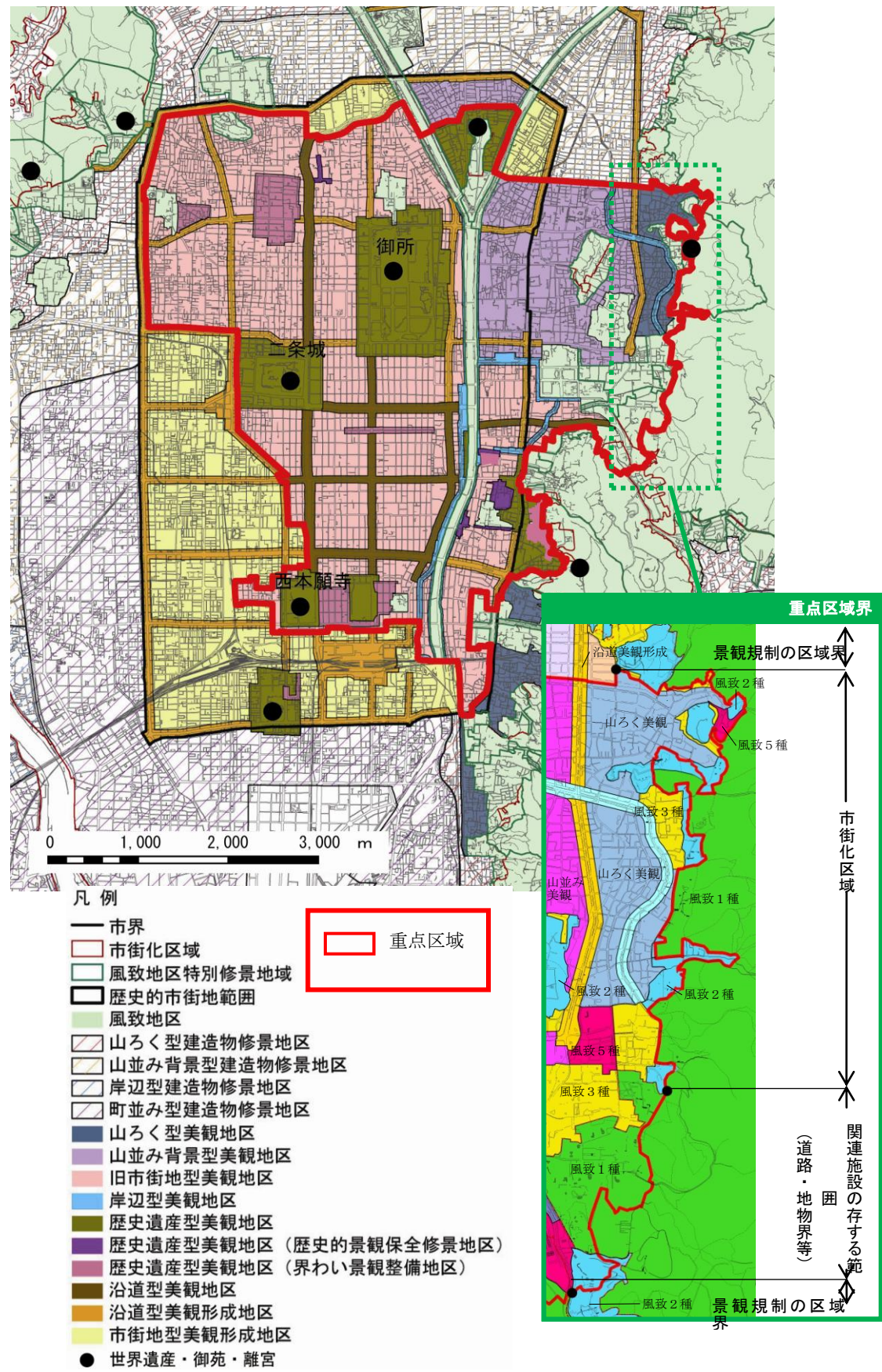


図 4-7 「景観規制図」と重点区域

旧 (P242)

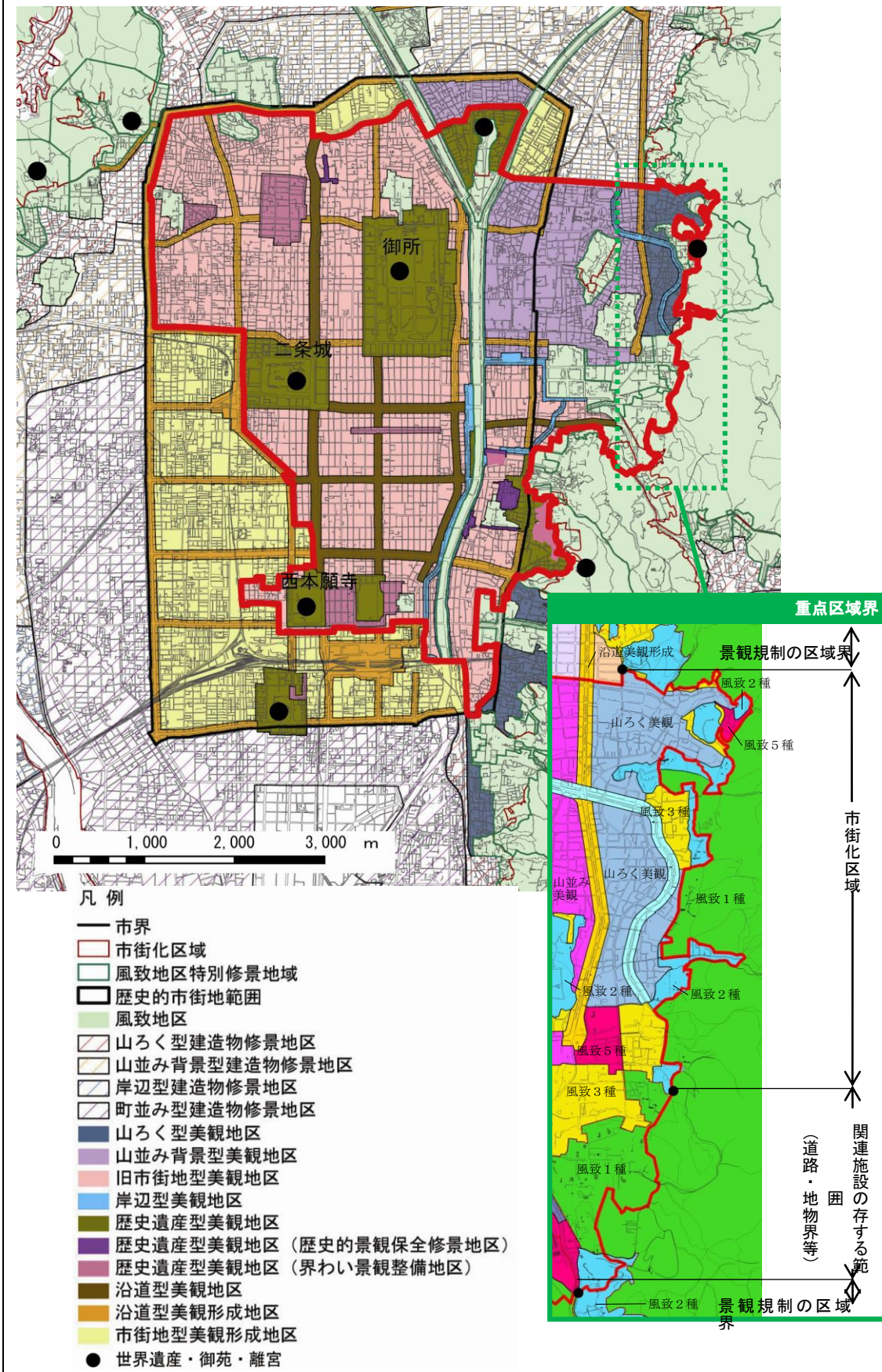


図 4-7 「景観規制図」と重点区域

新 (P247)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物53件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	206件	53件
記念物	90件	30件
重要有形民俗文化財	<u>3</u> 件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(7) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都にお

旧 (P246)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物53件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂（千本釈迦堂）（鎌倉時代前期）から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物30件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園（特別名勝）など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉦29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他、重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区（門前町）と祇園新橋地区（茶屋町）の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財（建造物）	206件	53件
記念物	90件	30件
重要有形民俗文化財	<u>2</u> 件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気醸し出し、梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(4) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(7) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都にお

新 (P248)	旧 (P247)
<p>ける明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。</p> <p>現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。</p> <p>(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。</p> <p>当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。</p> <p>(ロ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が^{ちょうじょう}重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。</p> <p>当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。</p> <p>また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。</p> <p>ウ 国指定選定以外の指定文化財等</p> <p>文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、<u>226</u>件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築50件、近代和風建築<u>89</u>件、社寺<u>39</u>件、町家<u>48</u>件となっている。</p> <p>また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。</p> <p>京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文</p>	<p>ける明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け、重要文化財に指定されている。</p> <p>現在、京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され、展示機能に加えてカフェや販売施設、各種音楽会会場としての活用も図られている。</p> <p>(イ) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。</p> <p>当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。</p> <p>(ロ) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区</p> <p>東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が<u>重畳</u>し、今も多くの歴史的遺産を有している。</p> <p>当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。</p> <p>また、石塀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。連続する石畳や石塀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。</p> <p>ウ 国指定選定以外の指定文化財等</p> <p>文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、<u>216</u>件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築50件、近代和風建築<u>85</u>件、社寺<u>36</u>件、町家<u>45</u>件となっている。</p> <p>また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。</p> <p>京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文</p>

新 (P249)

化財13件、府登録文化財3件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築15件、近代洋風建築1件である。記念物としては、府指定文化財2件（名勝、天然記念物）が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財30件、市登録文化財10件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。

また記念物としては、市指定文化財18件、市登録文化財6件が指定・登録されている。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財4件、登録有形民俗文化財1件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	<u>317</u> 件	<u>226</u> 件
府指定文化財（建造物）	<u>48</u> 件	<u>14</u> 件
府登録文化財（建造物）	6件	3件
府指定記念物	6件	2件
市指定文化財（建造物）	68件	30件
市登録文化財（建造物）	25件	10件
市指定記念物	66件	18件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	8件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物53件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を4地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>64</u> 件	<u>53</u> 件
歴史的意匠建造物	107件	86件

旧 (P248)

化財13件、府登録文化財3件が指定・登録されている。種別は近世社寺建築15件、近代洋風建築1件である。記念物としては、府指定文化財2件（名勝、天然記念物）が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財30件、市登録文化財10件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。

また記念物としては、市指定文化財18件、市登録文化財6件が指定・登録されている。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財4件、登録有形民俗文化財1件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	<u>296</u> 件	<u>216</u> 件
府指定文化財（建造物）	<u>45</u> 件	<u>13</u> 件
府登録文化財（建造物）	6件	3件
府指定記念物	6件	2件
市指定文化財（建造物）	68件	30件
市登録文化財（建造物）	25件	10件
市指定記念物	66件	18件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	8件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物40件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を4地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区））指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>54</u> 件	<u>40</u> 件
歴史的意匠建造物	107件	86件

新 (P250)

歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で <u>行われる</u> 。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終 <small>しま</small> い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事
	10日	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされたいわれにちなむ祭り
	15～25日	北野をどり<上七軒歌舞練場>	

旧 (P249)

歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で <u>行われる</u> 。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終 <small>しま</small> い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事。 <u>。</u>
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事。 <u>。</u>
	10日	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされたいわれにちなむ祭り。 <u>。</u>
	15～25日	北野をどり<上七軒歌舞練場>	

新 (P251)				旧 (P250)			
5月	1～24日	鴨川をどり<先斗町歌舞練場>		5月	1～24日	鴨川をどり<先斗町歌舞練場>	
	1～4日	千本ゑんま堂大念佛狂言<千本ゑんま堂(引接寺)>	京の三大念佛狂言のひとつ		1～4日	千本ゑんま堂大念佛狂言<千本ゑんま堂(引接寺)>	京の三大念佛狂言のひとつ。
	13日	市比賣祭<市比賣神社>			13日	市比賣祭<市比賣神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>			15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	
	18日	御霊祭<上御霊神社>			18日	御霊祭<上御霊神社>	
6月	上旬	京都薪能<平安神宮>		6月	上旬	京都薪能<平安神宮>	
	25日	御誕辰祭 大茅の輪くぐり<北野天満宮>	菅公の生誕日に、楼門に大茅の輪を掲げる。		25日	御誕辰祭 大茅の輪くぐり<北野天満宮>	菅公の生誕日に、楼門に大茅の輪を掲げる。
	30日	夏越祓<市内各神社>			30日	夏越祓<市内各神社>	
7月	1～31日	祇園祭<八坂神社・各山鉾町>		7月	1～31日	祇園祭<八坂神社・各山鉾町>	
	7日	七夕祭<北野天満宮・白峯神宮ほか>			7日	七夕祭<北野天満宮・白峯神宮ほか>	
8月	7～10日	六道まいり<六道珍皇寺>		8月	7～10日	六道まいり<六道珍皇寺>	
10月	1～5日	瑞饋祭<北野天満宮>		10月	1～5日	瑞饋祭<北野天満宮>	
	体育の日と前日・15日	栗田神社大祭<栗田神社>			体育の日と前日・15日	栗田神社大祭<栗田神社>	
	22日	時代祭<京都御所・平安神宮>			22日	時代祭<京都御所・平安神宮>	
11月	1日	亥子祭<護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀式	11月	1日	亥子祭<護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀式。
	1～10日	祇園をどり<祇園会館>			1～10日	祇園をどり<祇園会館>	
	5～15日	お十夜<真如堂>			5～15日	お十夜<真如堂>	
	21～28日	報恩講<東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法要		21～28日	報恩講<東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法要。
	26日	御茶壺奉獻祭<北野天満宮>	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」にちなんで、新茶をいれた茶つぼを奉納する行事		26日	御茶壺奉獻祭<北野天満宮>	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」にちなんで、新茶をいれた茶つぼを奉納する行事。
12月	7・8日	大根焚き<大報恩寺>		12月	7・8日	大根焚き<大報恩寺>	
	13～30日	空也踊躍念仏(かくれ念仏)<六波羅蜜寺>			13～30日	空也踊躍念仏(かくれ念仏)<六波羅蜜寺>	
	31日	除夜の鐘<各寺院>			31日	除夜の鐘<各寺院>	
毎月	25日	天神さん<北野天満宮>		毎月	25日	天神さん<北野天満宮>	

新 (P255)

旧 (P254)

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	三弘法詣<東寺, 仁和寺, 神光院>	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3ヵ所を巡拝する風習
8月	15日	萬燈会 (盆踊り) <東寺>	
12月	21日	終い弘法<東寺>	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん<東寺>	

エ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	三弘法詣<東寺, 仁和寺, 神光院>	弘法大師と最もゆかりの深い東寺, 仁和寺, 神光院の3ヵ所を巡拝する風習。
8月	15日	萬燈会 (盆踊り) <東寺>	
12月	21日	終い弘法<東寺>	弘法大師の命日にあたる21日毎月行われる縁日のうち, 12月は終い弘法, 1月は初弘法と呼ばれ, 正月準備をする大勢の参拝客でにぎわう。
毎月	21日	弘法さん<東寺>	

新 (P259)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	206件	2件

当地区内の国指定文化財 (建造物) は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものとされている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財 (建造物) として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財 (建造物)	317件	8件
府指定文化財 (建造物)	48件	1件
市指定文化財 (建造物)	68件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物4件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度

旧 (P258)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	206件	2件

当地区内の国指定文化財 (建造物) は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は伏見城の遺構を移築したものとされている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財 (建造物) として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として市登録記念物1件が登録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財 (建造物)	296件	2件
府指定文化財 (建造物)	45件	1件
市指定文化財 (建造物)	68件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物4件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新 (P260)

で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	64件	4件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	上卯日	御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	
7月	31日	茅の輪神事<御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納<御香宮神社>	
9～10月	9月下旬から10月初旬ごろ	神幸祭<御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事<御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくりの新酒を仕込む季節。醸造家が精進潔斎をして神前で新酒の出来を願う行事

旧 (P259)

で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	54件	3件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	上卯日	御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	
7月	31日	茅の輪神事<御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納<御香宮神社>	
9～10月	9月下旬から10月初旬ごろ	神幸祭<御香宮神社>	
12月	卯日	醸造初神事<御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくりの新酒を仕込む季節。醸造家が精進潔斎をして神前で新酒の出来を願う行事。

新 (P264)

エ 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に, 景観法に基づく景観重要建造物1件, 京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(上賀茂郷地区)指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	64件	1件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭, 時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

旧 (P263)

エ 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に, 景観法に基づく景観重要建造物1件, 京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(上賀茂郷地区)指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	54件	1件
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5日	競馬会神事<上賀茂神社>	
	15日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社>	祇園祭, 時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

新 (P274)	旧 (P273)
<p>3 古都保存行政との連携 (古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))</p> <p>京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。</p> <p>歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。</p> <p>これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。</p> <p>歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。</p> <p>歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。</p> <p>本市では、約<u>282.5</u>ha(平成<u>24</u>年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。</p>	<p>3 古都保存行政との連携 (古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法))</p> <p>京都の三方の山並みやその山裾等の地域で歴史的に意義が高く景観上も重要な地域は歴史的風土保存区域に指定されており、その中でも特に重要な地域を歴史的風土特別保存地区に指定している。(前頁の図5-3『景観計画区域図(区域区分図)と重点区域』に区域を示している。)重点区域内では、歴史的風土保存区域として東山の南禅寺周辺に歴史的風土保存地区、歴史的風土特別保存地区を指定している。</p> <p>歴史的風土保存区域では、それぞれの区域の特性に応じた歴史的風土保存計画が定められている。</p> <p>これらの区域は歴史上意義を有する建造物、史跡等が恵まれた自然環境と一体をなした特色ある歴史的風土を形成しており、第3章で述べているように、市街地における歴史的風致と密接に関わるものである。</p> <p>歴史的風土保存区域では、建物等の新築や宅地の造成、木竹の伐採等の現状変更行為については、あらかじめ市長への届出が必要であり、歴史的風土保存計画に反する行為を制限している。</p> <p>歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際はあらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この規制は大変厳しいため、土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者は、その土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。</p> <p>本市では、約<u>264.7</u>ha(平成<u>22</u>年度末現在)の歴史的風土特別保存地区の土地を買い入れている(寄付受納地を含む)。これらの買入地について適切な維持管理を行うとともに、その一部においては、市民や観光客が歴史的風土に親しむことができるよう施設整備を行い、歴史的風土の保存・活用に努めている。</p>

新 (P293)	旧 (P292)
<p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画</p> <p>ソフト事業においても、人材育成・技術研修など行い、未指定・未登録文化財を含めた歴史的な資産の保存・活用を推進する。</p> <p>日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習などを通じて、広く市民に伝統産業に親んでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国に向けた効果的な情報発信に取り組む。さらに、伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組、後継者の育成のための取組、伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実を図る。また、伝統産業のほか、京野菜、北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。また、文化財の保存・活用を市民が支える体制を整えるためには、伝統文化や伝統産業の魅力を広く伝え、その継承を図っていくことが重要である。このため、学校教育や生涯教育などによって、市民に伝統文化や伝統産業に親んでもらう取組みを進めていく。</p> <p>文化財の保存・活用においては、地域のまちづくり活動、市民団体、NPO法人との連携を図るため、文化財の市民への周知や、文化財への愛護意識を高めることが重要であると考えられる。このため、現在実施している以下のような普及啓発活動もさらに充実させていく。</p> <p>ア 「京都市の文化財展」開催</p> <p>京都市歴史資料館において、隔年で、新指定・登録文化財を紹介する展示を実施している。</p> <p>イ 出版物の発行</p> <p>京都市文化財保護課における文化財調査の成果や、新指定・登録文化財を紹介する冊子（有償）を、毎年発行している。</p> <p>ウ 講座・講演会、ウォークラリーの開催</p> <p>京都市考古資料館における「文化財講座」を<u>定期的に</u>開催している。また、文化財保護課職員が、大学集中講義、京都市の生涯学習施設の講座などを担当し、市民や学生への文化財保護の普及啓発を行っている。この他、文化財を結ぶウォークラリーや記念イベント等を随時実施している。京都の文化財を全国に向けて普及啓発する試みとしては、首都圏在住者を対象に東京及び京都で講演会と現地見学会を開催している。</p> <p>エ 京都市文化財マネージャー制度</p> <p>歴史の深い重層性を有し、戦災を受けなかった京都には、多数の神社仏閣や都心部等に約3万件存在するとも言われる町家をはじめ、近代洋風建築、近代和風建築、近代化遺産など、膨大な歴史的建造物が現存している。これらの建造物を</p>	<p>(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画</p> <p>ソフト事業においても、人材育成・技術研修など行い、未指定・未登録文化財を含めた歴史的な資産の保存・活用を推進する。</p> <p>日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習などを通じて、広く市民に伝統産業に親んでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国に向けた効果的な情報発信に取り組む。さらに、伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組、後継者の育成のための取組、伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実を図る。また、伝統産業のほか、京野菜、北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。また、文化財の保存・活用を市民が支える体制を整えるためには、伝統文化や伝統産業の魅力を広く伝え、その継承を図っていくことが重要である。このため、学校教育や生涯教育などによって、市民に伝統文化や伝統産業に親んでもらう取組みを進めていく。</p> <p>文化財の保存・活用においては、地域のまちづくり活動、市民団体、NPO法人との連携を図るため、文化財の市民への周知や、文化財への愛護意識を高めることが重要であると考えられる。このため、現在実施している以下のような普及啓発活動もさらに充実させていく。</p> <p>ア 「京都市の文化財展」開催</p> <p>京都市歴史資料館において、隔年で、新指定・登録文化財を紹介する展示を実施している。</p> <p>イ 出版物の発行</p> <p>京都市文化財保護課における文化財調査の成果や、新指定・登録文化財を紹介する冊子（有償）を、毎年発行している。</p> <p>ウ 講座・講演会、ウォークラリーの開催</p> <p>京都市考古資料館における「文化財講座」<u>(年9回)</u>を開催している。また、文化財保護課職員が、大学集中講義、京都市の生涯学習施設の講座などを担当し、市民や学生への文化財保護の普及啓発を行っている。この他、文化財を結ぶウォークラリーや記念イベント等を随時実施している。京都の文化財を全国に向けて普及啓発する試みとしては、首都圏在住者を対象に東京及び京都で講演会と現地見学会を開催している。</p> <p>エ 京都市文化財マネージャー制度</p> <p>歴史の深い重層性を有し、戦災を受けなかった京都には、多数の神社仏閣や都心部等に約3万件存在するとも言われる町家をはじめ、近代洋風建築、近代和風建築、近代化遺産など、膨大な歴史的建造物が現存している。これらの建造物を</p>

新 (P294)

調査し、文化財等の制度によって保存、活用を図るためには、多くの人材が必要であるが、そうした専門性を有した人材は不足している。このため、京都市では、平成20年度から文化財マネージャー制度を創設し、未指定・未登録文化財を含めた広義の文化財について、調査や保存、活用に携わることのできる民間の人材を、育成する事業を行っている。

平成20年、京都市文化財保護課、NPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターの3者により京都市文化財マネージャー育成実行委員会を設立した。建築士をはじめとした建築的素養を有する民間の人材を対象とし、年1回、京都市文化財マネージャー育成講座(66時間)を開催している。講座修了生のうち、希望する者を、京都市が京都市文化財マネージャーに登録している。(平成25年9月末現在で218名を登録済である。)

今後、狭義の文化財にとどまらない景観形成やまちづくりの資源となる文化財的建造物の調査、保存・活用のための活動に、文化財マネージャーを活用する予定である。また、文化財マネージャーが、自身の活動において文化財に関する知識を活かすことによって、歴史的建造物の修理・改修等の質が向上し、総体として文化財保護に資することが期待される。

オ みやこ文化財愛護委員

より多くの市民が文化財を身近なものとして親しみ、文化財保護に対する理解と認識を深めることを目的として、平成20年度よりみやこ文化財愛護委員制度を実施している。文化財愛護への熱意を持つ市民を募集し、各種文化財の講座を開催する(目標育成人数 50名/年)。修了者には文化財の保存・活用事業に参画してもらうことを期待している。

カ 文化財建造物保存技術普及啓発事業

平成13年に文化庁が創設した「ふるさと文化財の森構想」事業の助成を受け、京都市は平成15年度に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置した。日本の伝統的建造物には屋根材に植物材料(檜皮葺、柿葺、茅葺)の建築が数多いが、近年、檜林・茅場等の減少や職人の後継者不足によって、材料となる檜皮や茅などの供給が不足している。同センターは、材料の安定供給を図ることを目的として、原皮師(檜の皮を剥ぐ職人)をはじめとする職人の育成や、檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発を行うための施設として建設された。

写真 6-1 京都市文化財保存技術研修センター

写真省略

旧 (P293)

平成20年度から文化財マネージャー制度を創設し、未指定・未登録文化財を含めた広義の文化財について、調査や保存、活用に携わることのできる民間の人材を、育成する事業を行っている。

平成20年、京都市文化財保護課、NPO法人古材文化の会、財団法人京都市景観・まちづくりセンターの3者により京都市文化財マネージャー育成実行委員会を設立した。建築士をはじめとした建築的素養を有する民間の人材を対象とし、年1回、京都市文化財マネージャー育成講座(66時間)を開催している。講座修了生のうち、希望する者を、京都市が京都市文化財マネージャーに登録している。(平成23年3月末現在で142名を登録済である。)

今後、狭義の文化財にとどまらない景観形成やまちづくりの資源となる文化財的建造物の調査、保存・活用のための活動に、文化財マネージャーを活用する予定である。また、文化財マネージャーが、自身の活動において文化財に関する知識を活かすことによって、歴史的建造物の修理・改修等の質が向上し、総体として文化財保護に資することが期待される。

オ みやこ文化財愛護委員

より多くの市民が文化財を身近なものとして親しみ、文化財保護に対する理解と認識を深めることを目的として、平成20年度よりみやこ文化財愛護委員制度を実施している。文化財愛護への熱意を持つ市民を募集し、各種文化財の講座を開催する(50名)。修了者には文化財の保存・活用事業に参画してもらうことを期待している。

カ 文化財建造物保存技術普及啓発事業

平成13年に文化庁が創設した「ふるさと文化財の森構想」事業の助成を受け、京都市は平成15年度に京都市文化財建造物保存技術研修センターを設置した。日本の伝統的建造物には屋根材に植物材料(檜皮葺、柿葺、茅葺)の建築が数多いが、近年、檜林・茅場等の減少や職人の後継者不足によって、材料となる檜皮や茅などの供給が不足している。同センターは、材料の安定供給を図ることを目的として、原皮師(檜の皮を剥ぐ職人)をはじめとする職人の育成や、檜皮葺、柿葺、茅葺に関する普及啓発を行うための施設として建設された。

写真 6-1 京都市文化財保存技術研修センター

写真省略

新 (P296)	旧 (P295)
<p>体制整備の具体的な計画</p> <p>本市においては、文化財の保護及びその指導，市所有管理文化財の維持管理などの実務について，文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課で行っている。町並み保全や重要伝統的建造物群保存地区を所管する都市計画局とは，これまでも未指定文化財の発掘，登録，景観重要建造物の指定など，緊密に情報交換を行い推進しているところである。</p> <p>●文化財の保存・活用に関わっている各種団体</p> <p>文化財の保存・活用に関わっている主なNPO法人等各種団体として，下記の団体がある。</p> <p>ア 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所</p> <p>埋蔵文化財の調査，研究，保護を目的として，京都市の出えんにより昭和51年に設立された。埋蔵文化財の発掘調査・保存，研究及び出版物の刊行などを主な事業としている。また，埋蔵文化財についての市民講座，現地説明会などを実施し，一般への普及啓発にも努めている。</p> <p>イ 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団</p> <p>京都の文化財，観光資源の保護を願う財界，文化人など各界有志の賛同を得て，昭和44年12月1日に設立した財団法人京都市文化観光資源保護財団がある。</p> <p>この団体は，京都市の出えん金によって設立したが，日本人の心のふるさととしての京都の文化観光資源を守り，後世に引き継ぐため市民・国民各層から浄財を集め，これを京都市文化観光資源保護基金に積み立て，その運用果実によって文化観光資源の保護とその活用，豊かな文化の創造に寄与する下記事業を実施している。</p> <p>○文化観光資源等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者，管理者の行う文化観光資源（建造物・美術工芸品・庭園等）の保存修理，防災施設等の保護事業 ・文化観光資源を取り巻く自然環境の保全とその整備 <p>○伝統行事，芸能の保存及び執行に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葵祭，祇園祭，時代祭，京都五山送り火の四大大行事 ・上記以外の伝統行事，伝統芸能の保存執行 <p>○文化観光資源の管理 ・京都市管理史跡等の保存管理業務の受託</p>	<p>体制整備の具体的な計画</p> <p>本市においては，文化財の保護及びその指導，市所有管理文化財の維持管理などの実務について，文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課で行っている。町並み保全や重要伝統的建造物群保存地区を所管する都市計画局とは，これまでも未指定文化財の発掘，登録，景観重要建造物の指定など，緊密に情報交換を行い推進しているところである。</p> <p>●文化財の保存・活用に関わっている各種団体</p> <p>文化財の保存・活用に関わっている主なNPO法人等各種団体として，下記の団体がある。</p> <p>ア 財団法人京都市埋蔵文化財研究所</p> <p>埋蔵文化財の調査，研究，保護を目的として，京都市の出えんにより昭和51年に設立された。埋蔵文化財の発掘調査・保存，研究及び出版物の刊行などを主な事業としている。また，埋蔵文化財についての市民講座，現地説明会などを実施し，一般への普及啓発にも努めている。</p> <p>イ 財団法人京都市文化観光資源保護財団</p> <p>京都の文化財，観光資源の保護を願う財界，文化人など各界有志の賛同を得て，昭和44年12月1日に設立した財団法人京都市文化観光資源保護財団がある。</p> <p>この団体は，京都市の出えん金によって設立したが，日本人の心のふるさととしての京都の文化観光資源を守り，後世に引き継ぐため市民・国民各層から浄財を集め，これを京都市文化観光資源保護基金に積み立て，その運用果実によって文化観光資源の保護とその活用，豊かな文化の創造に寄与する下記事業を実施している。</p> <p>○文化観光資源等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者，管理者の行う文化観光資源（建造物・美術工芸品・庭園等）の保存修理，防災施設等の保護事業 ・文化観光資源を取り巻く自然環境の保全とその整備 <p>○伝統行事，芸能の保存及び執行に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葵祭，祇園祭，時代祭，京都五山送り火の四大大行事 ・上記以外の伝統行事，伝統芸能の保存執行 <p>○文化観光資源の管理 ・京都市管理史跡等の保存管理業務の受託</p>

新 (P297)	旧 (P296)
<p>○文化観光資源に関する調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事芸能の実態調査及び写真記録 ・助成対象文化財等の調査・資料の収集，国（文化庁）による文化的景観モデル事業（北山杉の林業景観の保存・活用事業調査）の受託 <p>○文化観光資源保護思想の啓発普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物の発行，文化財特別公開や京の郷土芸能まつり等の文化観光資源公開事業の実施 ・伝統行事芸能功労者並びに文化観光資源保護協力者に対する表彰など <p>ウ 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター</p> <p>行政，住民，企業の連携を図り，京都らしい景観の保全・創造を図ることを目的として，平成9年に京都市の出えんによって設立された。地域におけるまちづくり活動の支援，町家など歴史的建造物の所有者への窓口相談事業などを行っている。継続して，京町家の分布及びヒアリング調査を実施している。平成17年には京町家まちづくりファンドを設立し，基金財源により，町家改修への助成事業を実施している。景観法に基づく景観整備機構にもなっており，景観行政，文化財保護行政とも連携して事業を進めている。</p> <p>エ NPO法人古材文化の会</p> <p>NPO法人古材文化の会は，平成6年に設立され，京都を中心として歴史的建造物の調査，保存・活用，古材の再利用などの活動を行ってきた。平成17年からは，「伝統建築保存・活用マネージャー養成講座」を実施し，歴史的建造物に携わる人材の育成を図ってきた。こうした実績に鑑み，京都市では，平成20年度よりNPO法人古材文化の会，財団法人京都市景観・まちづくりセンターとの3者で京都市文化財マネージャー（建造物）育成実行委員会を設立し，京都市文化財マネージャー（建造物）育成講座，<u>上級講座</u>を実施し，歴史的建造物の調査，保存・活用に携わることのできる人材の育成を行っている。</p> <p>オ 公益財団法人日本ナショナルトラスト</p> <p>昭和43年に設立された。駒井家住宅（京都市指定文化財）を所有しており，その保存を図るとともに，一般公開や文化的行事の開催など，保存・活用事業を実施している。</p>	<p>○文化観光資源に関する調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事芸能の実態調査及び写真記録 ・助成対象文化財等の調査・資料の収集，国（文化庁）による文化的景観モデル事業（北山杉の林業景観の保存・活用事業調査）の受託 <p>○文化観光資源保護思想の啓発普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物の発行，文化財特別公開や京の郷土芸能まつり等の文化観光資源公開事業の実施 ・伝統行事芸能功労者並びに文化観光資源保護協力者に対する表彰など <p>ウ 財団法人京都市景観・まちづくりセンター</p> <p>行政，住民，企業の連携を図り，京都らしい景観の保全・創造を図ることを目的として，平成9年に京都市の出えんによって設立された。地域におけるまちづくり活動の支援，町家など歴史的建造物の所有者への窓口相談事業などを行っている。継続して，京町家の分布及びヒアリング調査を実施している。平成17年には京町家まちづくりファンドを設立し，基金財源により，町家改修への助成事業を実施している。景観法に基づく景観整備機構にもなっており，景観行政，文化財保護行政とも連携して事業を進めている。</p> <p>エ NPO法人古材文化の会</p> <p>NPO法人古材文化の会は，平成6年に設立され，京都を中心として歴史的建造物の調査，保存・活用，古材の再利用などの活動を行ってきた。平成17年からは，「伝統建築保存・活用マネージャー養成講座」を実施し，歴史的建造物に携わる人材の育成を図ってきた。こうした実績に鑑み，京都市では，平成20年度よりNPO法人古材文化の会，財団法人京都市景観・まちづくりセンターとの3者で京都市文化財マネージャー（建造物）育成実行委員会を設立し，京都市文化財マネージャー（建造物）育成講座を実施し，歴史的建造物の調査，保存・活用に携わることのできる人材の育成を行っている。</p> <p>オ 財団法人日本ナショナルトラスト</p> <p>昭和43年に設立された。駒井家住宅（京都市指定文化財）を所有しており，その保存を図るとともに，一般公開や文化的行事の開催など，保存・活用事業を実施している。</p>

新 (P301)



写真 7-1 上七軒通

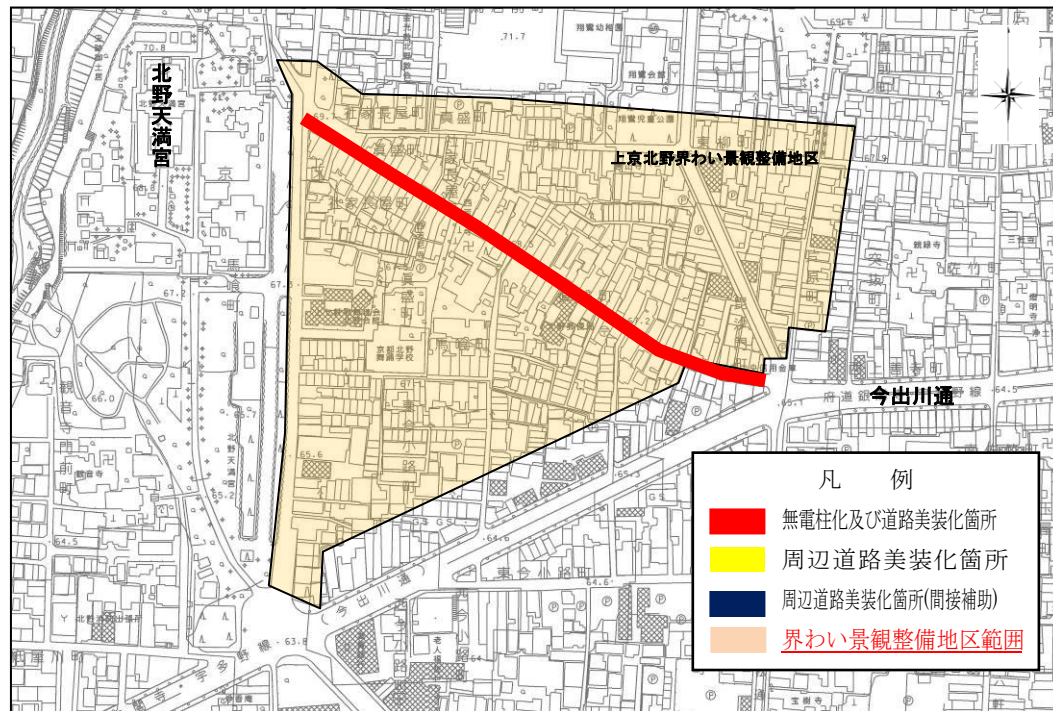


写真 7-1-2 周辺道路

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてなしの文化が受け継がれている五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。なかでも上七軒通は、一部が重要界わい景観整備地域に指定されており、当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。さらに、上七軒歌舞練場は、上七軒の花街として今なお中心的な存在で、春には北野をどりが開催され、歴史的風致を継承している。

当該事業によって、上七軒通の道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



旧 (P300)



写真 7-1 上七軒通

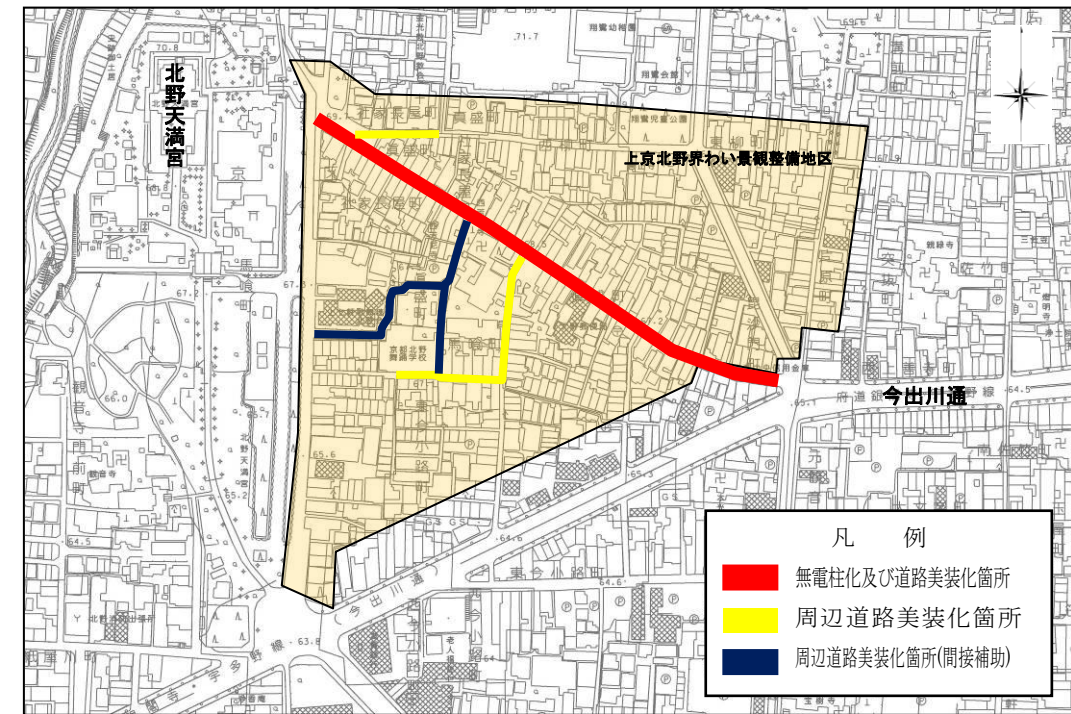


写真 7-1-2 周辺道路

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京北野界わい景観整備地区は、歴史的市街地地区の中に位置しており、京都の歴史的風致であるもてなしの文化が受け継がれている五花街の一つである上七軒や、京都を代表する伝統産業である西陣織の同業者町によって構成されている。なかでも上七軒通は、一部が重要界わい景観整備地域に指定されており、当該地区の景観を代表する茶屋が建ち並ぶ優雅な町並みを残している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。さらに、上七軒歌舞練場は、上七軒の花街として今なお中心的な存在で、春には北野をどりが開催され、歴史的風致を継承している。

当該事業によって、上七軒通の道路修景が進むことで、もてなしの文化と茶屋が建ち並ぶ町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



新 (P303)

イ 小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H24～H27	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町～上京区禅昌院町地内

(事業内容)

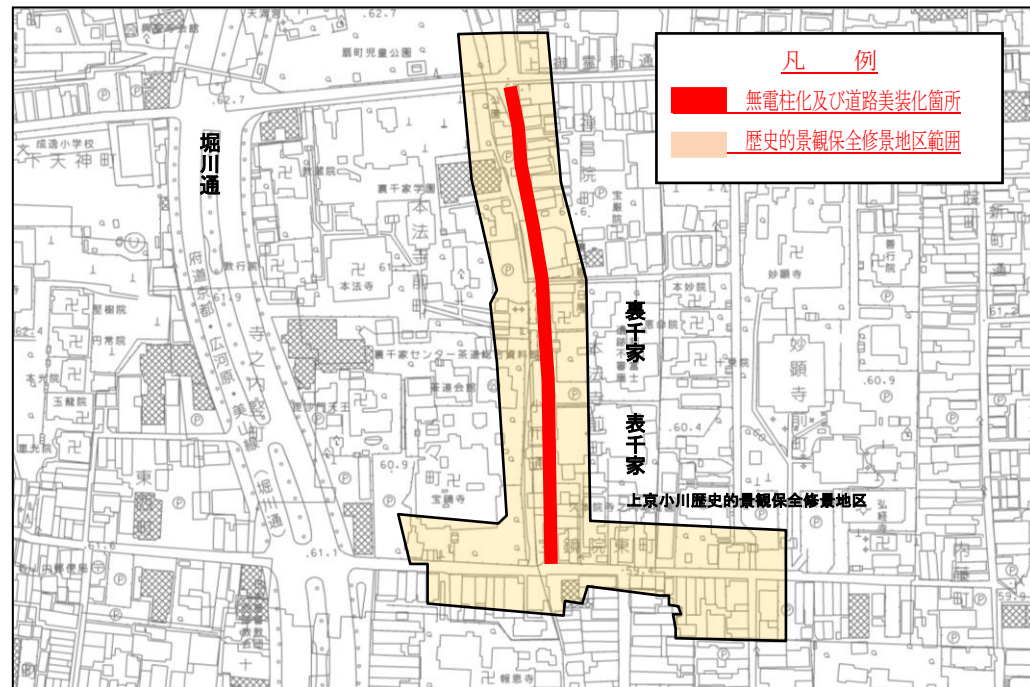
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-2 小川通



旧 (P302)

イ 小川通周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 小川通周辺地区	H24～H27	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 上京区宝鏡院東町～上京区禅昌院町地内

(事業内容)

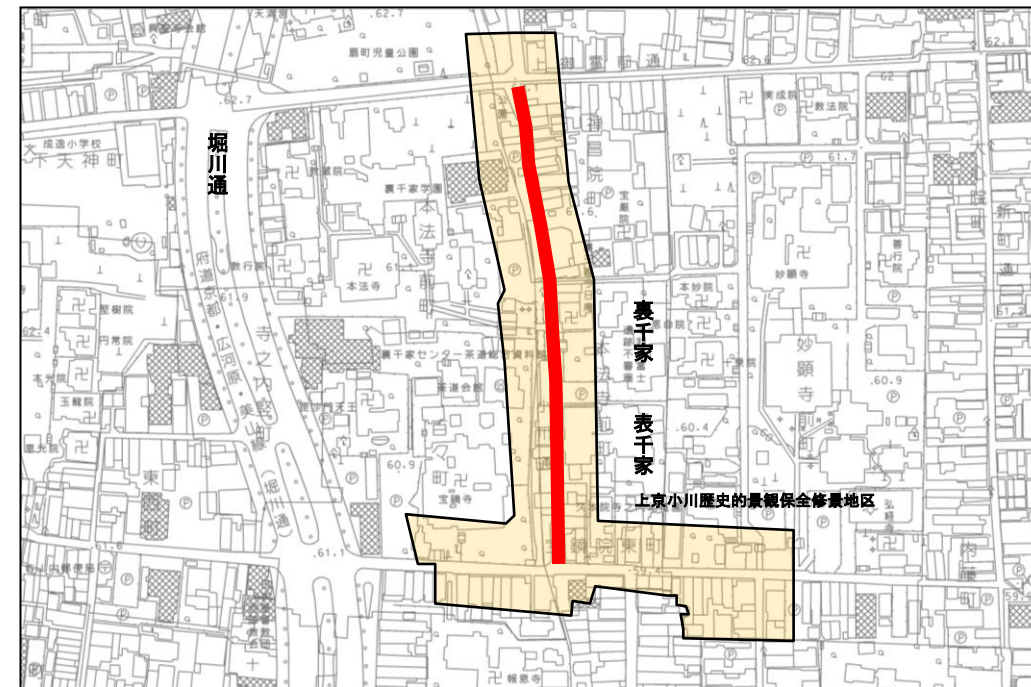
上京小川歴史的景観保全修景地区内にある小川通の約250m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

上京小川歴史的景観保全修景地区は、歴史的市街地地区に位置している地区で、織屋、商家と寺社や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成しており、他では見られない風雅な景観を形成している。また、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている地域でもある。当該事業によって、小川通の道路修景が進むことで、京都の伝統文化である茶道に関わる人々の日々の営みが醸し出す町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

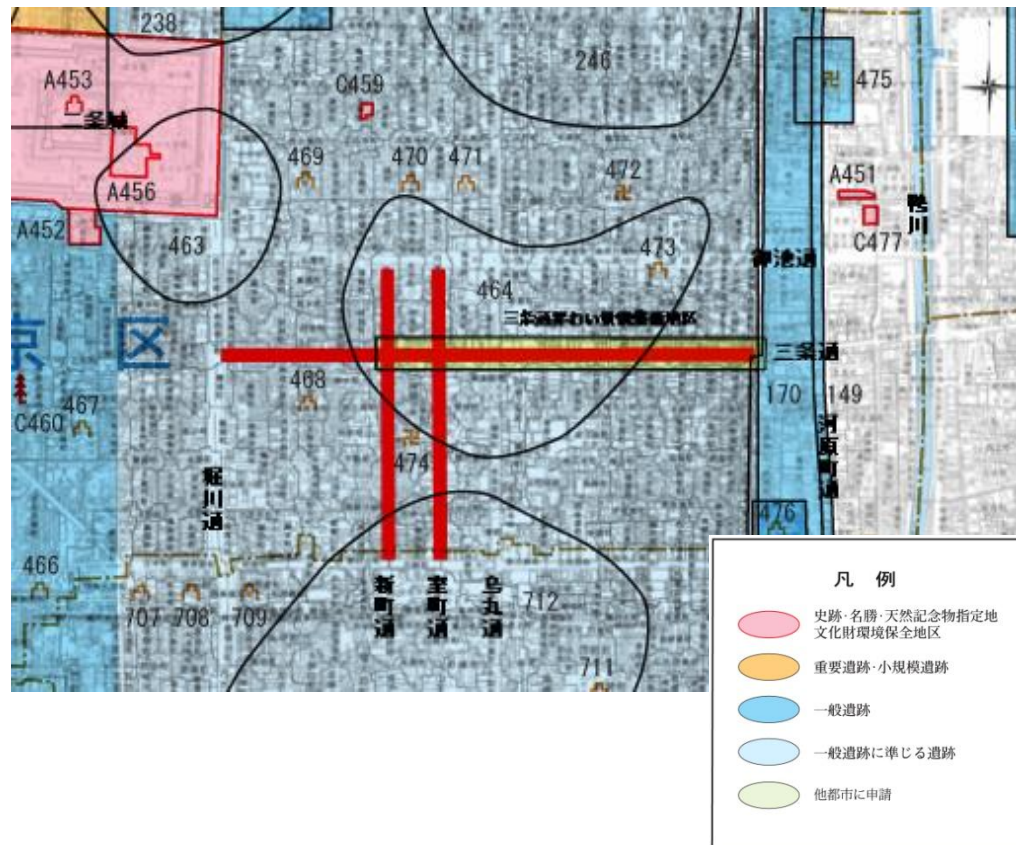
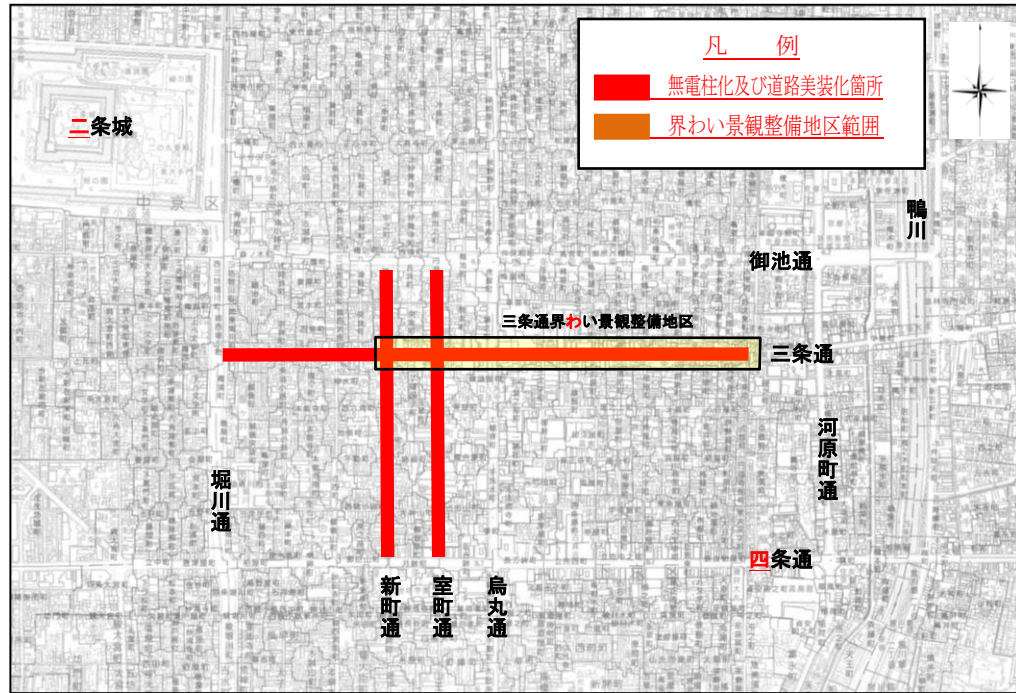


写真 7-2 小川通



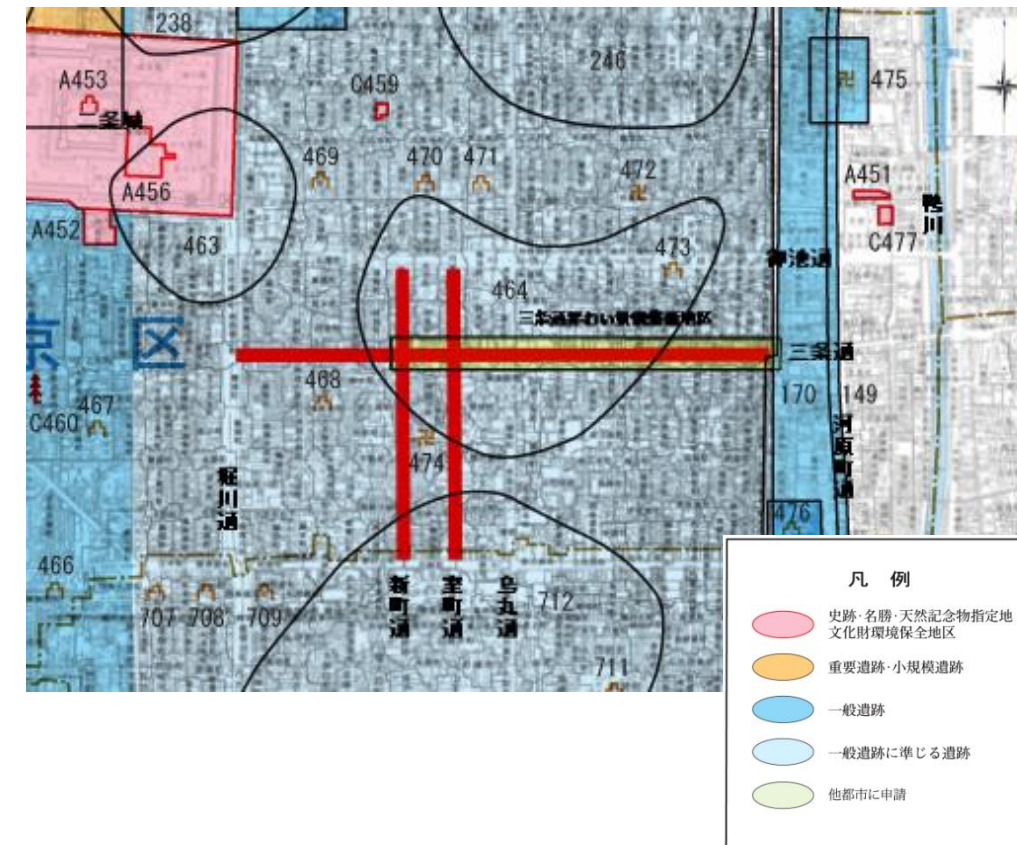
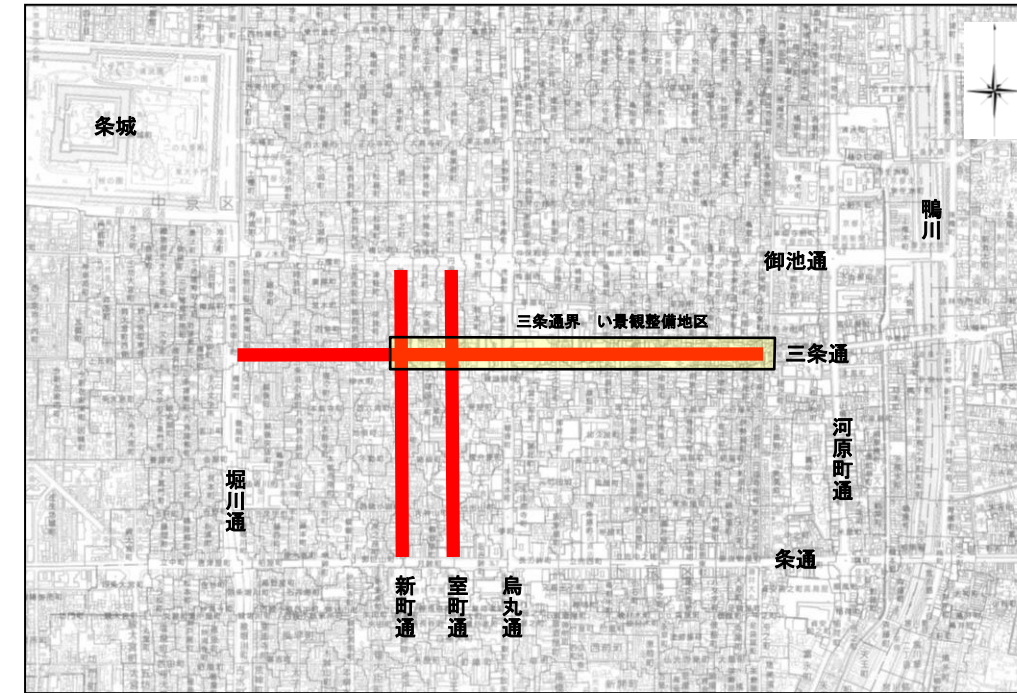
新 (P305)

作り出している地区で、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている。また、新町通や室町通は、祇園祭の鉾が通行する通りでもある。当該道路の道路修景が進むことで、そこで行われる祭礼や歴史的な町並みを活かした風情や品格あるまちづくりが推進される。



旧 (P304)

作り出している地区で、後述の歴史的町並み再生事業において、歴史的な建造物の修理・修景が行われている。また、新町通や室町通は、祇園祭の鉾が通行する通りでもある。当該道路の道路修景が進むことで、そこで行われる祭礼や歴史的な町並みを活かした風情や品格あるまちづくりが推進される。



新 (P306)

工 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～H28	H23・H26～H28 市単独事業, <u>H24 地域自主戦略交付金 (内閣府)</u> <u>H25 社会資本整備総合交付金</u> <u>(都市再生整備計画事業) (国土交通省)</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水四丁目～東山区清水一丁目地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

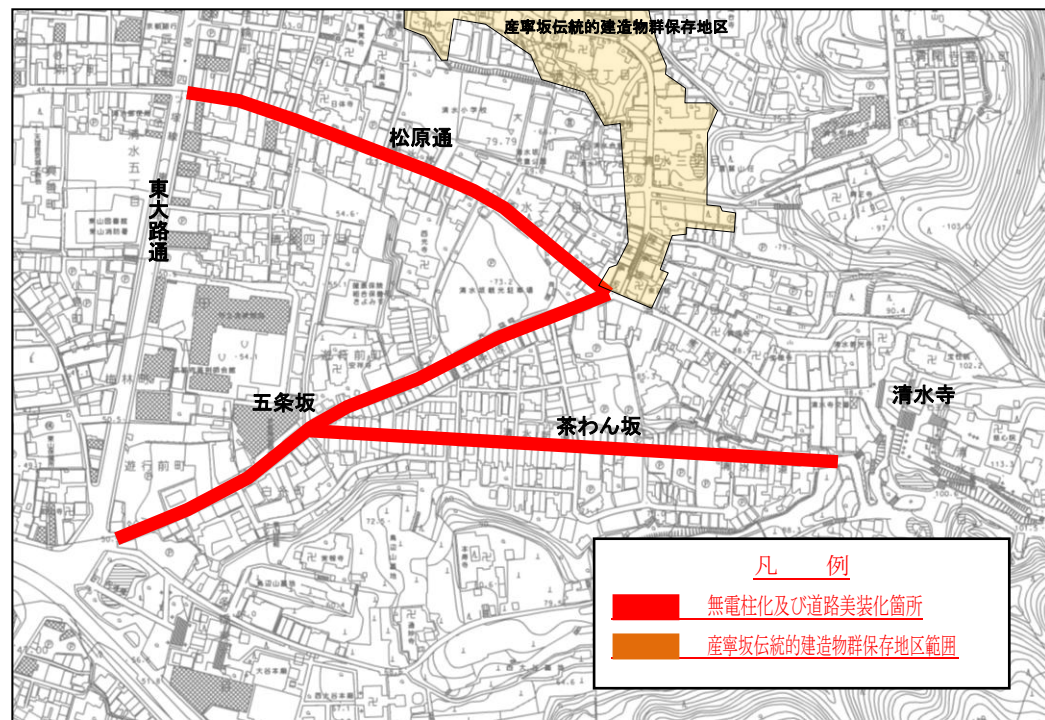
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-4 清水周辺地区



旧 (P305)

工 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～H28	H23・H26～H28 市単独事業, <u>H24</u> <u>～H25 地域自主戦略交付金 (内閣府)</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水四丁目～東山区清水一丁目地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

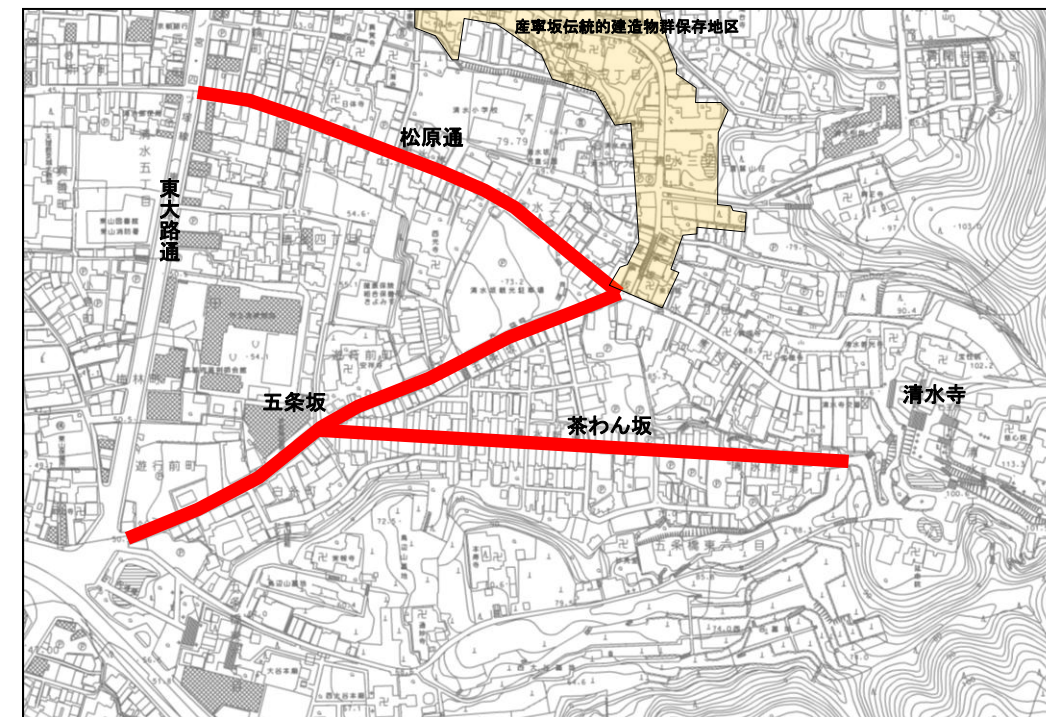
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真7-4 清水周辺地区



新 (P308)	旧 (P307)																																				
<p>(2) 無電柱化等事業</p> <p>京都市では、安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。</p> <p>また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に，その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。</p> <p>ア 無電柱化事業</p> <table border="1" data-bbox="192 615 1154 1255"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">無電柱化等事業</td> <td>嵯峨釈迦堂： H20～H22</td> <td>嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>仁和寺：H21～H22</td> <td>嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>切通し：H21～H22</td> <td>切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>清水寺：H21～H24</td> <td>清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>銀閣寺：H21～</td> <td>嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金（内閣府） H25～社会資本整備総合交付金（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>嵯峨鳥居本：H23～</td> <td>銀閣寺 H25～社会資本整備総合交付金（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>渡月橋南詰：H24～</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）京都市</p> <p>（事業区域）世界文化遺産周辺や歴史的町並み等</p> <p>嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内</p> <p>仁和寺：右京区御室小松野町他地内</p> <p>切通し：東山区清本町他地内</p> <p>清水寺：東山区清水一丁目他地内</p> <p>銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内</p> <p>嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内</p> <p>渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内</p> <p>（事業内容）</p> <p>京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など）について，電線共同溝の整備や架空線整理，無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約60kmの無電柱化が完了している。</p> <p>平成24年度以降については，引き続き，無電柱化推進候補路線中，諸条件</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）	仁和寺：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）	切通し：H21～H22	切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）	清水寺：H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）	銀閣寺：H21～	嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金（内閣府） H25～社会資本整備総合交付金（国土交通省）	嵯峨鳥居本：H23～	銀閣寺 H25～社会資本整備総合交付金（国土交通省）	渡月橋南詰：H24～		<p>(2) 無電柱化等事業</p> <p>京都市では，安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。</p> <p>また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に，その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。</p> <p>ア 無電柱化事業</p> <table border="1" data-bbox="1617 615 2579 1165"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">無電柱化等事業</td> <td>嵯峨釈迦堂： H20～H22</td> <td>嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>仁和寺：H21～H22</td> <td>嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>切通し：H21～H22</td> <td>切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>清水寺：H21～H24</td> <td>清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）</td> </tr> <tr> <td>銀閣寺：H21～</td> <td>嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24～地域自主戦略交付金（内閣府）</td> </tr> <tr> <td>嵯峨鳥居本：H23～</td> <td>銀閣寺 H25～地域自主戦略交付金（内閣府）</td> </tr> <tr> <td>渡月橋南詰：H24～</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）京都市</p> <p>（事業区域）世界文化遺産周辺や歴史的町並み等</p> <p>嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内</p> <p>仁和寺：右京区御室小松野町他地内</p> <p>切通し：東山区清本町他地内</p> <p>清水寺：東山区清水一丁目他地内</p> <p>銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内</p> <p>嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内</p> <p>渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内</p> <p>（事業内容）</p> <p>京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など）について，電線共同溝の整備や架空線整理，無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約60kmの無電柱化が完了している。</p> <p>平成24年度以降については，引き続き，無電柱化推進候補路線中，諸条件</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）	仁和寺：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）	切通し：H21～H22	切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）	清水寺：H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）	銀閣寺：H21～	嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24～地域自主戦略交付金（内閣府）	嵯峨鳥居本：H23～	銀閣寺 H25～地域自主戦略交付金（内閣府）	渡月橋南詰：H24～	
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）																																			
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）																																			
	仁和寺：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）																																			
	切通し：H21～H22	切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）																																			
	清水寺：H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）																																			
	銀閣寺：H21～	嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金（内閣府） H25～社会資本整備総合交付金（国土交通省）																																			
	嵯峨鳥居本：H23～	銀閣寺 H25～社会資本整備総合交付金（国土交通省）																																			
	渡月橋南詰：H24～																																				
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）																																			
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂： H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）																																			
	仁和寺：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21：交通安全事業統合補助（国土交通省）																																			
	切通し：H21～H22	切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助（国土交通省）																																			
	清水寺：H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金（道路事業）（国土交通省）																																			
	銀閣寺：H21～	嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24～地域自主戦略交付金（内閣府）																																			
	嵯峨鳥居本：H23～	銀閣寺 H25～地域自主戦略交付金（内閣府）																																			
	渡月橋南詰：H24～																																				

新 (P312)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
名所説明立札等充実整備	S30年代～	市単独事業 H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。



写真7-5 観光案内標識

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

旧 (P311)

(5) 観光案内標識の充実整備

観光案内標識等の設置及び整備により歴史的風致の周辺環境の整備が進み、文化財や歴史的な町並みを核にこれらの回遊性を向上させることはもとより、歩いて楽しいまちづくりの推進や京都を訪れる人々が京都の歴史的資源への理解を深めることに寄与する。

ア 観光案内標識整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識の整備	S30年代～	市単独事業 H16は緊急地域雇用創出特別交付金事業(厚生労働省)で4箇国語表記化

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

国内外からの観光客の利便性の向上を図り、受け入れ環境の充実を行うため、地図に寺院・神社等の位置を示した観光案内図板、方向を示した案内標識、見所等の説明を記載した名所説明立札の維持管理及び整備を行う。平成23年度からは、観光案内標識アップグレード推進事業を開始し、歩く観光客の視点に立ったわかりやすい、そして、京都の景観に調和した観光案内標識を整備している。地下鉄など公共交通機関の利用促進や地域の特性に配慮しつつ、観光客の利用の多いエリアを優先して、順次整備を進めている。既存の観光案内図板及び案内標識については、老朽化したものから順次アップグレード観光案内標識への建て替えを進めていく。



写真7-5 観光案内標識

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

昭和30年代前半に名所説明立札の設置を開始して以降、現在までに案内標識、観光案内図板、現在地表示板を設置し、観光客の利便性に寄与してきた。これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識アップグレード推進事業	H23～H27	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

新 (P313)

「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。また、モデル地域「①中心市街地：御池通、烏丸通、四条通、新京極通に囲まれたエリア、②周辺観光地：南禅寺エリア」の整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では、市内全域に観光案内標識を整備しているが、デザイン、表記内容の不統一や京都の町並みとの不調和、観光案内標識の不足などの問題がある。快適な受入環境の整備のため、観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち、駅やバス停と観光地、又は観光地相互をわかりやすく案内するため、観光案内標識(観光案内図板、案内標識、駒札)を充実させる。

事業は区単位で行い、各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し、整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に、東山区を除く全10区で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～ H24	H18は国土施策創発調査費(国土交通省) H19以降は 東山3K協力会議 (※) 等の財源を活用

旧 (P312)

「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、市内の観光エリアの中から優先度の高いエリアを抽出し、観光案内標識の整備を重点的に進める。また、モデル地域「①中心市街地：御池通、烏丸通、四条通、新京極通に囲まれたエリア、②周辺観光地：南禅寺エリア」の整備を図る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都市では、市内全域に観光案内標識を整備しているが、デザイン、表記内容の不統一や京都の町並みとの不調和、観光案内標識の不足などの問題がある。快適な受入環境の整備のため、観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることで、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

イ ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
ぐるり界わい・観光案内標識ネットワーク化	H20～H22	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区を除く市域全体

(事業内容)

歩いて楽しむ観光客の視点に立ち、駅やバス停と観光地、又は観光地相互をわかりやすく案内するため、観光案内標識(観光案内図板、案内標識、駒札)を充実させる。

事業は区単位で行い、各区ごとに「観光案内標識ネットワーク化検討会議」を開催し、整備内容を決定し整備を行っていく。平成20年度から22年度の3年間の間に、東山区を除く全10区で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

ウ 観光案内標識のネットワーク化の推進

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
観光案内標識のネットワーク化の推進(東山区)	H18～	H18は国土施策創発調査費(国土交通省) H19以降は 東山3K協力金会議 等の財源を活用

新 (P314)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区
(事業内容)

東山区では、平成18年度に「東山地域観光案内図板等ネットワーク化検討委員会」を設けて、「観光案内版のネットワーク化方針に関する調査」を実施した。平成19年度は、同検討委員会を発展させて、「東山地域観光ネットワーク化推進協議会」を設置し、調査で明らかになった課題の解決に向けて観光案内標識デザイン・アイデア募集などを実施し、最優秀デザインを選定した。

平成20年度から、東山3K(観光・交通・環境)協力会議(※)と連携し、五条通の電線地中化に併せて設置される地上機器(トランス)に陶板製(清水焼)の観光案内標識を設置するための協議を始め、平成21年10月に、「清水五条陶板の散歩道」として整備した。

今後は、旧五条通である松原通の無電柱化工事に併せて設置される地上機器(トランス)に陶板製(清水焼)の案内標識を設置する「(仮称)松原通陶板の散歩道」の整備を行うなど、来訪者の視点に立った目的地への円滑な誘導を図るために、東山3K協力会議(※)をはじめ地域の様々な団体等と連携して、最優秀デザインを活かした観光案内標識を設置する予定である。

具体的には、国道1号線の五条通(川端通～東大路通間)の無電柱化工事に併せて設置される地上機器(トランス)に、清水焼の産地の特色を活かして、陶板による案内標識を設置したり、旧五条通である松原通を中心に、清水寺までの参詣道に沿って案内標識を設置する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより歴史的資源への理解の促進につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。また、観光案内標識を優れたデザインとすることにより歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

(※)平成24年6月に名称変更され、東山「観光・交通・環境」協力会議、愛称は「東山3K協力会議」となっている。



最優秀デザイン
「京都のカタチ」



地上機器に設置された陶板製の案内板

旧 (P313)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 東山区
(事業内容)

東山区では、平成18年度に「東山地域観光案内図板等ネットワーク化検討委員会」を設けて、「観光案内版のネットワーク化方針に関する調査」を実施した。平成19年度は、同検討委員会を発展させて、「東山地域観光ネットワーク化推進協議会」を設置し、調査で明らかになった課題の解決に向けて観光案内標識デザイン・アイデア募集などを実施し、最優秀デザインを選定した。

平成20年度から、東山3K協力金会議と連携し、五条通の電線地中化に併せて設置される地上機器(トランス)に陶板製(清水焼)の観光案内標識を設置するための協議を始め、平成21年10月に、「清水五条陶板の散歩道」として整備した。

今後は、旧五条通である松原通の無電柱化工事に併せて設置される地上機器(トランス)に陶板製(清水焼)の案内標識を設置する「(仮称)松原通陶板の散歩道」の整備を行うなど、来訪者の視点に立った目的地への円滑な誘導を図るために、東山3K(観光・交通・環境)協力金会議をはじめ地域の様々な団体等と連携して、最優秀デザインを活かした観光案内標識を設置する予定である。

具体的には、国道1号線の五条通(川端通～東大路通間)の無電柱化工事に併せて設置される地上機器(トランス)に、清水焼の産地の特色を活かして、陶板による案内標識を設置したり、旧五条通である松原通を中心に、清水寺までの参詣道に沿って案内標識を設置する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

既存の案内標識は、駅やバス停など公共交通機関への案内が不十分であるとともに、それぞれが点として単独で存在しているため、観光地相互の誘導ができていなかった。各エリアを面として捉えた「観光案内標識のネットワーク化」を進め、市内の回遊性の向上を図ることにより歴史的資源への理解の促進につながり、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。また、観光案内標識を優れたデザインとすることにより歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。



最優秀デザイン
「京都のカタチ」



地上機器に設置された陶板製の案内板

新 (P315)

エ 「まちかどまっぷ」の整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
「まちかどまっぷ」の整備事業	H21～ <u>H24</u>	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市内中心部

(事業内容)

市内中心部の主要交差点及び駅出入り口の歩道上に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置し、観光客及び通行者に現在位置や目的地の方向情報を提供する。

平成21年度

整備箇所及びデザインの検討

平成22年度～

設計・施工

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「まちかどまっぷ」の設置により、京都のまちを表現した昔ながらの童歌に慣れ親しんでもらうとともに、回遊性の向上が図られ、各所に点在する歴史的な建造物や、文化に親しんでもらうことにつながり、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

旧 (P314)

エ 「まちかどまっぷ」の整備

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
「まちかどまっぷ」の整備事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市内中心部

(事業内容)

市内中心部の主要交差点及び駅出入り口の歩道上に京の童歌をモチーフとした「まちかどまっぷ」を設置し、観光客及び通行者に現在位置や目的地の方向情報を提供する。

平成21年度

整備箇所及びデザインの検討

平成22年度～

設計・施工

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「まちかどまっぷ」の設置により、京都のまちを表現した昔ながらの童歌に慣れ親しんでもらうとともに、回遊性の向上が図られ、各所に点在する歴史的な建造物や、文化に親しんでもらうことにつながり、人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。

新 (P321)

(7) 御蔭橋改修事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
御蔭橋改修事業	H21～(未定)	<u>H21～H23 市単独事業</u> <u>H24 地域自主戦略交付金(内閣府)</u> <u>H25～社会資本整備総合交付金(国土交通省)</u>

(事業主体) 京都市
(事業区域) 御蔭橋
(事業内容)

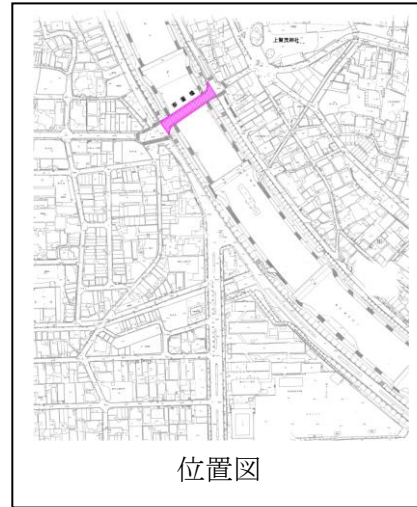
御蔭橋を拡幅する改修工事を実施する。
御蔭橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度、平成22年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定した。平成23年度以降、詳細設計に向けた準備を進めていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御蔭橋の由来は、葵祭のために設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御蔭橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ることができる。



位置図



写真7-7 御蔭橋1



写真7-8 御蔭橋2

旧 (P320)

(7) 御蔭橋改修事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
御蔭橋改修事業	H21～(未定)	<u>H24 地域自主戦略交付金(内閣府)</u>

(事業主体) 京都市
(事業区域) 御蔭橋
(事業内容)

御蔭橋を拡幅する改修工事を実施する。
御蔭橋は上賀茂神社に隣接し、葵祭のルートにもなっていること、かつては神社に渡る橋として認識されていたことから、歴史的な意味合いが強い。よって、橋のデザインについては景観に配慮する。

平成21年度、平成22年度には予備設計を行い、橋梁形式を決定した。平成23年度以降、詳細設計に向けた準備を進めていく。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

御蔭橋の由来は、葵祭のために設置される仮設橋であるといわれている。現在も、葵祭のルートとなっていることや、上賀茂神社への主要なアクセスになっていることから、上賀茂神社の入口としての意味合いが大きい。御蔭橋から入る時には、身を清めなければならないという言い伝えもあったようである。

葵祭や上賀茂神社と関係の深いこの橋を歴史に相応しいデザインに改修することで、歴史的風致の向上を図ることができる。



位置図



写真7-7 御蔭橋1



写真7-8 御蔭橋2

新 (P324)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
二之丸御殿他構造及び破損調査工事業	H18～H22	国宝 (建造物) 二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財 (建造物) 二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
<u>二条城東大手門保存修理事業</u>	<u>H26～H28</u>	<u>重要文化財 (建造物) 二条城東大手門保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)</u>

(事業主体) 京都市

(事業区域) 二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿

(事業内容)

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿の構造及び耐震性能の調査, 破損調査を実施し、構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお、同事業は学者による修理委員会を設置し、指導助言を得て進めている。



写真 7-13 二条城

識経験

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

二条城は世界文化遺産であり、京都市の歴史的風致において核となる存在であるため、その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H27	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 旧三井家下鴨別邸

(事業内容)

旧 (P323)

3 その他、歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史的建造物の保全・再生事業

市内に点在する文化財や歴史的な町並み及び建造物を保全することにより、京都の魅力、景観を維持及び向上させてきた。今後もそれらの文化財等を積極的に保全・再生し、次世代へ継承する。

ア 文化財の保存事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
二之丸御殿他構造及び破損調査工事業	H18～H22	国宝 (建造物) 二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか10棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)
二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業	H23～H25	重要文化財 (建造物) 二条城二之丸御殿唐門・築地保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿

(事業内容)

平成18～22年度において、国庫補助事業として、二条城二之丸御殿, 東大手門, 本丸御殿の構造及び耐震性能の調査, 破損調査を実施し、構造補強案の検討を含めた修理の基本設計を行った。平成23年度から本格的な保存修理事業を実施する予定である。なお、同事業は学識経験者による修理委員会を設置し、指導助言を得て進めている。



写真 7-13 二条城

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

二条城は世界文化遺産であり、京都市の歴史的風致において核となる存在であるため、その保存修理を進めることは、歴史的風致の維持及び向上に大きく寄与し、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	H24～H27	重要文化財・旧三井家下鴨別邸主屋ほか2棟保存修理事業 (文化財関係国庫補助事業)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 旧三井家下鴨別邸

(事業内容)

新 (P342)

町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成 助成事業	H24～	社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

木造住宅(京町家等を含む。以下同じ)の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し、一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成、設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
まちなかの匠の知恵を活かした京 都型耐震リフォーム支援事業	H24～	社会資本整備総合交付金 (民間建築物耐震改修促進事業)

(事業主体) 木造住宅の居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者
(事業区域) 市域全域
(事業内容)

耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、木造住宅(京町家等を含む。)の所有者等に対し、メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18～H22	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施

(事業主体) 所有者等
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした



旧 (P341)

町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

コ 京町家まちづくりファンド

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家改修助成モデル事業	H18～H22	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家活動助成モデル事業	H21	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施
京町家改修助成事業	H23～	財団法人 京都景観・まちづくりセンターが実施

(事業主体) 所有者等
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

財団法人京都市景観・まちづくりセンターが、篤志家からの寄付等からなる「京町家まちづくりファンド」の運用益等を活用し、京町家の改修助成を中心とした



(以下省略)

新 (P345)	旧 (P344)												
<p>シ 未指定文化財庭園の調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学との連携による未指定文化財庭園の調査</td> <td>H22～H24</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全域 (事業内容) 生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きくなるものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業	<p>シ 未指定文化財庭園の調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学との連携による未指定文化財庭園の調査</td> <td>H22～H24</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全域 (事業内容) 生活環境の急激な変化により消滅していく危機に瀕する民家などの庭について、市内の大学と連携して調査を行い、京都の歴史や文化等を理解するうえで重要なものを、市指定や登録文化財等として保護していく。 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 民家などの庭は、歴史的建造物を構成する要素として重要であり、規模が大きくなるものになると、良好な市街地環境の形成に大きく寄与している。これらの実態を調査し、必要な保護を行うことで、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)											
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業											
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)											
大学との連携による未指定文化財庭園の調査	H22～H24	市単独事業											
<p>ス 京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度</td> <td>H23～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全域 (事業内容) 市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化、公表することで、市民ぐるみで残そうという機運を高め、保全・継承を図っていく。 (歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけでなく、市民から推進された建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度	H23～	市単独事業							
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)											
京都市民が残したいと思う京都を彩る建物や庭園制度	H23～	市単独事業											

新 (P348)

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
優良屋外広告物誘導事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」(愛称「京(みやこ)・輝き隊」)を創設し、市内一円で活動を展開している。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働で是正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

旧 (P346)

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
優良屋外広告物誘導事業	H18～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	～	市単独事業 (委託事業は H16 まで府補助金)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、屋外広告物モデル地域を設定し、罰則の適用や行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、青少年の健全な育成並びに都市景観の維持及び向上を図ることを目的として「京都市路上違反広告物追放推進員」を設置し、市長が持つ違反広告物を除却できる法的権限を少年補導委員会の単位会長等に委嘱している。さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」(愛称「京(みやこ)・輝き隊」)を創設し、市内一円で活動を展開している。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであるが、現在繁華街や幹線道路沿いを中心に掲出されている違反広告物や電柱等に貼られているはり紙等は、歴史的な町並みにそぐわないものである。市民と協働で是正、除却を強化していくことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新 (P352)

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都市動物園再整備事業	H21～H27	H24～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）京都市動物園

（事業内容）

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができる「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
左京区岡崎における神宮道と公園の再整備事業	H25～H27	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）神宮道（冷泉通～二条通間）・岡崎公園及びその周辺道路

（事業内容）

神宮道は、平安神宮や京都会館等の文化施設が集積する岡崎地域の中心を南北に通ずるシンボルストリートである。「岡崎地域活性化ビジョン」では、この神宮道を歩行者専用化とすることにより、賑わい空間を創出し、歩いて楽しい岡崎の実現を目指している。



写真 7-24-3 神宮道

このため、神宮道の車道機能を廃止し、沿道の公園と一体となった再整備を実施する。なお、神宮道は平安神宮の参道としての役割を有するほか、京都会館、美術館等の歴史的・文化的価値のある施設に近接するため、風致・景観の向上に配慮しながら再整備を図る。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

旧 (P350-1)

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
京都市動物園再整備事業	H21～H27	H24～社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）京都市動物園

（事業内容）

京都市動物園は明治36年に全国で2番目に開園し、市民の寄付金と市債により建設された動物園としては最も古い歴史を持ち、今日まで、水と緑豊かな京都を代表する文化ゾーンである岡崎の地で、子どもから高齢者まで幅広い世代の方に愛されてきた。

開園以来100年以上経過した施設は老朽化が著しく、新しい時代に適した施設のリニューアルが望まれており、都心部の近くに立地する利便性を活かしながら、動物たちの環境を大切につくり、幸福に暮らす動物たちを来園者が間近でみることができる「近くて楽しい動物園」を目指して、再整備を行う。

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
神宮道と岡崎公園の再整備事業	H25～H27	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市

（事業区域）神宮道（冷泉通～二条通間）・岡崎公園及びその周辺道路

（事業内容）

神宮道は、平安神宮や京都会館等の文化施設が集積する岡崎地域の中心を南北に通ずるシンボルストリートである。「岡崎地域活性化ビジョン」では、この神宮道を歩行者専用化とすることにより、賑わい空間を創出し、歩いて楽しい岡崎の実現を目指している。



写真 7-24-3 神宮道

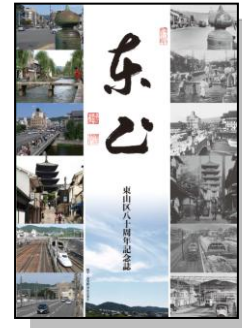
このため、神宮道の車道機能を廃止し、沿道の公園と一体となった再整備を実施する。なお、神宮道は平安神宮の参道としての役割を有するほか、京都会館、美術館等の歴史的・文化的価値のある施設に近接するため、風致・景観の向上に配慮しながら再整備を図る。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

新 (P354)	旧 (P351)												
<p>ウ ニューツーリズム創出事業</p> <table border="1" data-bbox="195 254 1154 346"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニューツーリズム創出事業</td> <td>H19～<u>H23</u></td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）各実施団体 （事業区域）市域全体 （事業内容）</p> <p>平成19年度から、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を展開している。</p> <p>支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。</p> <p>（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）</p> <p>京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」、「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	ニューツーリズム創出事業	H19～ <u>H23</u>	市単独事業	<p>ウ ニューツーリズム創出事業</p> <table border="1" data-bbox="1620 254 2579 346"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニューツーリズム創出事業</td> <td>H19～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）各実施団体 （事業区域）市域全体 （事業内容）</p> <p>平成19年度から、観光客の「時期的な集中」「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興、更には地域の活性化を図るため、京都の隠れた観光資源の発掘のための取組支援を行う「京都市ニューツーリズム創出事業」を展開している。</p> <p>支援する具体的な内容は、地域団体等が取り組む事業の初期・追加経費に対する補助や、企画・進行管理等を助言するアドバイザーの派遣、事業のPR支援、その3点をパッケージにしてサポートする。</p> <p>（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）</p> <p>京都のまちは、文化財の宝庫であり、加えて市内の各地域に根ざした行事や祭礼などが伝統文化として脈々と息づいている。このような、京都の隠れた観光資源の発掘及び取り組み支援を行うことにより、各地域の歴史的風致を再認識し、さらに京都観光の新たな魅力として発信することにより、観光客の「時期的な集中」、「場所的な集中」の緩和、界わい観光の振興や地域の活性化に寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	ニューツーリズム創出事業	H19～	市単独事業
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
ニューツーリズム創出事業	H19～ <u>H23</u>	市単独事業											
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
ニューツーリズム創出事業	H19～	市単独事業											
<p>エ 東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成</p> <table border="1" data-bbox="195 1209 1154 1350"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成</td> <td>H20～H21</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）京都市 （事業区域）東山区 （事業内容）</p> <p>東山区の魅力あふれる優れた地域資源（東山区の歴史や文化、産業、暮らしなど）を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。</p> <p>平成20年度から学区ごとに地域資源の発掘を進め、東山区80周年という節目の年である平成21年度に、その内容を東山の光・宝・誇りとして後世に残すため、「東山区80周年記念誌」として発行した。</p> <p>（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成	H20～H21	市単独事業	<p>エ 東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成</p> <table border="1" data-bbox="1620 1209 2579 1350"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考（国の支援事業等について）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成</td> <td>H20～H21</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>（事業主体）京都市 （事業区域）東山区 （事業内容）</p> <p>東山区の魅力あふれる優れた地域資源（東山区の歴史や文化、産業、暮らしなど）を学区単位で地域と連携して発掘・再発見するとともに、発掘した地域資源を整理・編集し、印刷物等で情報発信することにより、歴史的な資源を活用したまちづくりを推進する。</p> <p>平成20年度から学区ごとに地域資源の発掘を進め、東山区80周年という節目の年である平成21年度に、その内容を東山の光・宝・誇りとして後世に残すため、「東山区80周年記念誌」として発行した。</p> <p>（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）</p>	事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）	東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成	H20～H21	市単独事業
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成	H20～H21	市単独事業											
事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）											
東山わがまち「地域資源」マップ（仮称）の作成	H20～H21	市単独事業											

新 (P355)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまでも自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。



東山区 80周年記念誌

オ 下京区内全域スタンプラリー

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 下京区
(事業内容)

京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて!しもぎょう スタンプラリー」を開催する。

下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。

カ 京都・花灯路

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都・花灯路	H14～	市単独事業

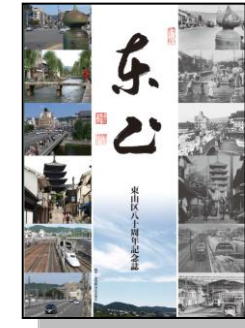
(事業主体)

京都・花灯路推進協議会(京都府,京都市,京都商工会議所,京都仏教会,公社)京都市観光協会,公財)京都文化交流コンベンションビューロー)

(事業内容)

旧 (P352)

東山区民は、学区単位の様々な団体の取り組みに見られるように、これまでも自立性の高い住民自治の伝統を守っているが、観光地ならではの問題や少子高齢化などが、地域のまちづくりの課題となっている。こうした中、地域住民による主体的な地域資源の発掘・再発見を通じて、住民自らによる歴史的な景観や魅力あるまちづくりの維持・向上に寄与するとともに、広く情報発信することにより、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域力によるまちづくりが推進される。



東山区 80周年記念誌

オ 下京区内全域スタンプラリー

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
下京区内全域スタンプラリー	H21～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 下京区
(事業内容)

京都らしい風情とたたずまいを色濃く残す下京区では、130周年の節目を機に、町衆の良き伝統と地域の絆を守り、次の世代に引き継いでいくことを目指し、「歩いて!しもぎょう スタンプラリー」を開催する。

下京区全域を対象に、区民の方々に地域の名所ポイントを選出していただくほか、新たな観光ルートを発掘し、歩いて楽しんでもらえるスタンプラリーを実施する。当日はボランティアとして多くの地元住民に協力いただき、ガイド等を行ってもらう。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

本事業は、広く市民の参加を得て企画、実施するものであり、地域の魅力や歴史的価値を再認識する機会になるとともに、地域コミュニティの再生や賑わい拠点の創出など多様な効果が期待でき、地域力によるまちづくりが推進される。

カ 京都・花灯路

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都・花灯路	H14～	市単独事業

(事業主体)

京都・花灯路推進協議会(京都府,京都市,京都商工会議所,京都仏教会,社)京都市観光協会,財)京都文化交流コンベンションビューロー)

(事業内容)

新 (P358)

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用者が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都市伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

(事業主体)

公益財団法人 京都伝統産業交流センター

旧 (P355)

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめっせ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用者が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。



写真 7-28 伝統産業の日

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

(ウ) 京都市伝統産業ふれあい館の運営

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都市伝統産業ふれあい館の運営	H8～	市単独事業

(事業主体)

財団法人 京都伝統産業交流センター

新 (P360)	旧 (P356-2)																								
<p>平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。</p> <p>(オ) 京もの市場の開拓</p> <table border="1" data-bbox="195 617 1154 711"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京もの国内市場開拓事業</td> <td>H24～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 首都圏他 (事業内容)</p> <p>国内最大の消費地であり、情報発信のかなめである首都圏において、京都のまちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。</p> <table border="1" data-bbox="195 1075 1154 1169"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京もの海外市場開拓事業</td> <td>H24～<u>H24</u></td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 海外 (事業内容)</p> <p>「京もの」の魅力が強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>京都が世界に誇る伝統産業製品である「京もの」の市場を開拓し、需要の拡大を図ることにより、伝統産業業界が活性化し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京もの海外市場開拓事業	H24～ <u>H24</u>	市単独事業	<p>平成21年度に、京都府下で開催される「伝統的工芸品月間国民会議全国大会」において、展示会等の各種事業を通し、京都の伝統産業を全国に発信し、普及を図った。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>伝統産業の技術を用いて、伝統工芸品を創造していくことによって、新たな需要を創出し、ひいては伝統産業業界の振興に寄与し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。</p> <p>(オ) 京もの市場の開拓</p> <table border="1" data-bbox="1620 617 2579 711"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京もの国内市場開拓事業</td> <td>H24～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 首都圏他 (事業内容)</p> <p>国内最大の消費地であり、情報発信のかなめである首都圏において、京都のまちの魅力や伝統文化を紹介するとともに、「和のライフスタイル」を提案する和装・工芸が一体となった京都の伝統産業PR展示会を行い、新たなファンを獲得し、その需要を開拓する。</p> <table border="1" data-bbox="1620 1075 2579 1169"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京もの海外市場開拓事業</td> <td>H24～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 海外 (事業内容)</p> <p>「京もの」の魅力が強力にアピールし、海外への販売を行うビジネスモデルを確立するため、国内コーディネーター、海外コーディネーター、商品開発アドバイザーを軸にした仕組みを構築し、市内の伝統産業事業者の海外発展を支援する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p> <p>京都が世界に誇る伝統産業製品である「京もの」の市場を開拓し、需要の拡大を図ることにより、伝統産業業界が活性化し、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。</p>	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京もの海外市場開拓事業	H24～	市単独事業
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)																							
京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業																							
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)																							
京もの海外市場開拓事業	H24～ <u>H24</u>	市単独事業																							
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)																							
京もの国内市場開拓事業	H24～	市単独事業																							
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)																							
京もの海外市場開拓事業	H24～	市単独事業																							

新 (P361)	旧 (P357)																								
<p>(カ) 京の『匠』ふれあい事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京の『匠』ふれあい事業</td> <td>H17～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全体 (事業内容) 市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施する。</p> <p>○ 伝統工芸・技の探訪事業 西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。</p> <p>○ 京の『匠』先生派遣事業(体験活動推進事業にも掲載) 伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。</p> <p>(キ) 京ものきらめきチャレンジ事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京ものきらめきチャレンジ事業</td> <td>H20～H24</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全体 (事業内容) 京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p>	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京ものきらめきチャレンジ事業	H20～ H24	市単独事業	<p>(カ) 京の『匠』ふれあい事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京の『匠』ふれあい事業</td> <td>H17～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全体 (事業内容) 市民・児童・観光客等を対象とした伝統産業の職人さんによる制作体験教室等を実施する。</p> <p>○ 伝統工芸・技の探訪事業 西陣織会館、京都伝統産業ふれあい館において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行う。</p> <p>○ 京の『匠』先生派遣事業(体験活動推進事業にも掲載) 伝統工芸品を制作する技術者を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことによって、伝統産業の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。</p> <p>(キ) 京ものきらめきチャレンジ事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間</th> <th>備考(国の支援事業等について)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京ものきらめきチャレンジ事業</td> <td>H20～</td> <td>市単独事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業主体) 京都市 (事業区域) 市域全体 (事業内容) 京都の伝統産業を牽引するトップランナーを生み出すため、事業者等の創造的な活動を支援するものであり、マーケティングの視点や明確な戦略性の確立により現代における伝統産業製品の需要を掘り起こし、事業活動をサポートする。公募制で、ターゲットや新商品開発、技術の新分野への利用、ブランドの構築などのテーマを設定し、事業者等が実施する新たな取組を支援する。</p> <p>(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)</p>	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業	事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)	京ものきらめきチャレンジ事業	H20～	市単独事業
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)																							
京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業																							
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)																							
京ものきらめきチャレンジ事業	H20～ H24	市単独事業																							
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)																							
京の『匠』ふれあい事業	H17～	市単独事業																							
事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)																							
京ものきらめきチャレンジ事業	H20～	市単独事業																							

新 (P363)

進,そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に,北山杉を活用した新たな建築用途,作品を募集するとともに,一般市民を対象に,これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し,これらの作品等を通じて,北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され,全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中,京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより,新たな需要開拓を図り,伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり,伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21~	市単独事業 <u>(国からの助成もあり)</u>

(事業主体) 京都市, 京都芸術センター(公益財団法人 京都市芸術文化協会)

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道,華道,伝統芸能をはじめ,それらを支える伝統文化(着物,工芸品,楽器など)を,市民や観光客が気軽に鑑賞し,身近に触れ,体験できる機会を創出し,市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。

具体的には,「触れる」,「聴く」,「薫る」,「味わう」,「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生座

平成19年度から,国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の機能として想



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影:大島拓也

旧 (P359)

進,そして全国に北区の魅力をPRする。

○ 北山杉オブジェ制作コンペティション事業

プロの建築家や建築を学ぶ学生等を対象に,北山杉を活用した新たな建築用途,作品を募集するとともに,一般市民を対象に,これまでにない新たな北山杉を使ったアイデアを募集し,これらの作品等を通じて,北山地域のイメージや伝統産業を全国に発信する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の伝統文化が再認識され,全国的にも「洋」に対して「和」が見直されつつある中,京都が誇る「伝統的なブランド」のもつ「ほんまもん」の魅力を発信することにより,新たな需要開拓を図り,伝統産業の更なる振興に寄与していくものであり,伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21~	市単独事業

(事業主体) 京都市, (財) 自治総合センター

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道,華道,伝統芸能をはじめ,それらを支える伝統文化(着物,工芸品,楽器など)を,市民や観光客が気軽に鑑賞し,身近に触れ,体験できる機会を創出し,市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。

具体的には,「触れる」,「聴く」,「薫る」,「味わう」,「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生座

平成19年度から,国立京都伝統芸能文化センター(仮称)の機能として想



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業 撮影:大島拓也

新 (P366)

旧 (P362)

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
花街の伝統芸能保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) [公益](#)財団法人京都伝統伎芸振興財団

(事業区域) 五花街

(事業内容)

花街の伝統芸能を保存・継承することを目的として設立された「[公益](#)財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統芸能保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の芸舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統芸能を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統芸能を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(カ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)

葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

- 葵祭
葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。
- 時代祭
時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
花街の伝統芸能保存育成事業	H8～	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体) 財団法人京都伝統伎芸振興財団

(事業区域) 五花街

(事業内容)

花街の伝統芸能を保存・継承することを目的として設立された「財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統芸能保存・育成事業を助成する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京の芸舞妓」が存在する京都の花街は、京都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統芸能を伝承しており、その町並みとともに京都の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統芸能を保存・育成することにより、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(カ) 葵祭・時代祭の運営等に対する支援

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業	～	市単独事業 (京都府からの助成も有)
時代祭活性化助成事業	H17～H21	市単独事業 (京都府からの助成も有)

(事業主体)





















葵 祭：葵祭行列保存会

時代祭：平安講社

(事業内容)

葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。

- 葵祭
葵祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。
- 時代祭
時代祭の円滑な運営を図るため、運営資金等の支援を行う。また、衣装・祭

新 (P373)					旧 (P369)				
歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧					歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧				
番号	名称	外観写真	所在地	位置図	番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	黄桜酒造 (界わい景観整備地区)		京都市伏見区 南浜町 255		1	黄桜酒造 (界わい景観整備地区)		京都市伏見区 南浜町 255	
2	吉田邸		京都市下京区 <u>御幸町通仏光寺下る</u> 橘町 441		2	吉田邸		京都市下京区 橘町 441	
3	鳥彌三 (国登録文化財)		京都市下京区 <u>西石垣通四条下る</u> 斎藤町 136 他		3	鳥彌三 (国登録文化財)		京都市下京区 斎藤町 136 他	
4	佐々木邸 (歴史的意匠建造物)		京都市上京区 <u>千本通五辻上る</u> 末広町 33 他		4	佐々木邸 (歴史的意匠建造物)		京都市上京区 末広町 33 他	
5	上七軒 歌舞練場 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 <u>今出川通七本松西入</u> 真盛町 742-1 他		5	上七軒 歌舞練場 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 真盛町 742-1 他	



新 (P374)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市伏見区 南浜町 247	
7	山中油店 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 <u>下立売通智恵光院西入</u> 下丸屋町 508	
8	胡乱座 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市下京区 <u>醒ヶ井通綾小路下る</u> 要法寺町 427	
9	松本酒造 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市伏見区 横大路三栖 大黒町 2 他	
10	梅辻邸 (景観重要建造物, 京都市指定文化財, 界わい景観整備地区)		京都市北区 上賀茂北大路 町 39-1 (一部)	



旧 (P370)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市伏見区 南浜町 247	
7	山中油店 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 下丸屋町 508	
8	胡乱座 (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市下京区 要法寺町 427	
9	松本酒造 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市伏見区 横大路三栖 大黒町 2 他	
10	梅辻邸 (景観重要建造物, 京都市指定文化財, 界わい景観整備地区)		京都市北区 上賀茂北大路 町 39-1 (一部)	

新 (P375)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1 1	樂吉左衛門 (景観重要建造物, 国登録文化財, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 <u>油小路通一条下</u> 油橋詰町84	
1 2	加藤邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 <u>笹屋町通浄福寺西入</u> 笹屋町二丁目579-2	
1 3	創芸の会 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 <u>元誓願寺通大宮西入</u> 元妙蓮寺町553	
1 4	林邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 <u>今出川通七本松西入</u> 真盛町742-1	
1 5	帯屋捨松 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区界わい景観建造物)		京都市上京区 <u>笹屋町通西入</u> 栞屋町609	

旧 (P371)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1 1	樂吉左衛門 (景観重要建造物, 国登録文化財, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 油橋詰町84	
1 2	加藤邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 笹屋町二丁目579-2	
1 3	創芸の会 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 元妙蓮寺町553	
1 4	林邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 真盛町742-1	
1 5	帯屋捨松 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区界わい景観建造物)		京都市上京区 栞屋町609	

新 (P376)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 上立売通小川 東入上る挽木 町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	
19	丹波屋 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 黒門通上長者 町上る榎町 383 他	
20	キンシ正宗 堀野記念館 (旧堀野家 本宅) (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市中京区 堺町通二条上 る亀屋町 172 他	


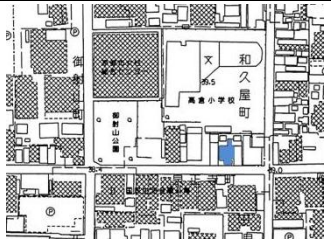







旧 (P372)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 挽木町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観保全修景地区, 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	
19	丹波屋 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 黒門通上長者 町上る榎町 383 他	
20	キンシ正宗 堀野記念館 (旧堀野家 本宅) (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市中京区 堺町通二条上 る亀屋町 172 他	


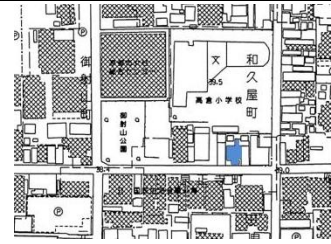

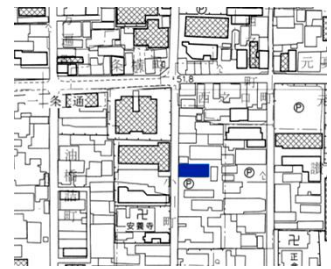





新 (P379)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
3 1	村西邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 蛸薬師通高倉 西入泉正寺町 333	
3 2	片岡邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 小川通中立売 上る小川町 205番1(一部) 他	
3 3	遠藤邸 (景観重要建造物)		京都市下京区 楊梅通室町西 入上柳町 227	
3 4	生谷邸(生谷敬之助) (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 室町通鞍馬口 下る二丁目竹園町 15	
3 5	北尾邸 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 元誓願寺通大 宮西入元妙蓮 寺町 548 他	

旧 (P373-3)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
3 1	村西邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 蛸薬師通高倉 西入泉正寺町 333	
3 2	片岡邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 小川通中立売 上る小川町 205-1(一部) 他	
3 3	遠藤邸 (景観重要建造物)		京都市下京区 楊梅通室町西 入上柳町 227 他	
3 4	生谷邸(生谷敬之助) (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 室町通鞍馬口 下る二丁目竹園町 15 他	
3 5	北尾邸 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 元誓願寺通大 宮西入元妙蓮 寺町 548 他	

新 (P380)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
36	七味六兵衛 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 御前通下立売 下る下之町 404番1(一部)	
37	北岡邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 榎木町通油小路 西入西山崎町 236番2	
38	田中邸(近江屋吉兵衛) (景観重要建造物)		京都市下京区 室町通五条下 る大黒町 212 番他	
39	千歳邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市伏見区 阿波橋町 401 番他	
40	松村邸		京都市中京区 六角通烏丸西 入骨屋町 155 番他	

旧 (P373-4)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
36	七味六兵衛 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 御前通下立売 下る下之町 404-1(一部)	
37	北岡邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 榎木町通油小路 西入西山崎町 236-2	
38	田中邸(近江屋吉兵衛) (景観重要建造物)		京都市下京区 室町通五条下 る大黒町 212 他	
39	千歳邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物)		京都市伏見区 阿波橋町 401 他	
40	松村邸		京都市中京区 六角通烏丸西 入骨屋町 155 他	





新 (P381)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
4 1	中村邸		京都市東山区 新門前通大和 大路東入二丁 目中之町 247 番	
4 2	西川仁右衛門		京都市左京区 岡崎円勝寺町 91番24他	
4 3	山本邸 (景観重要建造物, 界わい景観整備地区界わい景観建造物)		京都市伏見区 両替町三丁目 345番1他	
4 4	木村邸(木村利左衛門) (景観重要建造物)		京都市上京区 日暮通下立売 上る天秤町 598番(一部) 他	
4 5	三味洪庵		京都市東山区 三条通北裏白 川筋西入石泉 院町 393番2 他	

旧 (P373-5)

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
4 1	中村邸		京都市東山区 新門前通大和 大路東入二丁 目中之町 247	
4 2	西川仁右衛門		京都市左京区 岡崎円勝寺町 91-24他	

新 (P382)

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

46	西澤邸		京都市下京区 西新屋敷中之 町110番	
47	芦田邸 (景観重要建造物)		京都市下京区 新町通五条下 る蛭子町112 番1他	
48	梶田邸 (景観重要建造物, 歴史的意匠建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 笹屋町通千本 西入笹屋四丁 目285	
49	山本邸(仁風庵) (景観重要建造物, 国登録文化財)		京都市上京区 中立売通西洞 院西入三丁目 446	
50	布屋		京都市上京区 油小路通丸太 町上る米屋町 281番	
51	楠		京都市中京区 先斗町通四条 上る梅之木町 153番	

新 (P383)

旧

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

<u>5.2</u>	<u>滋賀邸</u>		<u>京都市上京区</u> <u>寺之内通千本</u> <u>東入二丁目新</u> <u>猪熊東町 342</u> <u>番</u>	
<u>5.3</u>	<u>俵屋旅館</u>		<u>京都市中京区</u> <u>麩屋町通御池</u> <u>下る中白山町</u> <u>280 番他</u>	
<u>5.4</u>	<u>中川織物</u>		<u>京都市上京区</u> <u>上御霊前通新</u> <u>町東入継孝院</u> <u>町 75 番</u>	
<u>5.5</u>	<u>鮎鶴</u>		<u>京都市下京区</u> <u>木屋町通松原</u> <u>上る美濃屋町</u> <u>180 番 1 他</u>	
<u>5.6</u>	<u>青木邸</u>		<u>京都市中京区</u> <u>富小路通三条</u> <u>上る福長町</u> <u>110 番</u>	

【参考】文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新（別表－29）

	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
50	府指定文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺楽神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
51	府指定文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23
52	府指定文化財	本満寺蓮乗院霊屋	上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山町	平 25.3.19
53	府指定文化財	隣華院客殿他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
54	府指定文化財	麟祥院霊屋	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
	府登録文化財	麟祥院本堂他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府環境保全地区	八幡宮文化財環境保全地区	右京区京北町大字上中小字宮ノ本	昭 59.4.14

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府指定・登録記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府指定史跡	平安京右京一条三坊九町遺跡	北区大將軍坂田町	昭 58.4.15
	府指定史跡	周山廃寺跡附窯跡	右京区京北周山町中山	昭 58.4.15
	府指定名勝	両足院庭園	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町	昭 60.5.15
	府指定史跡	常照皇寺境内	右京区京北井戸町丸山	昭 60.5.15
	府指定天然記念物	旧府知事公舎のエノキ	上京区烏丸通中立売上る籠前町	昭 63.4.15
	府指定天然記念物	下黒田の伏条台杉群	右京区京北下黒田町、京北宮町	平 11.3.19

旧（別表－29）

	種別	名称	所在地	告示年月日
48	府登録文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町	昭 62.4.15
49	府登録文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
50	府指定文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺楽神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
51	府指定文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府環境保全地区	八幡宮文化財環境保全地区	右京区京北町大字上中小字宮ノ本	昭 59.4.14

別表 2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府指定・登録記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	府指定史跡	平安京右京一条三坊九町遺跡	北区大將軍坂田町	昭 58.4.15
	府指定史跡	周山廃寺跡附窯跡	右京区京北周山町中山	昭 58.4.15
	府指定名勝	両足院庭園	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町	昭 60.5.15
	府指定史跡	常照皇寺境内	右京区京北井戸町丸山	昭 60.5.15
	府指定天然記念物	旧府知事公舎のエノキ	上京区烏丸通中立売上る籠前町	昭 63.4.15
	府指定天然記念物	下黒田の伏条台杉群	右京区京北下黒田町、京北宮町	平 11.3.19

新（別表－39）

旧（別表－39）

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	浄住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日ノ岡一切橋谷町, 日ノ岡夷谷町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	地藏院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
	市環境保全地区	天穂日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1
	市環境保全地区	五社神社文化財環境保全地区	京都市西京区下津林楠町	平 25.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市登録史跡	福西古墳 7 号及び 10 号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町 4 丁目 2 福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2	市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大学北部構内	昭 58.6.1
3	市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭 14	昭 59.6.1
4	市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5	市指定史跡	木嶋坐天照御霊神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ケ東町 50	昭 60.6.1
6	市登録史跡	御堂ヶ池 1 号墳	右京区鳴滝音戸山町 12-1	昭 60.6.1
7	市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町 7-2	昭 60.6.1
8	市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町 1-1,47	昭 62.5.1
9	市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10	市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11	市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12	市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五軒町	昭 62.5.1
13	市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14	市指定史跡	中の谷 4 号窯	京都市左京区岩倉木野町 207-31	平 4.4.1
15	市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山町 51	平 4.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	浄住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日ノ岡一切橋谷町, 日ノ岡夷谷町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	地藏院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
	市環境保全地区	天穂日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市登録史跡	福西古墳 7 号及び 10 号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町 4 丁目 2 福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2	市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大学北部構内	昭 58.6.1
3	市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭 14	昭 59.6.1
4	市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5	市指定史跡	木嶋坐天照御霊神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ケ東町 50	昭 60.6.1
6	市登録史跡	御堂ヶ池 1 号墳	右京区鳴滝音戸山町 12-1	昭 60.6.1
7	市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町 7-2	昭 60.6.1
8	市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町 1-1,47	昭 62.5.1
9	市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10	市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11	市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12	市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五軒町	昭 62.5.1
13	市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14	市指定史跡	中の谷 4 号窯	京都市左京区岩倉木野町 207-31	平 4.4.1
15	市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山町 51	平 4.4.1

新（別表－40）

16	市指定史跡	月読神社境内	西京区松室山添町 15,10-2,10-3,39-3,39-5,39-6	平 5.4.1
17	市登録史跡	氷室神社境内及び氷室跡	(氷室神社)北区西賀茂宮山9 (氷室跡)北区西賀茂氷室町12-乙	平 6.4.1
18	市登録史跡	大歳神社境内	西京区大原野灰方町 575	平 7.3.30
19	市指定史跡	羽束師坐高御産日神社境内	伏見区羽束師志水町	平 8.4.1
20	市指定史跡	平安宮造酒司倉庫跡	京都市中京区聚楽廻松下町	平 9.4.1
21	市指定史跡	貴布祢神社境内	左京区鞍馬貴船町 180 の 内,182 の内	平 10.4.1
22	市指定史跡	法界寺境内	伏見区日野西大道町 14-2,15-3,19 の内 4,816 m ² ,20	平 11.4.1
23	市指定史跡	大枝山古墳群(6~12, 15, 16, 18~21 号 墳)附 14 号墳	西京区御陵大枝山町 4 丁目 33	平 12.4.1
24	市指定史跡	安樂壽院境内	伏見区竹田内畑町 74	平 13.4.1
25	市指定史跡	法観寺境内	東山区下河原通塔之前下る 八坂上町 388	平 14.4.1
26	市指定史跡	上中城跡	右京区京北上中町城下町 37-1,37-4,37-9	平 17.4.1
27	市指定史跡	小野瓦窯跡	京都市左京区上高野小野町	平 22.4.1
28	市指定史跡	妙高寺境内	右京区宇多野上ノ谷町	平 24.4.1
29	市指定名勝	正伝寺庭園	北区賀茂北鎮守庵町 72	昭 60.6.1
30	市指定名勝	相国寺裏方丈庭園	上京区相国寺門前町 701	昭 60.6.1
31	市指定名勝	大聖寺庭園	上京区御所八幡町 109-1	昭 60.6.1
32	市指定名勝	本妙院庭園	上京区妙蓮寺前町 877	昭 60.6.1
33	市指定名勝	立本寺庭園	上京区一番町 107	昭 60.6.1
34	市指定名勝	岩佐家庭園	北区上賀茂南大路町 78	昭 61.6.2
35	市指定名勝	西村家庭園	北区上賀茂中大路町 1	昭 61.6.2
36	市指定名勝	壬生寺庭園	中京区壬生柳ノ宮町 31	昭 61.6.2
37	市指定名勝	雑華院庭園	右京区花園妙心寺町 55	昭 62.5.1
38	市指定名勝	鹿王院庭園	右京区嵯峨北堀町 24	昭 62.5.1
39	市指定名勝	極楽寺庭園	西京区桂久方町 32-1,33,33-1	昭 62.5.1
40	市登録名勝	地藏院庭園	西京区山田北ノ町 23	昭 62.5.1
41	市指定名勝	勤修寺庭園	山科区勤修寺仁王堂町 27-6	昭 63.5.2
42	市登録名勝	大橋家庭園	伏見区深草開土町 45-2	昭 63.5.2
43	市指定名勝	養源院庭園	東山区三十三間堂廻り 656	平 1.4.1

旧（別表－40）

16	市指定史跡	月読神社境内	西京区松室山添町 15,10-2,10-3,39-3,39-5,39-6	平 5.4.1
17	市登録史跡	氷室神社境内及び氷室跡	(氷室神社)北区西賀茂宮山9 (氷室跡)北区西賀茂氷室町12-乙	平 6.4.1
18	市登録史跡	大歳神社境内	西京区大原野灰方町 575	平 7.3.30
19	市指定史跡	羽束師坐高御産日神社境内	伏見区羽束師志水町	平 8.4.1
20	市指定史跡	平安宮造酒司倉庫跡	京都市中京区聚楽廻松下町	平 9.4.1
21	市指定史跡	貴布祢神社境内	左京区鞍馬貴船町 180 の 内,182 の内	平 10.4.1
22	市指定史跡	法界寺境内	伏見区日野西大道町 14-2,15-3,19 の内 4,816 m ² ,20	平 11.4.1
23	市指定史跡	大枝山古墳群(6~12, 15, 16, 18~21 号 墳)附 14 号墳	西京区御陵大枝山町 4 丁目 33	平 12.4.1
24	市指定史跡	安樂壽院境内	伏見区竹田内畑町 74	平 13.4.1
25	市指定史跡	法観寺境内	東山区下河原通塔之前下る 八坂上町 388	平 14.4.1
26	市指定史跡	上中城跡	右京区京北上中町城下町 37-1,37-4,37-9	平 17.4.1
27	市指定史跡	小野瓦窯跡		平 22.4.1
28	市指定名勝	正伝寺庭園	北区賀茂北鎮守庵町 72	昭 60.6.1
29	市指定名勝	相国寺裏方丈庭園	上京区相国寺門前町 701	昭 60.6.1
30	市指定名勝	大聖寺庭園	上京区御所八幡町 109-1	昭 60.6.1
31	市指定名勝	本妙院庭園	上京区妙蓮寺前町 877	昭 60.6.1
32	市指定名勝	立本寺庭園	上京区一番町 107	昭 60.6.1
33	市指定名勝	岩佐家庭園	北区上賀茂南大路町 78	昭 61.6.2
34	市指定名勝	西村家庭園	北区上賀茂中大路町 1	昭 61.6.2
35	市指定名勝	壬生寺庭園	中京区壬生柳ノ宮町 31	昭 61.6.2
36	市指定名勝	雑華院庭園	右京区花園妙心寺町 55	昭 62.5.1
37	市指定名勝	鹿王院庭園	右京区嵯峨北堀町 24	昭 62.5.1
38	市指定名勝	極楽寺庭園	西京区桂久方町 32-1,33,33-1	昭 62.5.1
39	市登録名勝	地藏院庭園	西京区山田北ノ町 23	昭 62.5.1
40	市指定名勝	勤修寺庭園	山科区勤修寺仁王堂町 27-6	昭 63.5.2
41	市登録名勝	大橋家庭園	伏見区深草開土町 45-2	昭 63.5.2
42	市指定名勝	養源院庭園	東山区三十三間堂廻り 656	平 1.4.1

新（別表－41）

44	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15－778	平 1.4.1
45	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
46	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
47	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
48	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
49	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区栗田口華頂町 1－1	平 6.4.1
50	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑榎尾町 8	平 7.3.30
51	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
52	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
53	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
54	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
55	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
56	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538－1	平 16.4.1
57	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
58	市指定名勝	角屋の庭（玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭）	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
59	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
60	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
61	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
62	市指定天然記念物	鹿苑寺(金閣寺)のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1
63	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1
64	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1
65	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1
66	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野榎ノ森町	昭 58.6.1
67	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1
68	市指定天然記念物	柗野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1
69	市指定天然記念物	霊鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1
70	市指定天然記念物	松尾大社のカギカズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1
71	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1
72	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1
73	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1
74	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1
75	市指定天然記念物	本願寺(西本願寺)のイチヨウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1
76	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1

旧（別表－41）

43	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15－778	平 1.4.1
44	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
45	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
46	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
47	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
48	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区栗田口華頂町 1－1	平 6.4.1
49	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑榎尾町 8	平 7.3.30
50	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
51	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
52	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
53	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
54	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
55	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538－1	平 16.4.1
56	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
57	市指定名勝	角屋の庭（玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭）	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
58	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
59	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
60	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
61	市指定天然記念物	鹿苑寺(金閣寺)のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1
62	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1
63	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1
64	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1
65	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野榎ノ森町	昭 58.6.1
66	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1
67	市指定天然記念物	柗野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1
68	市指定天然記念物	霊鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1
69	市指定天然記念物	松尾大社のカギカズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1
70	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1
71	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1
72	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1
73	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1
74	市指定天然記念物	本願寺(西本願寺)のイチヨウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1
75	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1

【参考】 文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則第2条における軽微な変更として扱うもの

新（別表－42）

77	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
78	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
79	市指定天然記念物	慈眼寺のイチヨウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
80	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
81	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
82	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
83	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
84	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
85	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
86	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
87	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
88	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
89	市登録天然記念物	金剛王院（一言寺）のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
90	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
91	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
92	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
93	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

旧（別表－42）

76	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
77	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
78	市指定天然記念物	慈眼寺のイチヨウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
79	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
80	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
81	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
82	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
83	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
84	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
85	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
86	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
87	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
88	市登録天然記念物	金剛王院（一言寺）のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
89	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
90	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
91	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
92	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区粟田口三条坊町	平 10.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定・登録 有形民族）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
	市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
	市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
	市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具（オセタ）	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
	市指定有形民俗	稻荷祭山車「天狗神」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
	市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
	市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
	市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
	市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
	市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
	市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稲荷町	平 18.3.31

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定・登録 有形民族）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
	市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
	市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
	市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具（オセタ）	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
	市指定有形民俗	稻荷祭山車「天狗神」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
	市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
	市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
	市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
	市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
	市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2
	市登録有形民俗	崇仁船鉾・十二装飾品	下京区小稲荷町	平 18.3.31

新（別表－54-2）

	種別	名称	所在地	告示年月日
116	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺白書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺黒書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺霊明殿	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺勅使門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺皇族門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺霊宝館	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	117	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅主屋	伏見区醍醐落保町 53
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅離れ	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅戌亥蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅辰巳蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
118	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館主屋	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館青天門	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館長屋門	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
119	国登録有形文化財(建造物)	日本写真印刷本館	中京区壬生花井町 3	平 24. 2. 23
120	国登録有形文化財(建造物)	月見館本館	伏見区桃山町泰長老 160-4 他	平 24. 2. 23
121	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)本館	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)表門	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)旧門番所	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)旧車庫	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)北蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)南蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	122	国登録有形文化財(建造物)	鮎鶴本館	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他
	国登録有形文化財(建造物)	鮎鶴新館	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	鮎鶴南門	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
123	国登録有形文化財(建造物)	角屋松の間	下京区西新屋敷揚屋町 32	平 24. 8. 13
124	国登録有形文化財(建造物)	宮本家住宅主屋	北区紫野北舟岡町 27-13	平 25. 3. 29
	国登録有形文化財(建造物)	宮本家住宅門	北区紫野北舟岡町 27-13	平 25. 6. 21
125	国登録有形文化財(建造物)	梶田家住宅主屋	上京区笹屋町通千本西入笹屋 4 丁目 285	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	梶田家住宅表蔵	上京区笹屋町通千本西入笹屋 4 丁目 285	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	梶田家住宅雑物蔵	上京区笹屋町通千本西入笹屋 4 丁目 285	平 25. 6. 21

旧（別表－54-2）

	種別	名称	所在地	告示年月日
116	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺白書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺黒書院	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺霊明殿	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺勅使門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺皇族門	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	仁和寺霊宝館	右京区御室大内 33-1	平 23. 10. 28
	117	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅主屋	伏見区醍醐落保町 53
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅離れ	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅戌亥蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
	国登録有形文化財(建造物)	下村家住宅辰巳蔵	伏見区醍醐落保町 53	平 23. 10. 28
118	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館主屋	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館青天門	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
	国登録有形文化財(建造物)	平安女学院有栖館長屋門	上京区下立売通烏丸西入五丁目町 185-1 他	平 24. 2. 23
119	国登録有形文化財(建造物)	日本写真印刷本館	中京区壬生花井町 3	平 24. 2. 23
120	国登録有形文化財(建造物)	月見館本館	伏見区桃山町泰長老 160-4 他	平 24. 2. 23
121	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)本館	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)表門	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)旧門番所	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)旧車庫	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)北蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	吉田山荘(旧東伏見家住宅)南蔵	左京区吉田下大路町 59-1 他	平 24. 8. 13
	122	国登録有形文化財(建造物)	鮎鶴本館	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他
	国登録有形文化財(建造物)	鮎鶴新館	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
	国登録有形文化財(建造物)	鮎鶴南門	下京区木屋町通松原上る美濃屋町 182-1 他	平 24. 8. 13
123	国登録有形文化財(建造物)	角屋松の間	下京区西新屋敷揚屋町 32	平 24. 8. 13

新（別表－54-3）

126	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅主屋	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅土蔵	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
	国登録有形文化財(建造物)	長谷川家住宅表門	南区東九条東札辻町 5	平 25. 6. 21
127	国登録有形文化財(建造物)	旧片岡家住宅主屋	右京区鳴滝音戸山町 6-38 他	平 25. 6. 21
128	国登録有形文化財(建造物)	室賀家住宅主屋	山科区小山北林町 36-5	平 25. 6. 21
129	国登録有形文化財(建造物)	本能寺本堂	中京区寺町通御池下る下本能 寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	本能寺信長公御廟所拝殿	中京区寺町通御池下る下本能 寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	本能寺表門	中京区寺町通御池下る下本能 寺前町 522-1 他	平 25. 12. 24
130	国登録有形文化財(建造物)	久田家半床庵茶室	中京区高倉通二条下る瓦町 558-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	久田家半床庵腰掛	中京区高倉通二条下る瓦町 558-2 他	平 25. 12. 24
131	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造大黒蔵	伏見区横大路三栖大黒町 5-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造酒蔵ホール	伏見区横大路三栖大黒町 2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造吟醸酒蔵	伏見区横大路三栖大黒町 2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造煉瓦倉庫	伏見区横大路三栖大黒町 7-1	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造事務所	伏見区横大路三栖大黒町 4-2 他	平 25. 12. 24
	国登録有形文化財(建造物)	松本酒造煉瓦煙突	伏見区横大路三栖大黒町 7-1	平 25. 12. 24